

平成 31 年（2019 年） 2 月 14 日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県社会福祉審議会
委員長 中島 豊

「長野県地域福祉支援計画」の策定について（答申）

平成 30 年（2018 年） 3 月 19 日付け 29 地福第 731 号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

「長野県地域福祉支援計画」
の策定について（答申）

平成 31 年 2 月
長野県社会福祉審議会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 社会情勢の変化に即した時代認識
- 第3節 地域福祉支援計画が目指すもの：地域共生社会の創造
- 第4節 計画の位置づけ
- 第5節 他の計画との関係性
- 第6節 計画期間

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

- 第1節 人口・世帯の状況
- 第2節 地域を支える人材・環境の状況
- 第3節 支援が必要な人等を取り巻く状況
- 第4節 外国にルーツを持つ県民の状況
- 第5節 市町村の取組状況

第3章 計画の基本理念

- 第1節 計画の基本理念
- 第2節 私たちが目指す地域共生社会とは

第4章 地域共生社会創造に向けての重点取組テーマ

- 第1節 ごちゃまぜ社会へ向けての土壌づくり
- 第2節 住民主体の新しいお互いさま社会づくり
- 第3節 包括的に機能する相談体制づくり

第5章 個別重点課題・くらしを支える取組

- 第1節 個別重点課題への対応
- 第2節 くらしを支える取組み

第6章 市町村地域福祉計画策定について

第7章 推進体制・達成目標・関連法令集

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

【社会福祉情勢の変化】

- 人口減少社会の到来、家族や社会的なつながりの希薄化等により、地域社会は大きな転換点を迎つつあります。かつては「終身雇用」など、日本的といわれる社会経済の仕組みの中で、社会の支え手は、仕事に専念し、支えられる側は支援が必要となる典型的な要因を想定して、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに法的な支援制度が整備されてきました。
- しかしながら、昨今では個人や世帯で、様々な課題が複雑に絡み合う事例が見られるようになり、従来の縦割りの制度では対応が困難なケースが増加してきています。
- こうした地域生活課題解決のため、全世代型の社会保障への転換と様々な課題解決の主体としての地域の力の強化が必要と考えられます。
- 日本の寿命は世界トップクラスであり、今後更に延伸することが予想されています。「人生100年時代」を迎えるなかで、高齢者から若者まで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会、それぞれの生き方やスタイルの違いを認め合い、応援し合う社会をつくっていく必要があります。

【社会福祉法の改正】

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の改正が行われ、平成30年4月1日から施行されています。
- 改正社会福祉法（以下「法」という。）では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する条項が新設され、「住民に身近な圏域で」地域力を強化するための環境整備を行うこと、そこで明らかになった地域生活課題を受け止める相談体制の整備、そして、市町村域における専門的相談機関の協働の推進に重層的に取り組むことの必要性が明記されました。
- 法第4条では、地域住民等（地域住民のほか、社会福祉法人等の事業者や、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティアなど地域で福祉的な活動を行う主体）は、地域福祉の推進に当たっては、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携により解決を図るよう留意するものとされました。
- また、法第6条では地域福祉の推進に向け、地域住民だけでなく、国及び地方公共団体においても、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図ることを促進するための施策その他の地域福祉の推進のための措置を講じなければならないとされ、地域福祉の推進に当たっての行政の役割が明記されるとともに、地域の力と公的な支援体制により地域福祉を推進していくことが求められています。

【計画策定の背景】

- このような近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域に暮らす誰にも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向を示して、様々な主体の取組を支援する県の施策に関する新たな計画を策定します。

第2節 社会情勢の変化に即した時代認識

【人生100年時代の到来】

- ロンドンのビジネススクールの教授であるリンダ・グラットン氏らが著した「ライフ・シフト」では、今後長寿化が進行し「人生100年時代」を迎えるなかで、個人の人生についても「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型モデルではなく、マルチステージ型の人生へと見直すことが必要とされています。
- 「人生100年時代」において重要性が増すものとして、生涯にわたる「教育」、70歳を超えて働くことを想定した「多様な働き方」、お金だけでなく、経験や人的なネットワークなどの「無形資産」が挙げられています。
- また、100年という長い期間をより充実したものとするためには、スポーツや文化芸術活動、地域コミュニティ活動などに積極的に関わることも重要です。
- 元気に活躍できる中高年層が社会の重要な担い手となるような構造転換を進めるとともに、活躍の場となる就労の場づくりや、地域活動の活性化などが必要になってきます。

【「ちがいを認め合える社会づくり】

- LGB T総合研究所が2016年に実施したマーケット調査では、自分はLGB Tに該当すると答えた人は8.0%存在するにもかかわらず、職場に同性愛者や両性愛者がいることに抵抗を感じる人は3人に1人いることが明らかになりました。
- また、男女別にみると抵抗を感じる人の割合は男性が女性の約2倍となり、40代、50代と年代が上がるにつれて高くなる傾向がある（日本労働組合総連合会「LGB Tに関する職場の意識調査」結果）など、真の意味でのダイバーシティ社会の実現という観点では、周囲の理解は未だに進んでいない状況にあります。
- 平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たな在留資格として「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設されました。これにより、我が国に居住する外国人が増加することが想定されます。
- お互いの異なる価値観を認め合える、「ちがいを」＝「多様性」に寛容な社会、誰もが排除されない地域づくりを進める必要があります。

【孤立から共生へ】

- 社会経済状況の変化の中でひきこもりの長期化や介護離職などにより、「8050問題」に見られるような複合的な課題を抱えた世帯や、社会的な孤立状態を余儀な

くされている人が増加しています。

- 社会的な孤立の増加の背景として「無縁社会」「自己責任」「おひとりさま」などのキーワードが人々の共感を集めていることや、ヘイトスピーチ(憎悪表現)など、多様性を否定する事件も目立ちつつあることが考えられます。
- 今こそ、地域共生の理念を皆が学び合い、ともに生きる、ともにくらす新しいお互いさま社会(※)を創造していく必要があります。

※ 新しいお互いさま社会

「困ったときはお互いさま」というような、かつてあったご近所付き合いや地域のつながりをそのまま再現するのではなく、地域の状況や一人ひとりのライフステージに応じて、自然に支援の支え手と受け手が入れ替わり、みんなで地域を支え合う社会のこと

第3節 地域福祉支援計画が目指すもの：地域共生社会の創造

- 高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、日本人も外国籍の人も、全ての人が孤立することなく、1人の人として尊重され、当たり前居場所や役割を持って活躍でき、支援が必要となったときには安心して困ることができる、ごちゃまぜでくらす(※)社会を創造していきます。
- 地域住民が普段の暮らしの中で取り組んでいる助け合い、支え合いなどの「宝」を発掘・共有するとともに、これまでの支え手・受け手の役割分担を超えて、誰もが地域の担い手として役割を持ち、NPO、企業、福祉関係者、市町村、県などがつながり合い、地域をつくっていく、新しいお互いさま社会を目指します。
- 市町村において、自助・互助・共助・公助が包括的に機能する社会を目指して、市町村の取組を支援するとともに、小規模町村が多い本県の実情に合わせて広域的支援機能の強化を図ります。

※ 「安心して困ることができる」社会

地域の中に多様な居場所や支え合いの活動があり、その場に集う人々が、発見した困りごとを「自分ごと」として受け止め、皆で解決しようとする仕組のある社会

「ごちゃまぜでくらす」社会

世代の違いや障がいの有無、国籍の違い、文化の違いなど様々な個性を持った住民が、互いの違いを尊重し、地域の中で役割と出番を持ち、支え合ってくらす社会

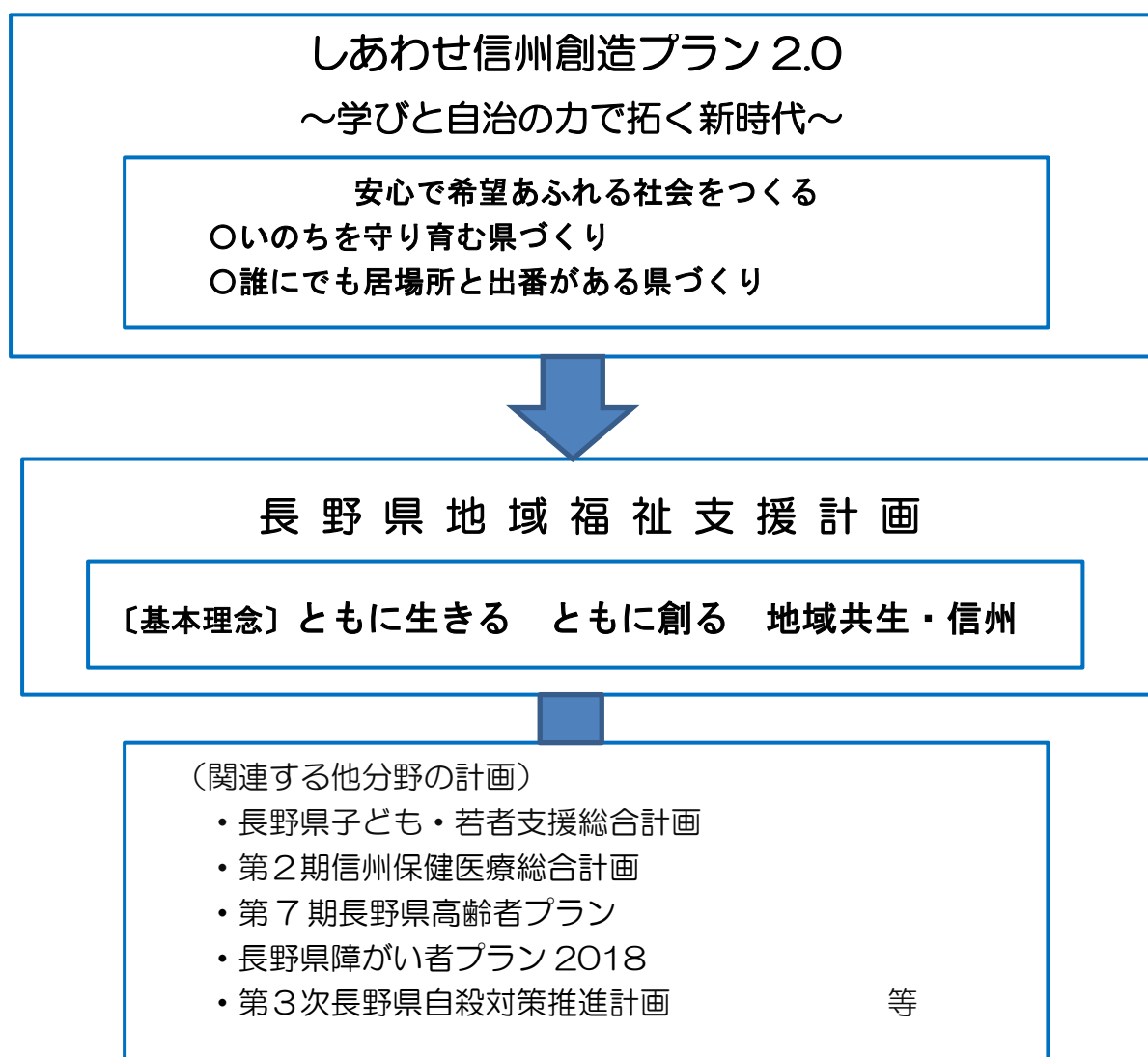
第4節 計画の位置づけ

- この計画は、社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として以下の項目を盛り込み、市町村の「地域福祉計画」の策定を支援します。

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他福祉に関連して共通して取り組むべき事項
- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的な方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

第5節 他の計画との関係

- この計画は、「しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合5か年計画）」の基本目標である「確かな暮らしが営まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～」を地域福祉の分野で具体化する計画です。また、長野県が今後目指す地域福祉の方向性に関する基本的な計画として、関連する計画との整合・調和を図ります。
- この計画は、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するための重要な指針として国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨を最大限尊重します。



第6節 計画期間

- 長野県総合5か年計画と整合を図るため、2019年度(平成31年度)から2022年度までの4年間とします。
- ただし、本県の地域福祉を取り巻く課題に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第 2 章

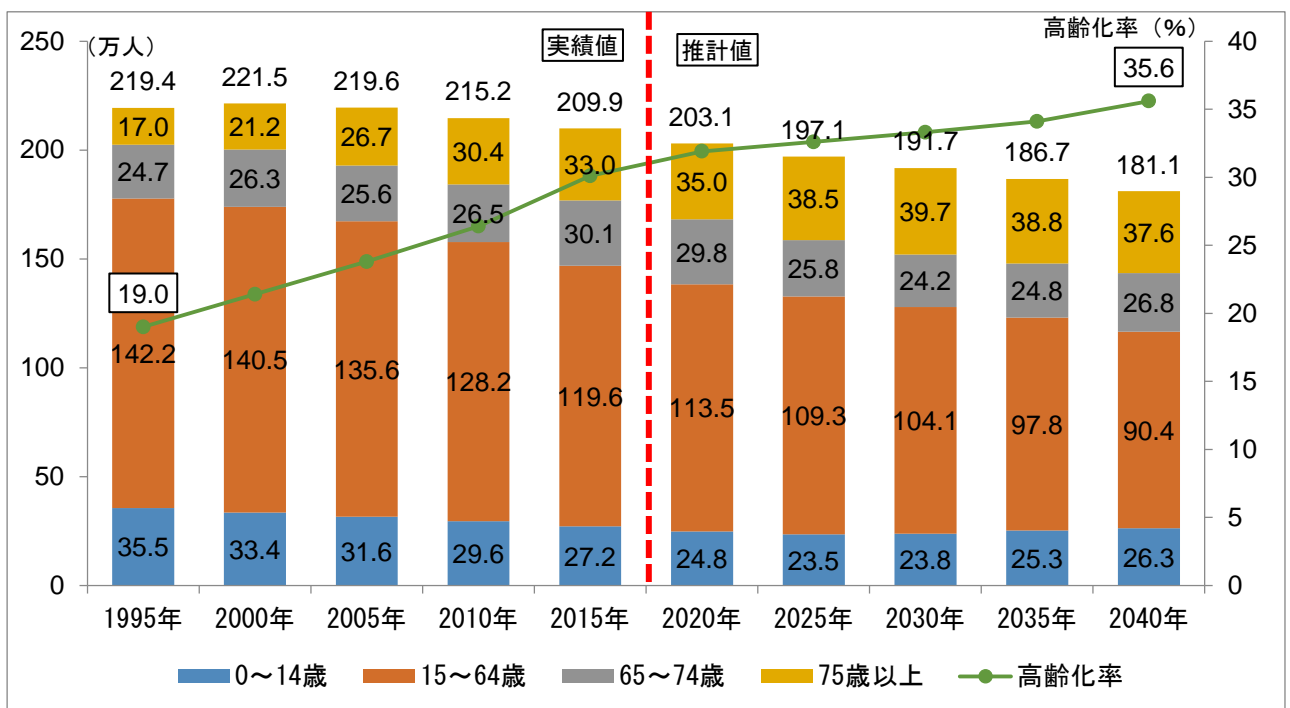
長野県の地域福祉を取り巻く現状

第1節 人口・世帯の状況

①将来の人口の見通し

長野県の現在の人口は、約206万3,865人（2018年（平成30年）10月時点）ですが、長野県の人口は2000年（平成12年）以降減少傾向にあり、今後もその傾向が継続し、2025年には200万人を下回ると見込まれています。また、年齢階級別に見ると、15歳～64歳の人口が一貫して減少しており、2035年には100万人を下回ると見込まれています。

図1 年齢階級別人口及び高齢化率の推移



実績値：総務省「国勢調査」

推計値：長野県企画振興部が国・都道府県・市町村が人口減少に歯止めをかける施策を講じた場合として推計したもの

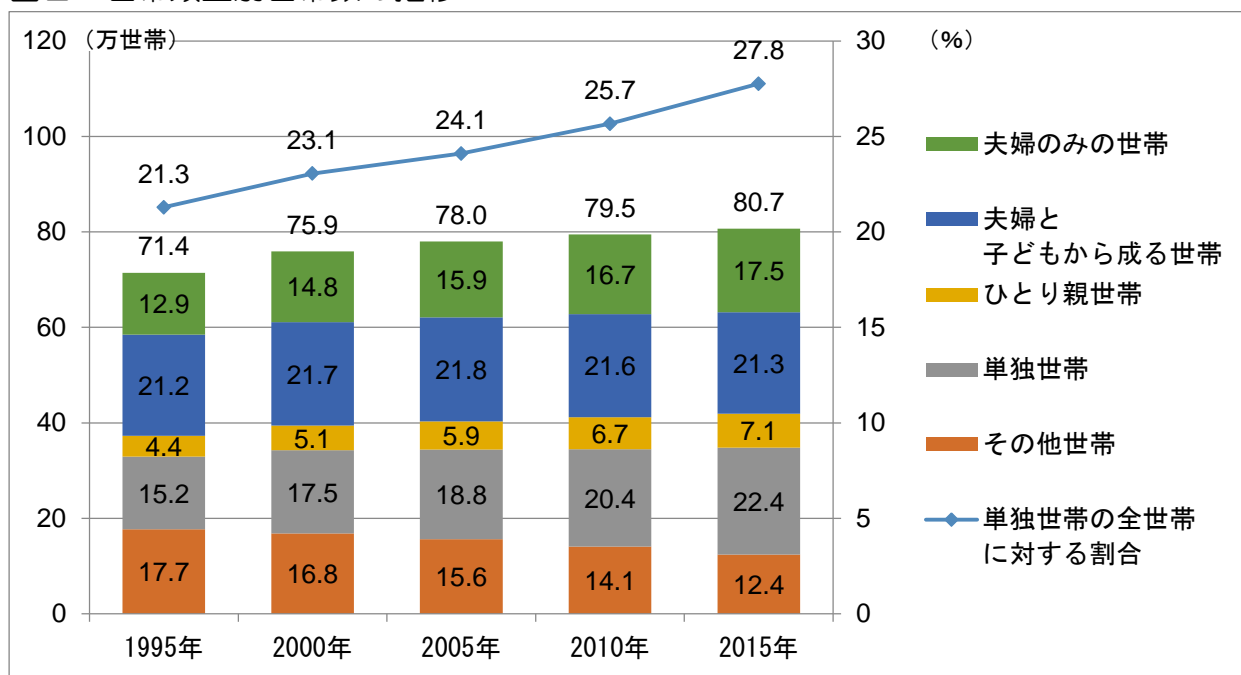
注：1995年～2015年の総人口には年齢「不詳」の人口を含み、年齢別人口と合計が一致しない場合がある

②世帯構造の変化

長野県の現在の世帯数は約82万4千世帯（2018年（平成30年）10月1日時点）です。世帯構成を見ると、夫婦と子どもからなる世帯の世帯数がほぼ横ばいであるのに対し、世帯人員が1人のみの単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しており、特に単独世帯の全世帯に占める割合は27.8%まで増加しています。

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

図2 世帯類型別世帯数の推移



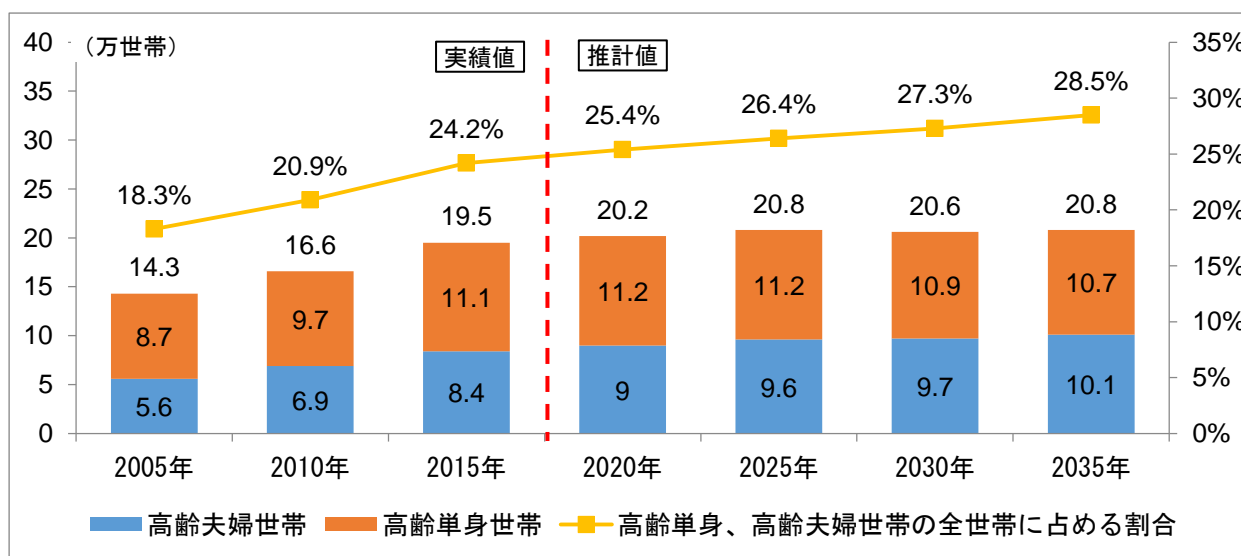
総務省「国勢調査」

③高齢者の世帯状況

長野県の高齢夫婦世帯（夫婦のいずれかが65歳以上の世帯）及び高齢単身世帯（65歳以上高齢者単独の世帯）は2005年には14.3万世帯で全世帯の18.3%でしたが、年々増加傾向にあり、2020年には20万世帯を超える見通しです。

高齢者の世帯数は横ばいで推移すると予想されますが、人口減少が見込まれる中、全世帯に占める高齢者世帯の割合が増加していくことが見込まれています。

図3 高齢者世帯数の推移



実績値：総務省「国勢調査」 推計値：長野県企画振興部による推計

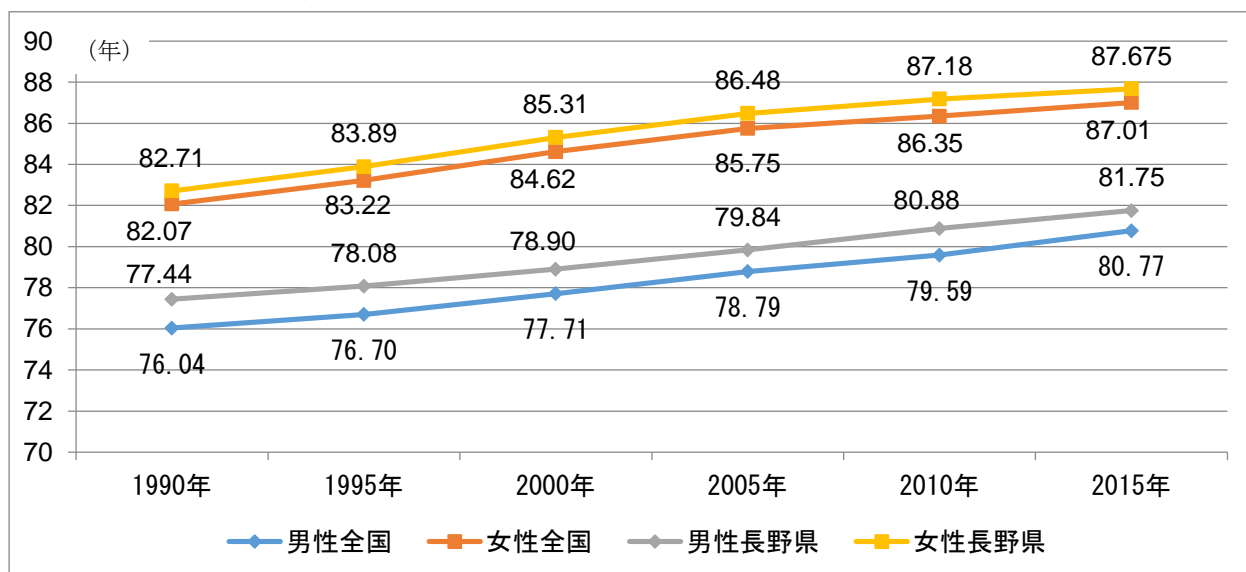
第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

④平均寿命と健康寿命

平成27年（2015年）の都道府県別生命表によると、本県の平均寿命は女性が87.675年で全国1位、男性が81.75年で全国2位となっており本県の長寿を裏付けています。

健康寿命については、指標が3つあり、指標により全国における水準は異なりますが、そのうち「日常生活動作が自立している期間の平均」については、男女ともに全国1位となっています。

図4 平均寿命の推移



厚生労働省「都道府県別生命表」

図5 健康長寿に関する指標

(単位：年)

指標	性別	長野県	全国
日常生活に制限のない期間の平均（2016） ※国民生活基礎調査（厚生労働省）の質問で「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。」⇒「ない」の回答を健康な状態とする。	男性	72.11（20位）	72.14
	女性	74.72（27位）	74.79
自分が健康であると自覚している期間の平均（2016） ※国民生活基礎調査（厚生労働省）の質問で「あなたの現在の健康状態はいかがですか。」⇒「よい」、「まあよい」及び「ふつう」の回答を健康な状態とする。	男性	72.25（24位）	72.31
	女性	75.59（26位）	75.58
日常生活動作が自立している期間の平均（2016） ※介護保険の要介護度2未満を健康な状態とする。	男性	80.55（1位）	79.47
	女性	84.60（1位）	83.84

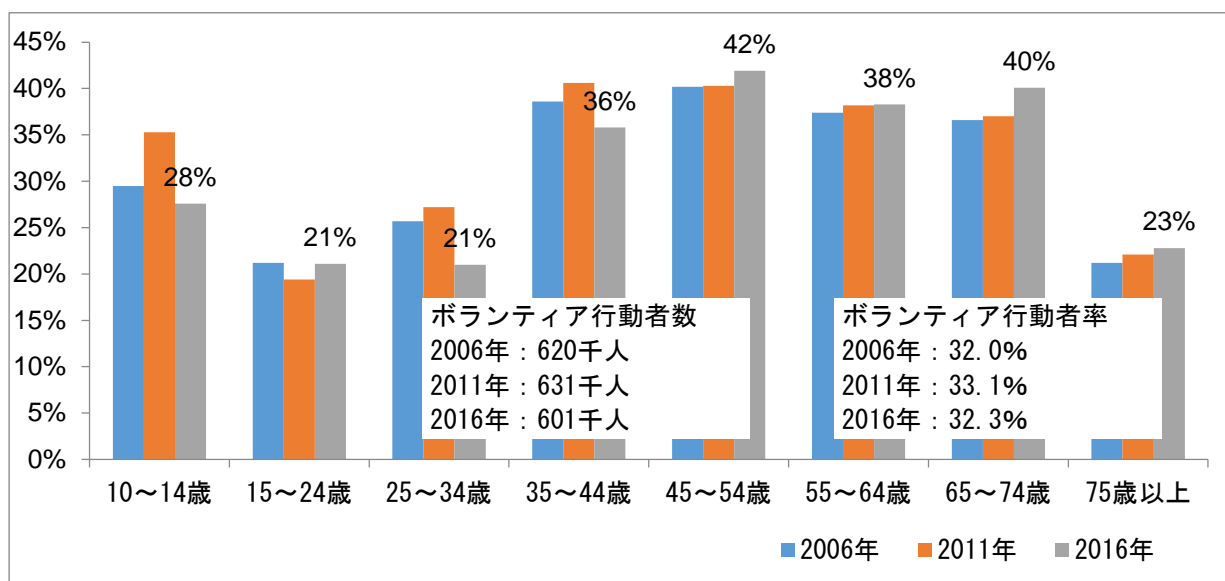
厚生労働省科学研究班

第2節 地域を支える人材・環境等の状況

①ボランティアの状況

本県でボランティア活動や地域活動など、公共的活動に参加する者は概ね62万人となっています。また、活動者を年齢層別に見ると、15～24歳、25～34歳のボランティア活動等に参加する割合が他の年齢層に比べ低くなっています。

図6 ボランティア活動の年齢別行動者率



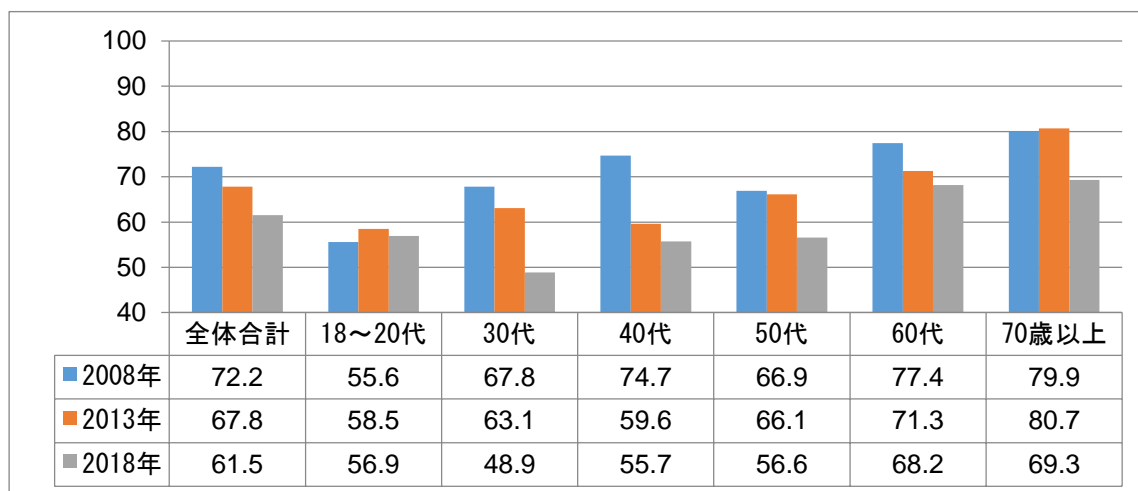
総務省「社会生活基本調査」 ※行動者率：10歳以上人口に占める行動者数の割合

②ボランティアに関心のある者の状況

長野県社会福祉協議会が実施した県民意識調査において、ボランティアやNPO活動に「かなり関心がある」「まあ関心がある」と回答のあった者は61.5%と2008年以降低下傾向にあります。一方でこれまではおおむね若い世代ほど関心が低いという傾向にありましたが、今回調査では関心が高い世代別にみると70代、60代に続いて20代という結果となり、20代において関心が高まっているという傾向がみられます。

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

図7 ボランティア・NPOへの関心の状況



長野県社会福祉協議会「平成30年度 長野県県民意識調査」

③民生・児童委員の状況

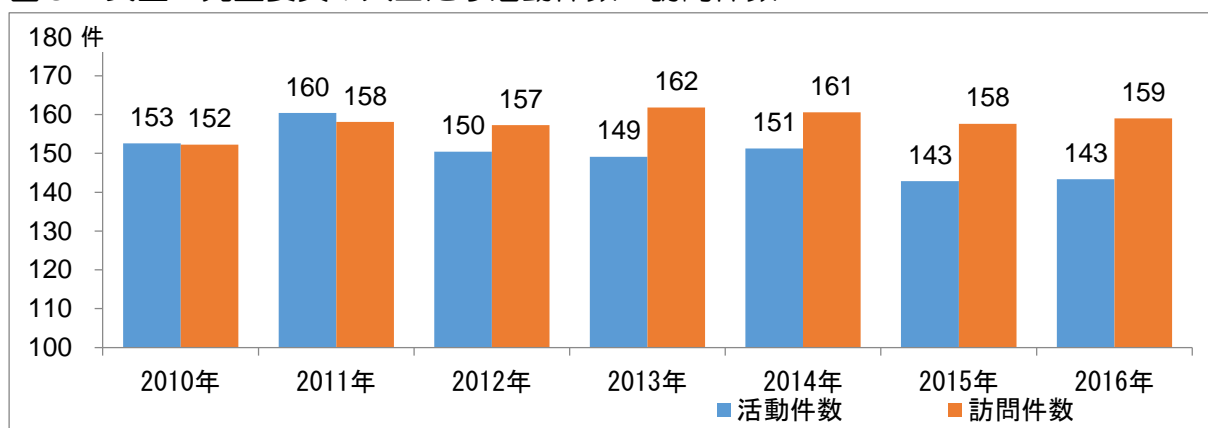
民生・児童委員は、地域の中で住民の相談や日常の見守り、関係機関への橋渡しなど、地域福祉を推進するための活動を行っており、長野県では5,250人が委嘱されています（2017年（平成29年）3月末時点）。

図8 民生・児童委員現員数

時 点	現員数 (a)	定数 (b)	欠員数(b)-(a)	充足率(a)/(b)
2010年	5,240人	5,248人	8人	99.85%
2013年	5,236人	5,259人	23人	99.56%
2016年	5,250人	5,274人	24人	99.54%

長野県地域福祉課調べ

図9 民生・児童委員1人当たり活動件数・訪問件数

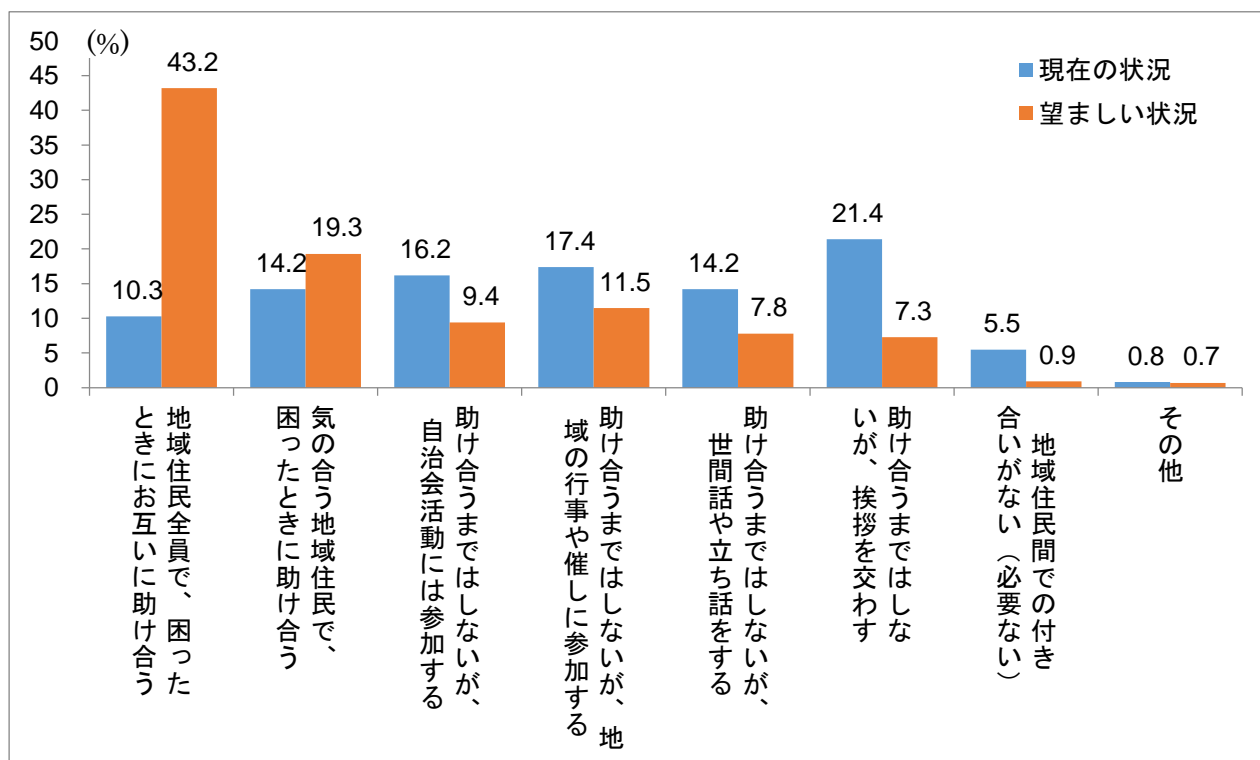


長野県地域福祉課調べ

④近所付き合いの状況

核家族化の進行や価値観の多様化など社会環境が変化する中で地域のつながりが希薄化しています。県民意識調査によると、近所付き合いの望ましい状況として、「地域住民で困ったときに助け合う」、「気の合う地域住民で困ったときに助け合う」と答えた人の割合は 62.5%となっているのに対し、現在の付き合いの程度が望ましい状況となっていると答えた人の割合は 24.5%と、望ましい地域の支え合いの状況と現在の状況に乖離が生じています。

図 10 地域での支え合いや助け合いの状況



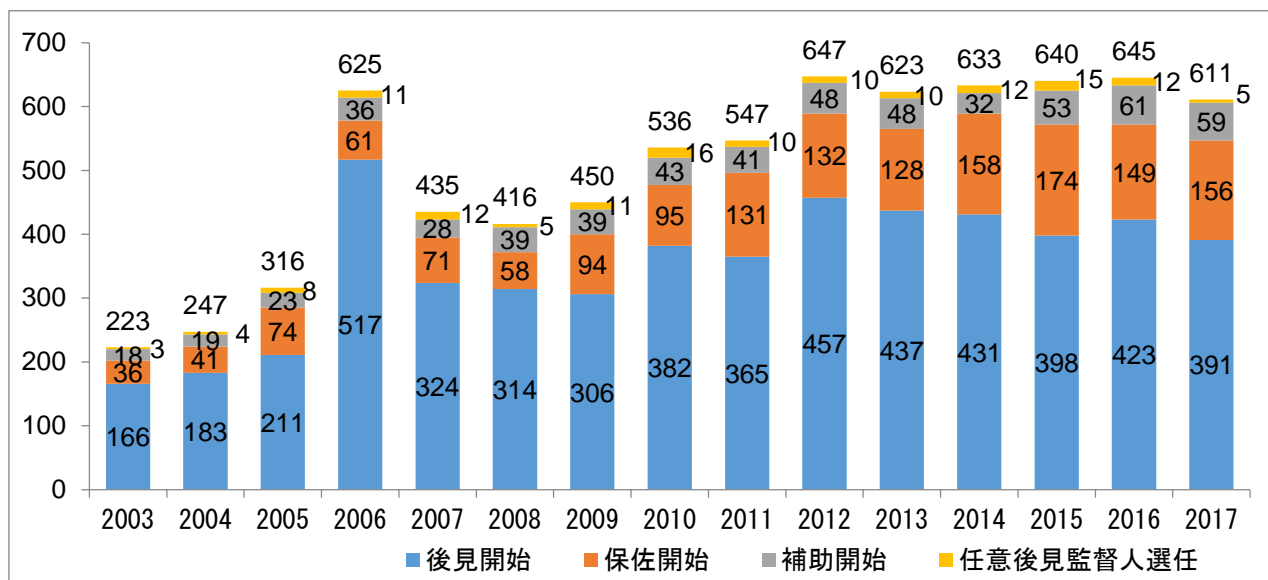
長野県社会福祉協議会「平成 30 年度 県民意識調査」

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

⑤ 成年後見制度の状況

県内の成年後見関係の申立数は増加傾向にありましたが、近年では概ね 600 件程度で推移しています。申立実績を見ると、成年後見開始件数が全体の8割以上を占めています。

図 11 県内の成年後見関係申立数の推移

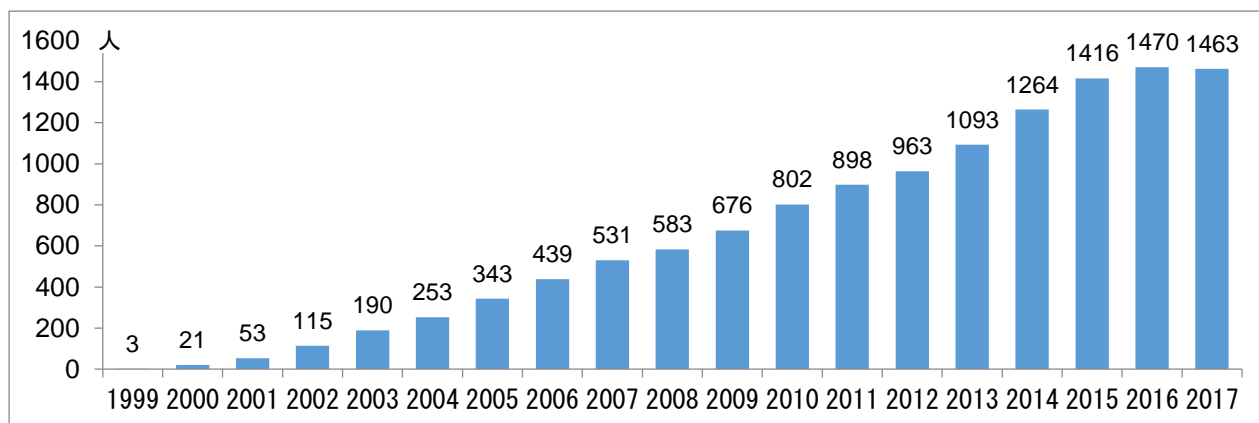


長野家庭裁判所 成年後見制度申立件数等推移表による

⑥ 日常生活自立支援事業の利用状況

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の援助等を行う日常生活自立支援事業の契約者は制度開始以降増加傾向にあり、2017年度（平成29年度）末時点で1,463人の方が制度を利用しています。

図 12 日常生活自立支援事業契約者数の推移



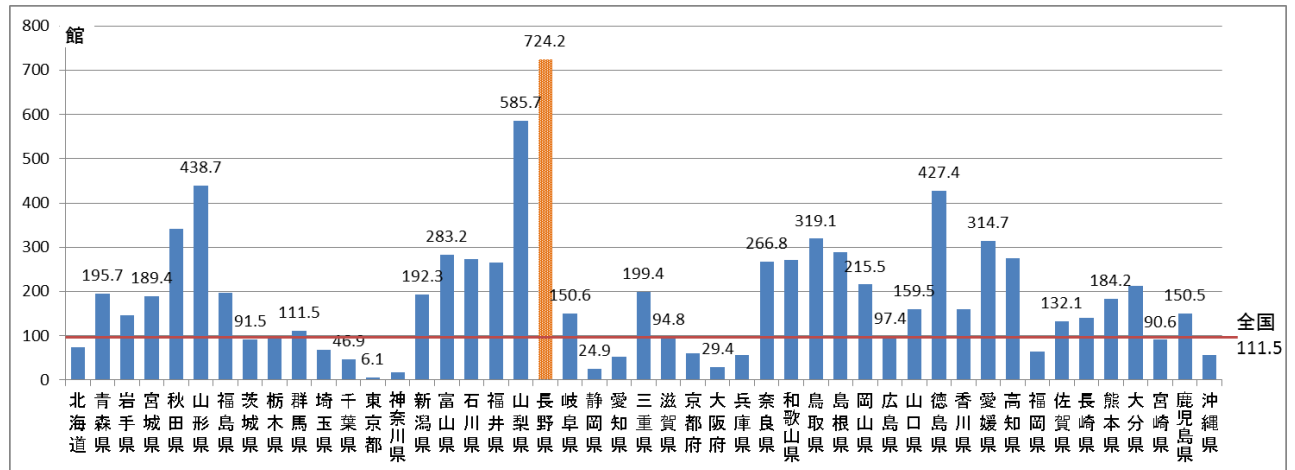
長野県社会福祉協議会調べ

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

⑦公民館数

本県における人口100万人当たり公民館数は全国で最も多い数となっています。講座や講演の開催など、地域住民の学びの場になっているだけでなく、住民同士が交流する場になることで地域課題を発見するきっかけや、多彩な地域づくりの場になっています。

図13 人口100万人当たり公民館数（2015年（平成27年））



総務省「社会・人口統計体系」

第3節 支援が必要な人等を取り巻く状況

(1) 高齢者を取り巻く状況

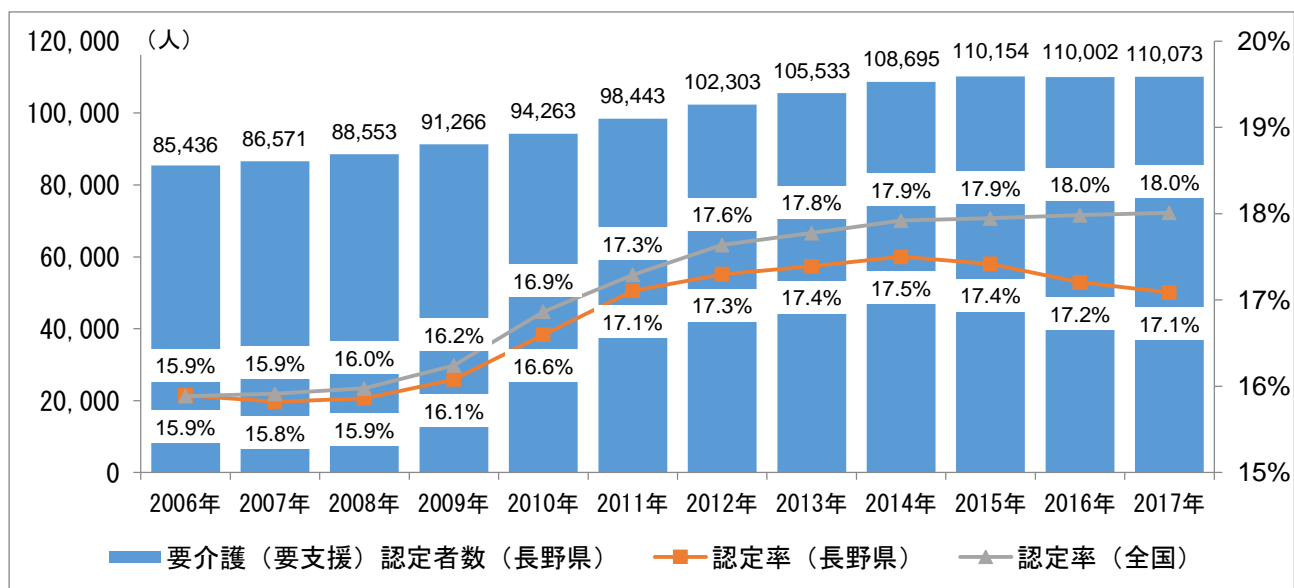
① 要介護（要支援）者の推移

長野県の高齢者数、高齢化率は一貫して増加・上昇傾向にあり、高齢者数は645,297名（2018年（平成30年）10月時点）で、高齢化率は31.5%に達しています。今後も高齢化は進行し、65歳以上の人口がピークを迎える2020年以降も高齢化は進行する見込みです。

長野県の第1号被保険者（介護保険の被保険者のうち65歳以上の人。）のうち要介護（要支援）認定者数は110,073人（2018年（平成30年）3月末）で、やや増加傾向にあります。第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合（認定率）は17.1%で、近年は全国より低い水準で推移しています。

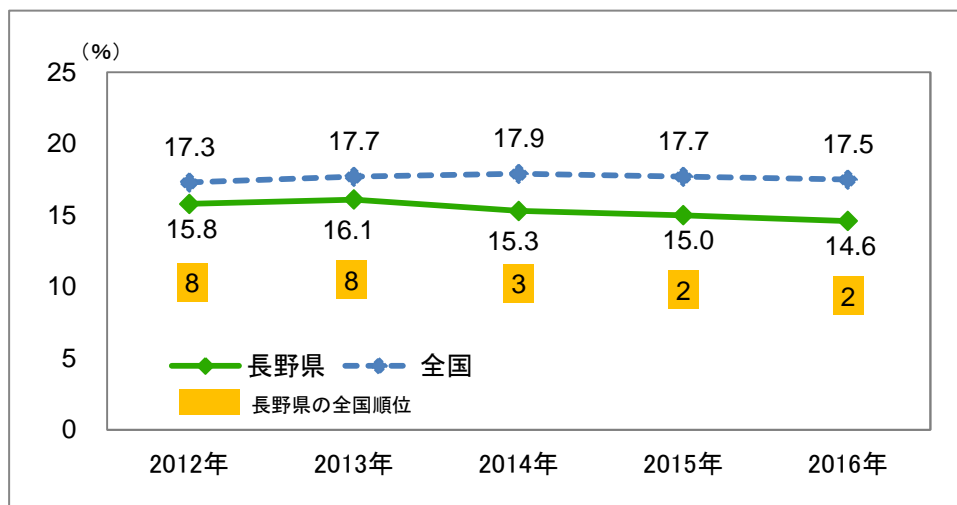
性・年齢調整を行った認定率は、近年徐々に低下しており、2016年度（平成28年度）は14.6%となっています。都道府県別の順位も徐々に向上しており、2016年度（平成28年度）は低い方から2番目となっています。

図14 要介護（要支援）認定者数の推移



厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）（2017年度は月報（2018年3月分））」

図15 調整済認定率の推移



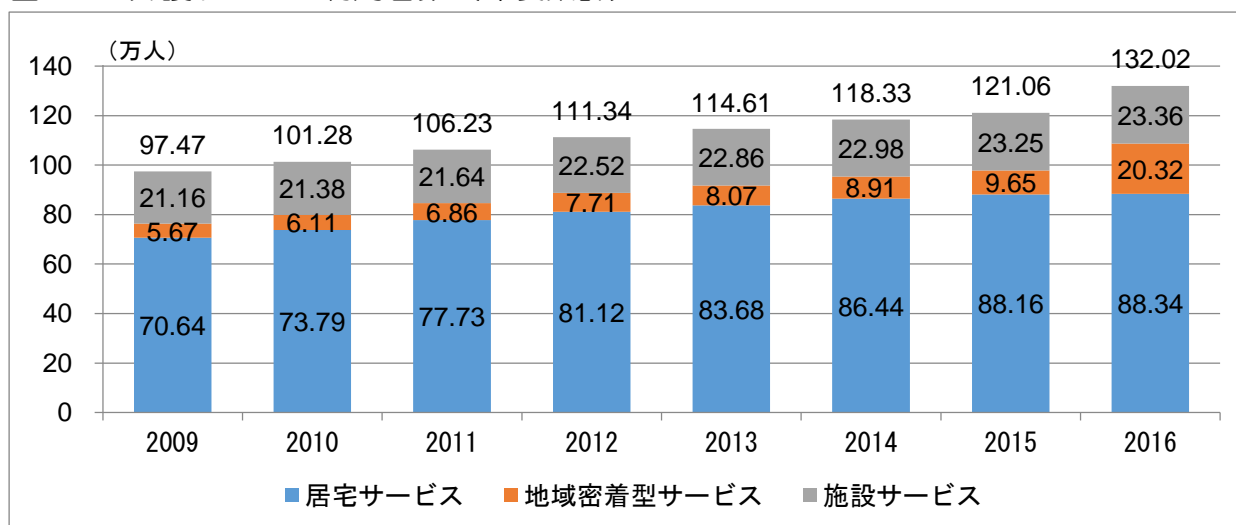
厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※調整済認定率は「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成だった」として計算した場合の認定率

②介護サービスの利用状況と介護給付費の推移

長野県の介護サービス（予防を含む）を利用する人数は「居宅サービス」が最も多く、増加傾向にあります。「施設サービス」の利用者数の状況はほぼ横ばいですが、「地域密着型サービス」は定員18人以下の小規模通所介護が2016年（平成28年）4月から地域密着型サービスへ移行したことにより利用者数が大きく増加しています。高齢化の進行等により介護サービスの利用者数の増加が見込まれ、長野県の介護給付費も今後さらに増加することが見込まれています。

図16 介護サービス利用者数（年度累計）

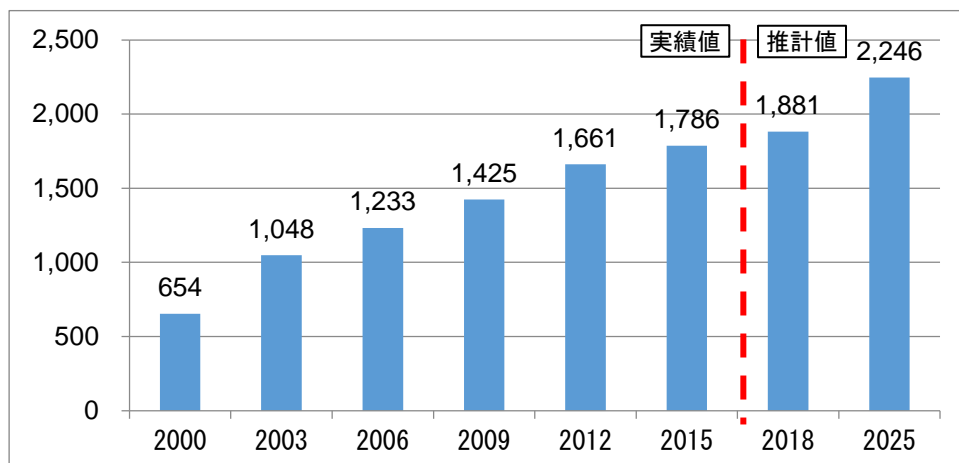


厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

※各サービスを重複して利用する場合があるため、実人数は一致しない場合がある

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

図 17 介護給付費の推移

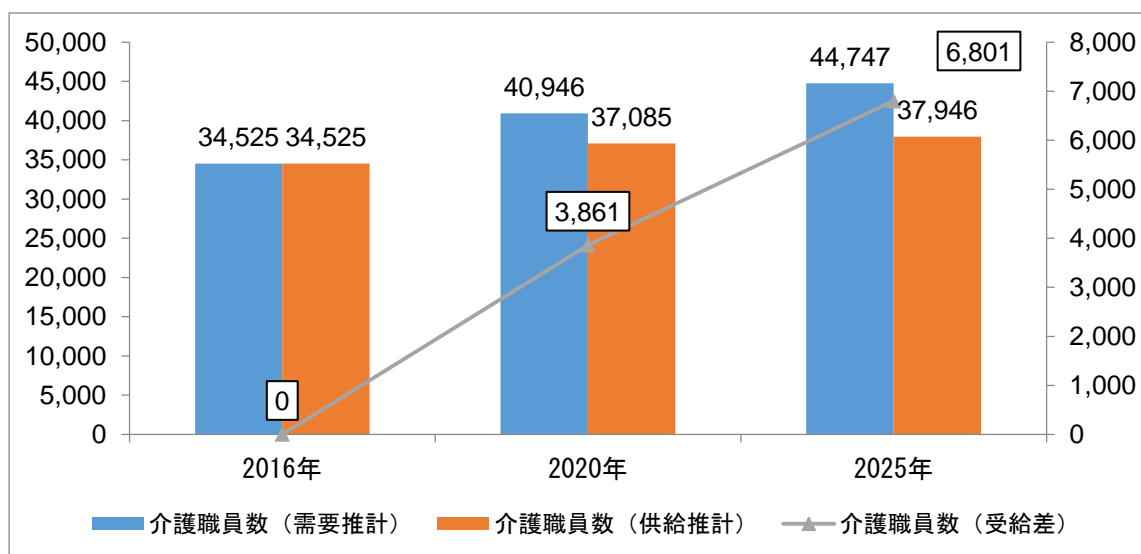


厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

③介護人材の受給推計（介護人材の不足）

長野県では2016年（平成28年）時点で約3万5千人が介護職員として働いています。今後少子高齢化が進行する中で、2020年には約3,800人の介護職員が不足し、団塊の世代が75歳以上になる2025年には6,800人以上の介護職員が不足すると見込まれています。

図 18 介護人材の需給推計



厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材必要数について（2018年）」

注）2016年の介護職員数は実績値のため需要と供給を同数としている。

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

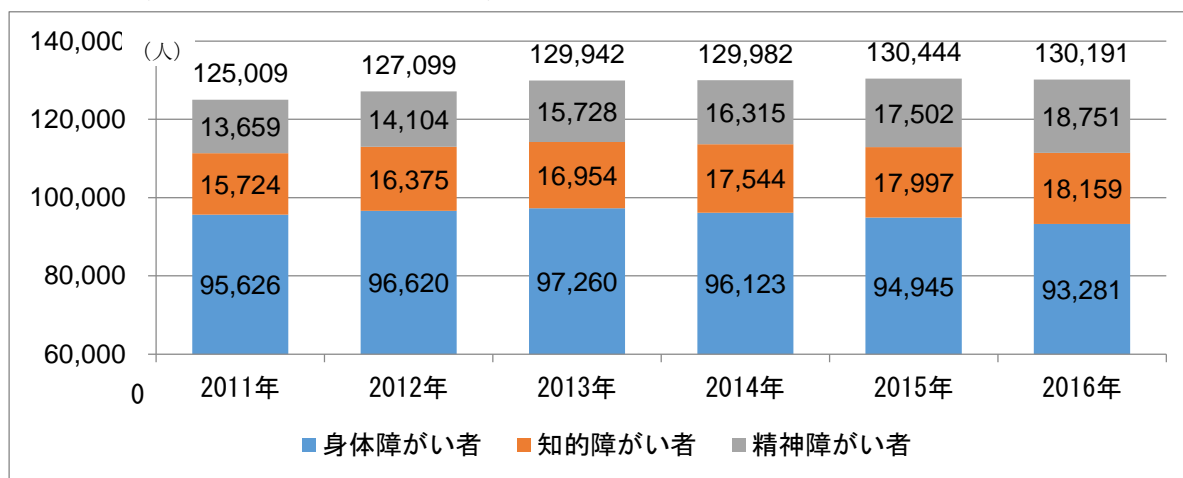
(2) 障がい者を取り巻く状況

① 障害者手帳所持者数の推移

2017年（平成29年）3月末時点の長野県内の障害者手帳所持者数は、身体障がい者93,281人、知的障がい者18,159人、精神障がい者18,751人、合計130,191人となっています。

身体障がい者は近年減少傾向にある一方で、2011年度（平成23年度）に比べ、知的障がい者は15.5%、精神障がい者は37.3%増加しています。

図19 障害者手帳所持者数の推移（各年度末）

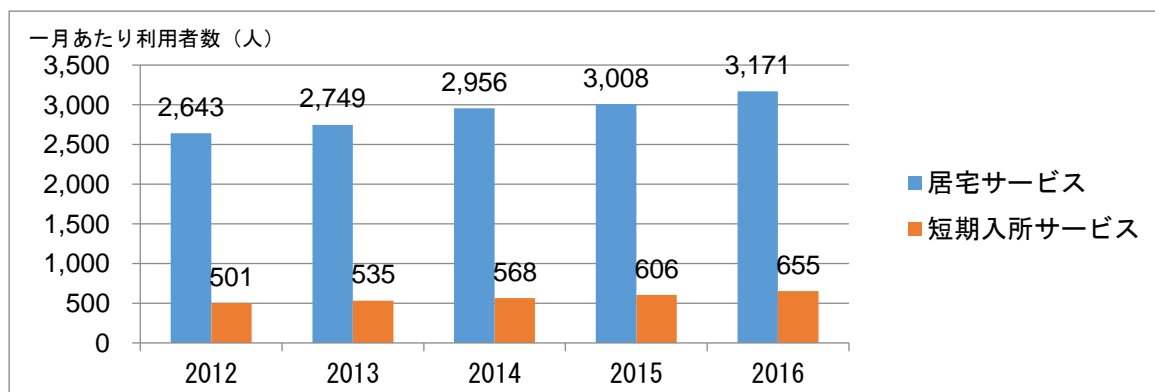


長野県障がい者支援課調べ

② 障がい者の地域生活移行の推移

障がいのある方の地域での自立した生活の場の一つであるグループホームの利用者数や、居宅介護・短期入所などの居宅サービスの利用者数（延人数）が増加しています。一方で障がい者入所施設の利用者数は減少傾向にあります。

図20 障がい者居宅サービス等利用者延人数の推移

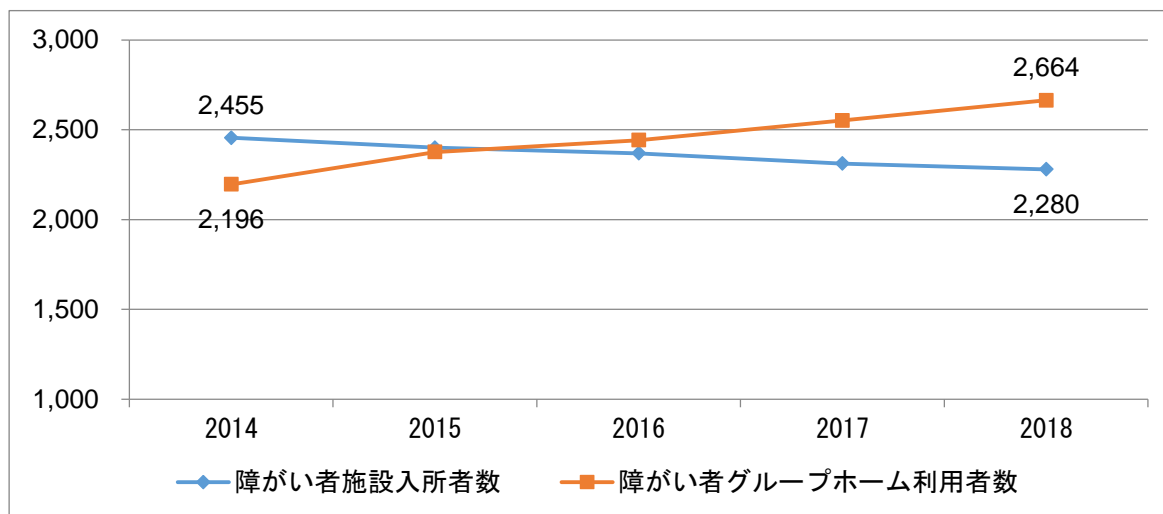


長野県障がい者支援課調べ

※居宅サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

図21 施設入所者数、グループホーム利用者数の推移

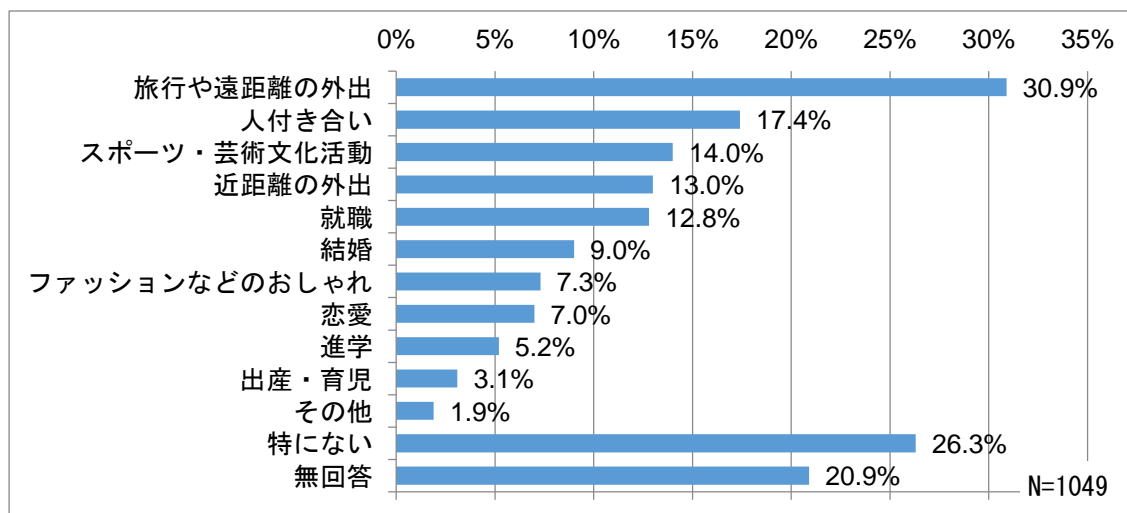


長野県障がい者支援課調べ

③障がいがある方の社会参加

障がいのある方が、その障がいがあるためにあきらめたり、妥協せざるを得なかったことは旅行や遠距離の外出が最も多く、30.9%の方があきらめたり、妥協せざるを得ない状況となっています。

図22 障がいがあるためにあきらめたり、妥協せざるを得なかったこと



長野県障がい者支援課「障がいのある方の実態調査（2017年（平成29年）」

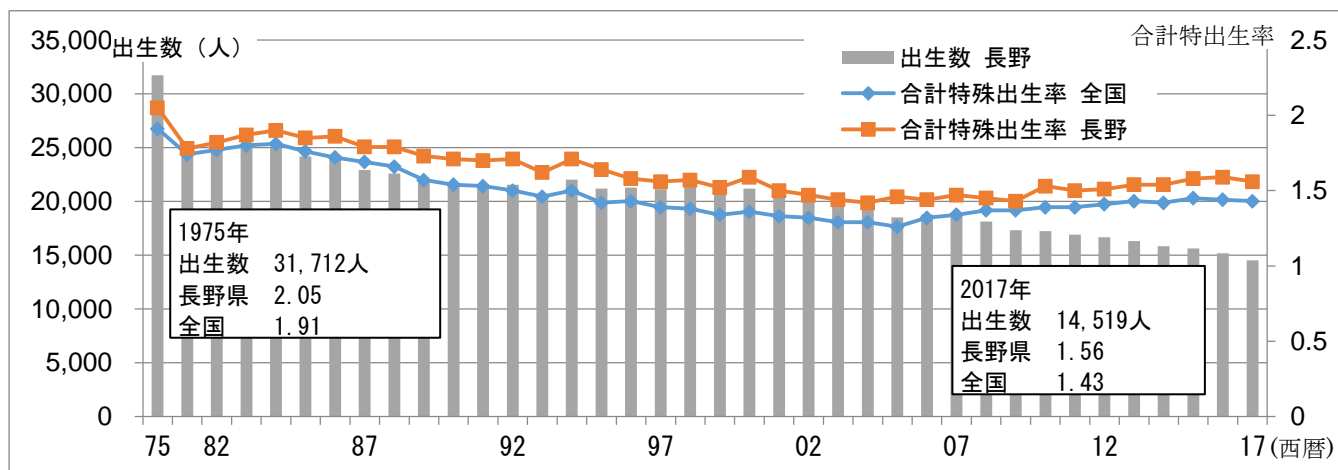
第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

(3) 子どもを取り巻く状況

① 出生数と合計特殊出生率

長野県の出生数は14,519人（2017年（平成29年））であり1975年以降減少傾向で推移してきました。また、合計特殊出生率も減少傾向にありましたが、2010年（平成22年）頃から増加傾向に転じ、2017年（平成29年）には1.56（全国1.43）となっています。

図23 出生数と合計特殊出生率



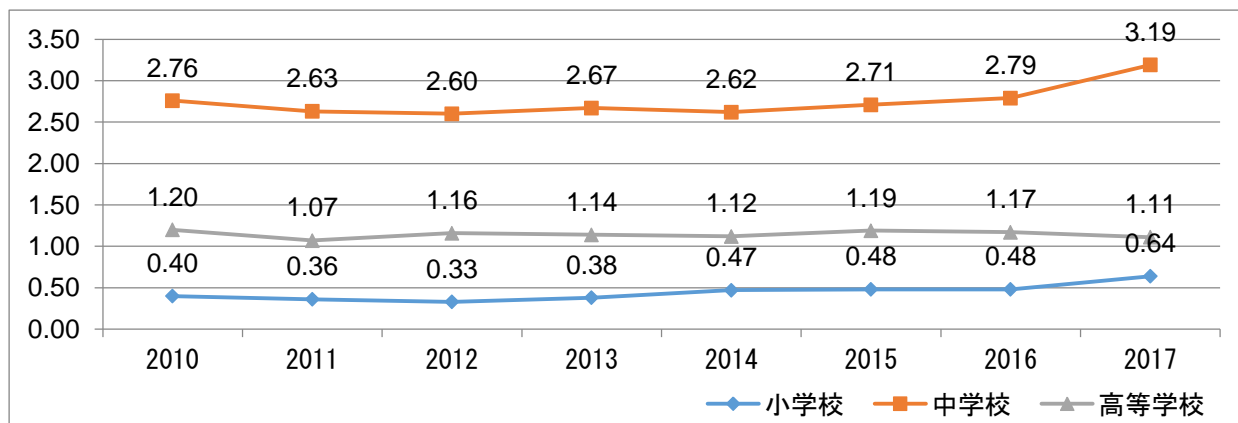
厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率：1人の女性とその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数

② 不登校児童生徒の在籍比の推移

長野県の不登校児童生徒の在籍比は、近年小学校で0.3～0.5%、中学校で2.6～2.8%、高等学校で1.0～1.2%の範囲で推移してきましたが、2017年度（平成29年度）は小学校、中学校の不登校児童生徒の在籍比が増加しています。

図24 不登校児童生徒の在籍比の推移



文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

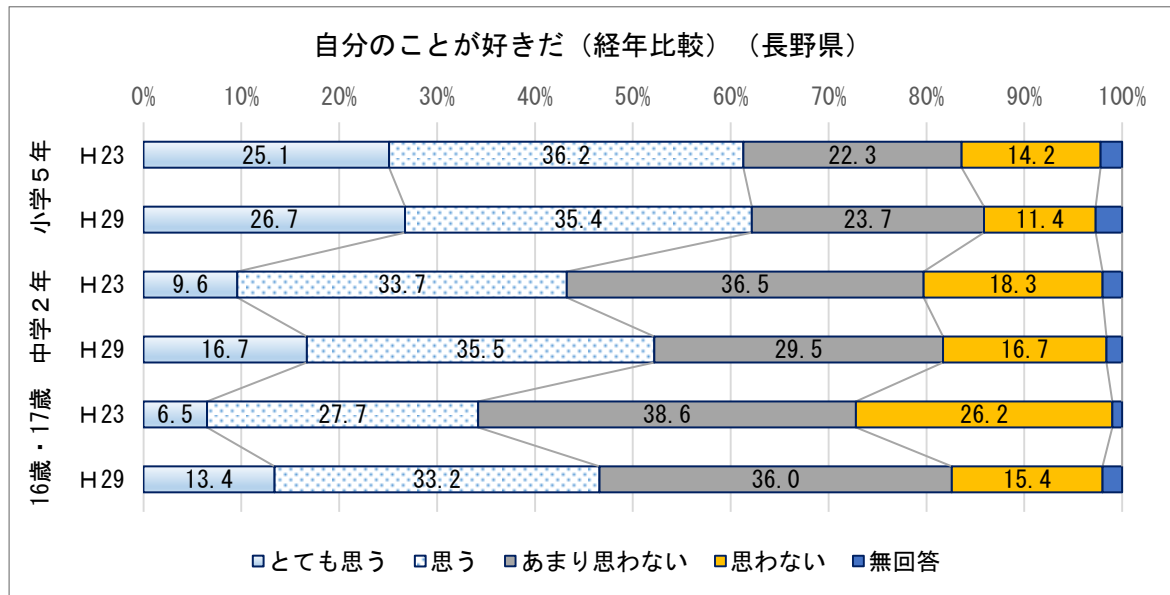
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

③子どもの自己肯定感の推移

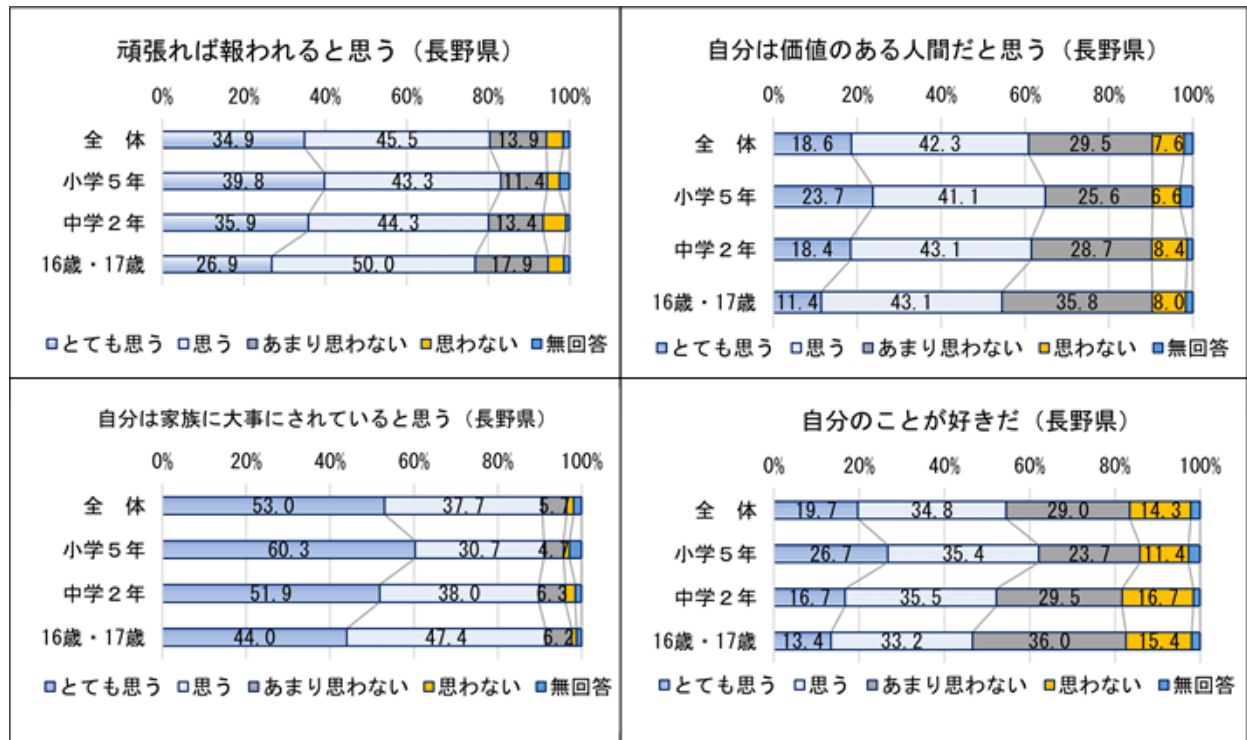
6年前に実施した調査と比較すると全ての年齢層で自己肯定感が改善していますが、学年が上がるにしたがって、自己肯定感が低下する傾向に変化はありません。

図25 子どもの自己肯定感を示す調査に関する回答



長野県次世代サポート課「H29 子どもと子育て家庭の生活実態調査」

長野県次世代サポート課「H23 青少年生活意識調査」

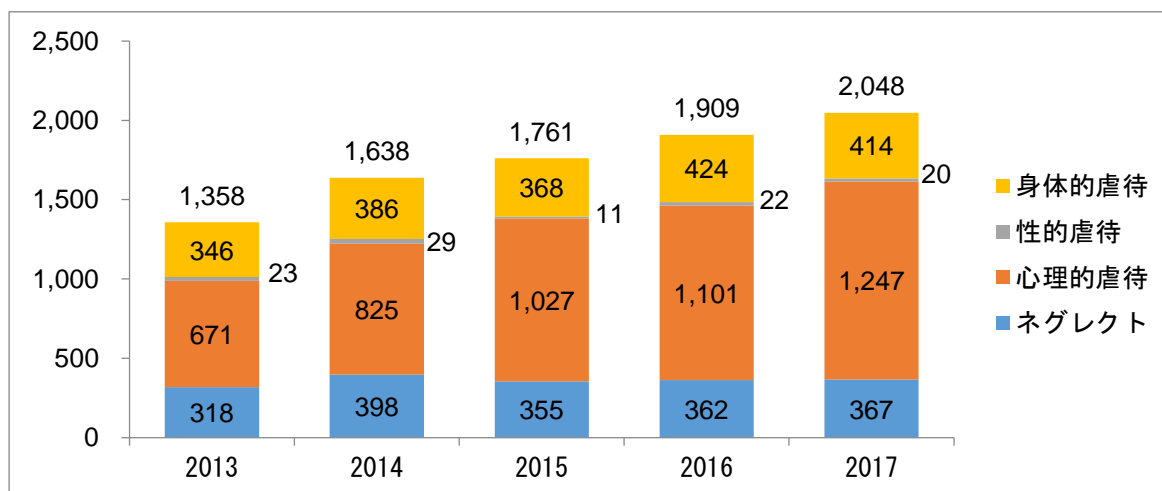


長野県次世代サポート課「H29 子どもと子育て家庭の生活実態調査」

④児童虐待相談対応件数

2017年度（平成29年度）の県内児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,048件で6年連続で増加し、1990年（平成2年）に統計を取り始めて以来過去最多を更新しています。その要因として児童虐待に関する認識が高まり、児童相談所へ通告する意識が高くなっていること、家庭の養育力の低下や家庭の経済状況等により子育てが孤立化し、その負担感が虐待という形で発生しやすくなっていることが考えられます。

図26 虐待の種別ごとの児童虐待相談対応件数の推移



長野県子ども・家庭課調べ

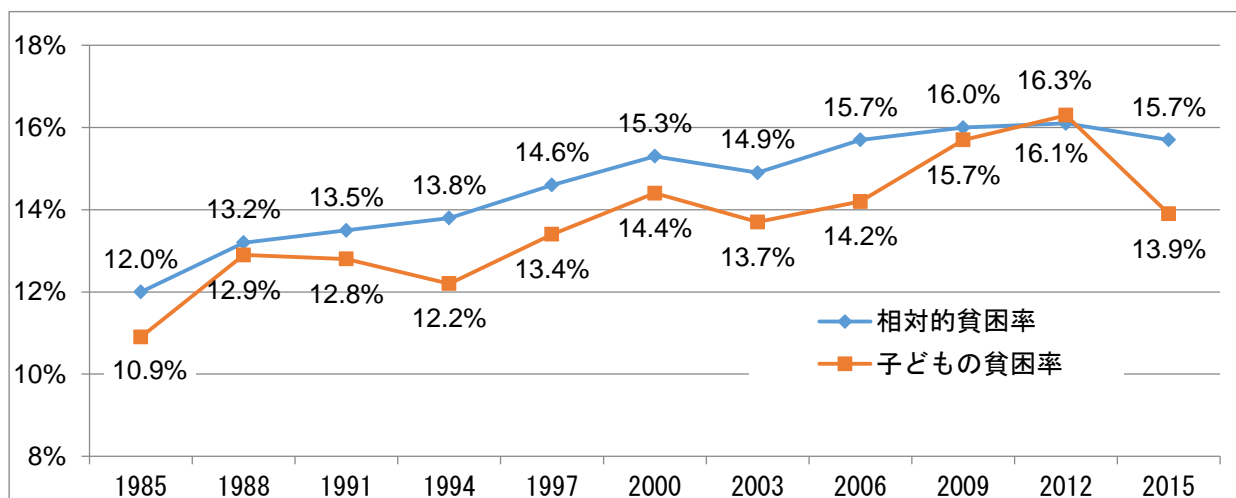
⑤子どもの貧困の状況

全国の子どもの貧困率は2015年（平成27年）に13.9%となり、2012年（平成24年）に比べ2.4ポイント減少しましたが、7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあります。

また、世帯構成別に見ると、大人が2人以上いる世帯の相対的な貧困率が10%程度であるのに対し、ひとり親家庭等、大人が1人の家庭の相対的な貧困率は約5倍の50%程度となっています。

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

図27 相対的貧困率の推移（全国）



厚生労働省「国民生活基礎調査」

図28 貧困率の状況（全国）

	1994年	1997年	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年	2015年
子どもがいる現役世帯	11.3%	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人の世帯	53.5%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上の世帯	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%

厚生労働省「国民生活基礎調査」

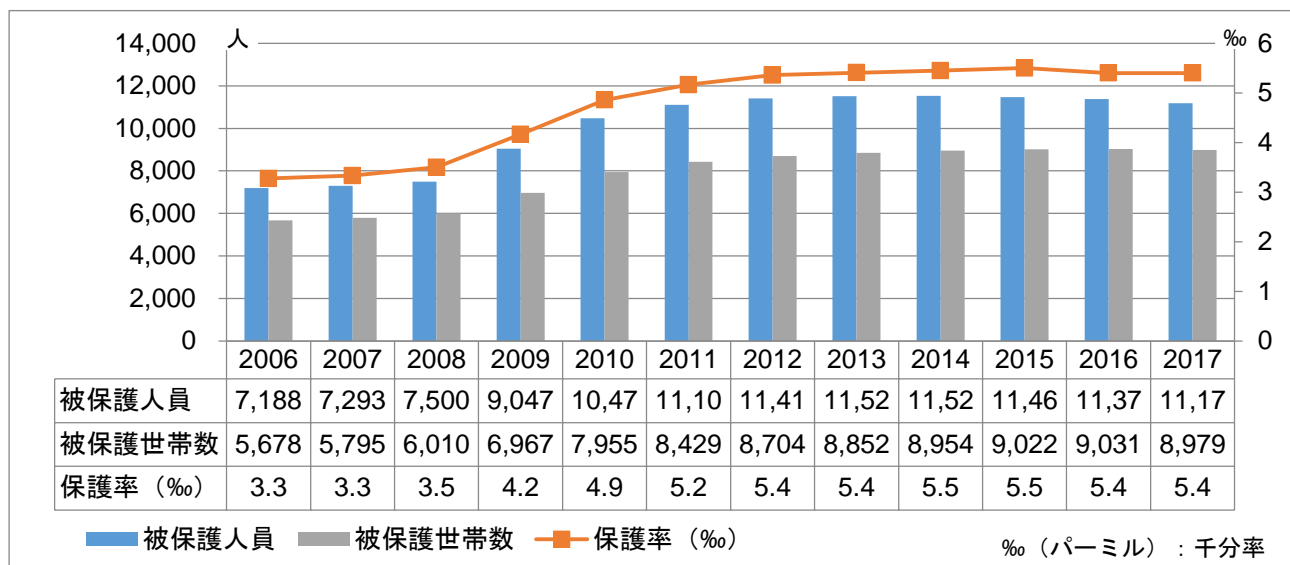
（4）生活困窮世帯等を取り巻く状況

①生活保護受給者の推移

長野県の被保護人員は増加傾向にありましたが、2014年（平成26年）の11,528人をピークに減少傾向にあり、2017年（平成29年）は11,177人となっています。被保護世帯数は約9,000世帯で横ばいの状況となっています。近年は障がい・傷病世帯の割合が減少している一方で、高齢者世帯の割合が高くなっています。

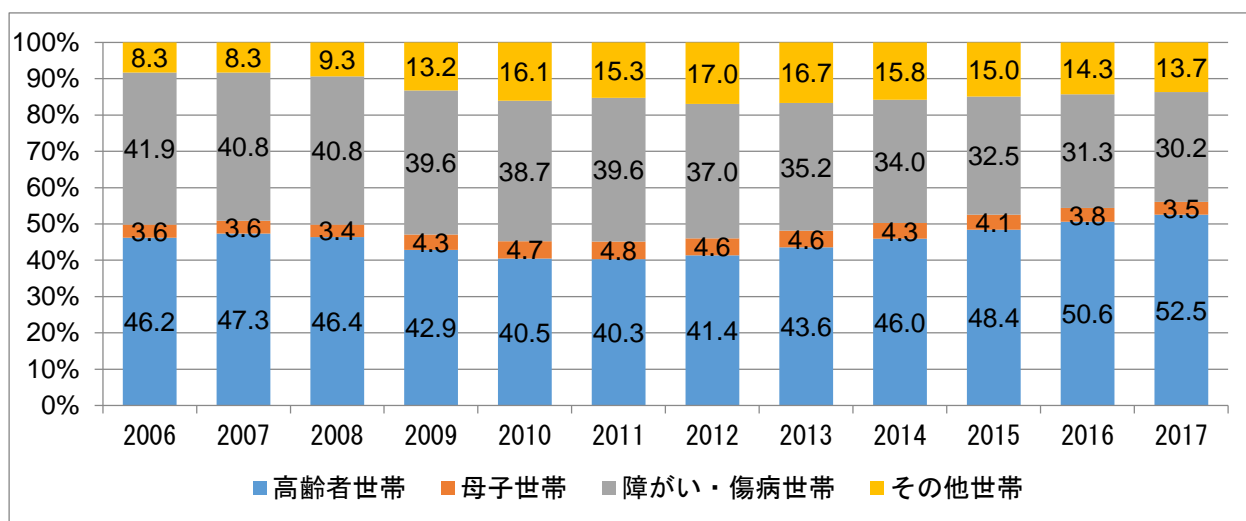
第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

図29 世帯数・被保護人員・保護率の推移



長野県地域福祉課調べ

図30 世帯類型別被保護世帯数の割合の推移



長野県地域福祉課調べ

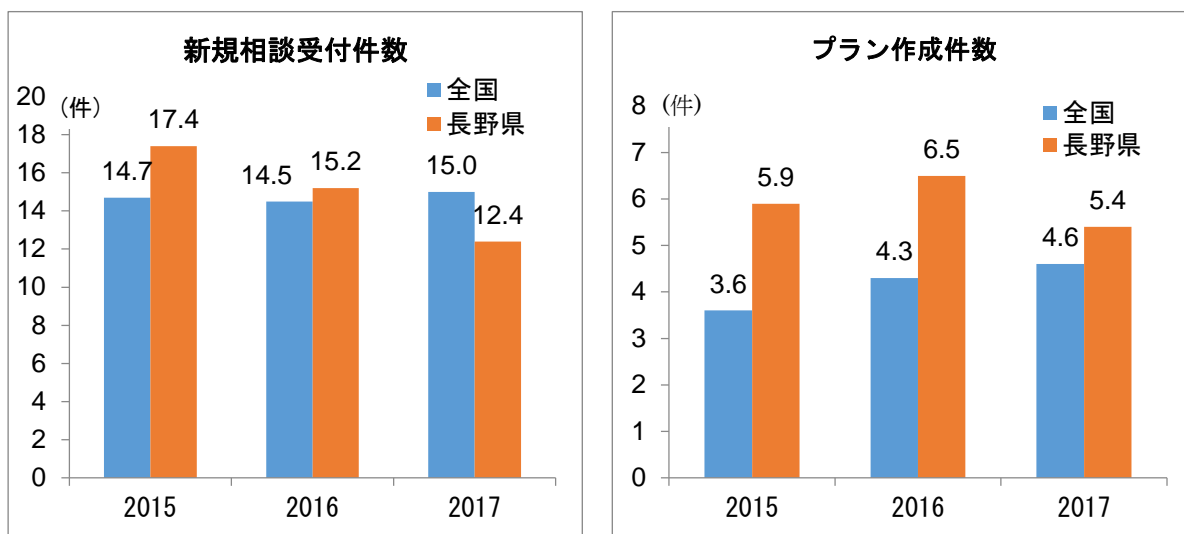
※年度別割合の合計は端数調整のため100%にならない年もある。

②生活困窮者自立支援制度の利用状況

県内における生活困窮者自立支援制度による人口10万人当たりの新規相談受付月平均件数は減少傾向にあるものの、自立支援のために作成されるプランの月平均件数は全国平均件数より高い状況が続いています。

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

図31 新規相談受付件数・プラン作成件数（人口10万人当たり/月）



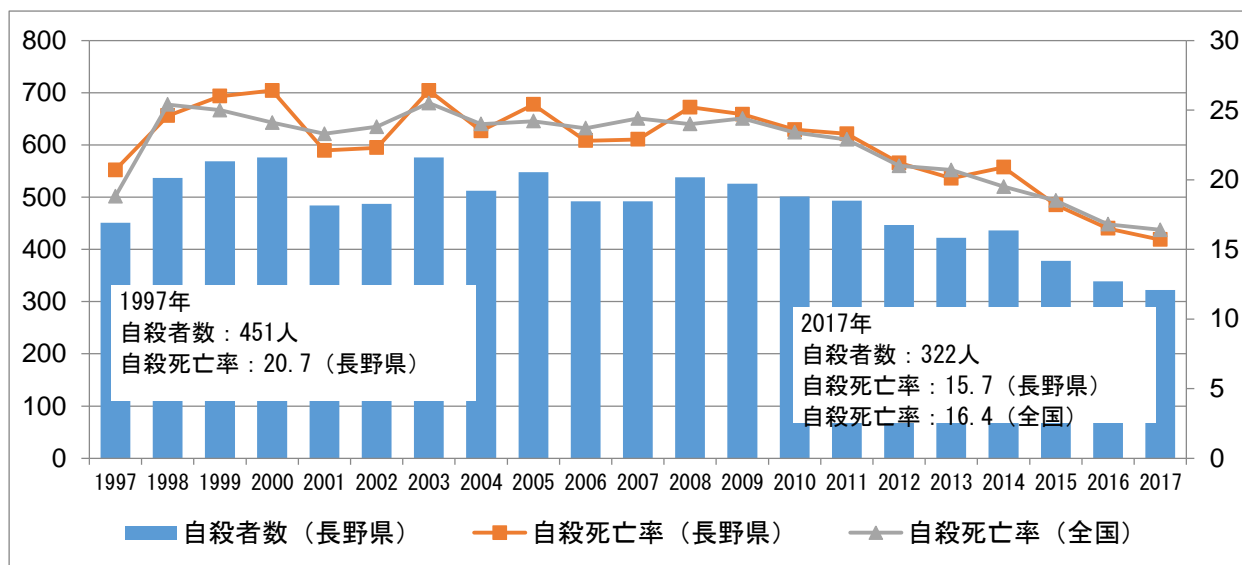
厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」

(5) 自殺者を取り巻く状況

① 自殺者数・自殺死亡率の推移

長野県の自殺者数は、1998年（平成10年）以降は480人から580人前後で推移していましたが、2008年（平成20年）以降は減少傾向にあります。2017年（平成29年）の自殺者数（322人）は1989年（平成元年）以降で最も少なくなっていますが、1日におよそ1人が自殺で亡くなっている状況が続いています。また、近年の未成年者（20歳未満）の自殺死亡率は全国の中でも高い水準にあります。

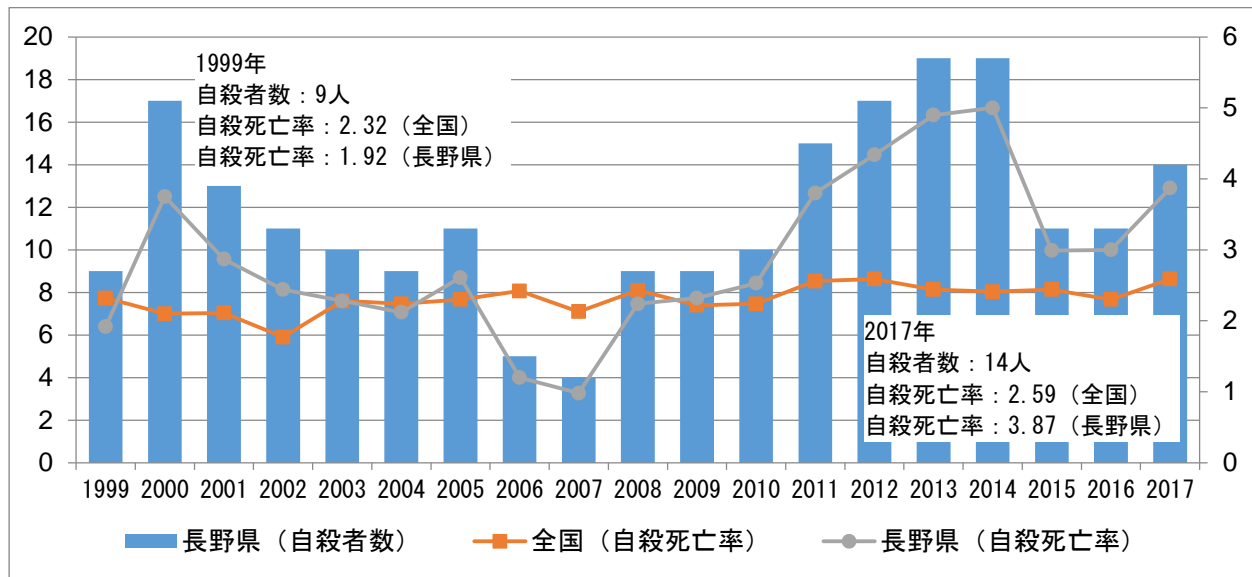
図32 自殺者数及び自殺死亡率の推移



厚生労働省「人口動態統計」 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

第2章 長野県の地域福祉を取り巻く現状

図33 未成年者の自殺者数及び自殺死亡率の推移



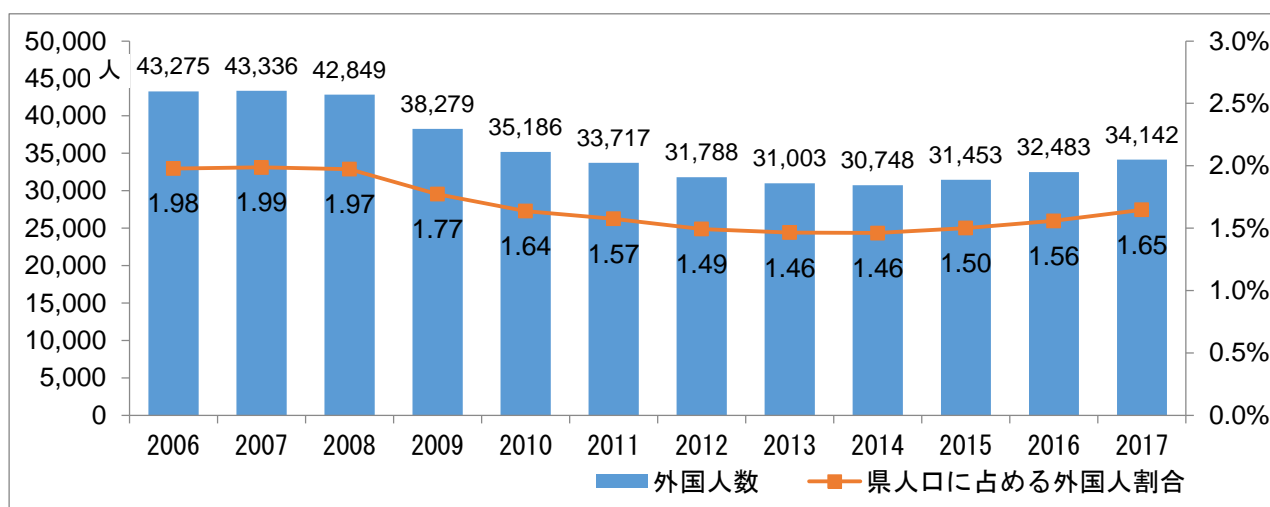
厚生労働省「人口動態統計」 総務省「人口推計」

第4節 外国にルーツを持つ県民の状況

①外国にルーツを持つ県民の状況

県内の外国人数は、2007年（平成19年）に43,336人となりましたが、県内景気の減退等の理由から2014年（平成26年）に30,748人まで減少しました。その後、外国人材の受入れ拡大により徐々に増加し、2017年（平成29年）は34,142人となっています。外国人を国籍別に見ると、中国籍が一貫して最も多く、ブラジル籍、フィリピン籍、韓国・朝鮮籍が続いています。

図34 外国人人口の推移



外国人人口：法務省「在留外国人統計」（「旧登録外国人統計」） 長野県人口：長野県企画振興部調べ
 ※外国人人口は12月31日時点。長野県人口は1月1日時点。

図35 外国人数上位7カ国の推移

順位	2009(平成21)年度		2013(平成25)年度		2017(平成29)年度	
	国・地域	外国人数 (構成比)	国・地域	外国人数 (構成比)	国・地域	外国人数 (構成比)
1位	中国	11,002人 29%	中国	9,922人 32%	中国	9,300人 27%
2位	ブラジル	10,938人 29%	ブラジル	5,650人 18%	ブラジル	5,208人 15%
3位	韓国・朝鮮	4,710人 12%	韓国・朝鮮	4,209人 14%	フィリピン	4,463人 13%
4位	フィリピン	4,378人 11%	フィリピン	3,841人 12%	韓国・朝鮮	3,439人 10%
5位	タイ	2,410人 6%	タイ	2,094人 7%	ベトナム	2,776人 8%
6位	インドネシア	858人 2%	ベトナム	757人 2%	タイ	2,284人 7%
7位	ペルー	824人 2%	インドネシア	685人 2%	インドネシア	945人 3%

法務省「在留外国人統計」（「旧登録外国人統計」）から作成

第5節 市町村の取り組み状況

①市町村地域福祉計画の策定状況

県内 77 市町村における地域福祉計画の策定状況は「策定済み」が 36 市町村、「未策定」（策定予定を含む）が 41 市町村となっています。全国の計画策定率と比較しても低い水準にあり、特に町村部で策定が進んでいない状況です。

厚生労働省が実施した調査では未策定の理由として、「計画策定のための人材やノウハウ等が不足している」との回答が最も多くあげられています。

図 36 市町村地域福祉計画策定状況

	策定済	策定予定	策定未定	策定率	策定率 (全国)
市	16	1	2	74.2%	90.9%
町村	20	5	33	34.4%	62.1%
全県	36	6	35	46.8%	75.6%

厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査」 ※2018年（平成30年）4月1日現在値

第 3 章

計画の基本理念

第1節 計画の基本理念

ともに生きる ともに創る 地域共生・信州

世代の違い、障がいの有無、文化の違いなど
多様な個性のある住民がごちゃまぜでくらし、
様々な人や組織の協力による、ライフステージを通じてその人らしい
居場所と出番があるあったか信州の創造

第2節 私たちが目指す地域共生社会とは

長野県が目指す地域共生社会について共有するため、次のとおり3つのイメージを掲げます。

イメージ1

地域の中で、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる「ごちゃまぜ」の社会

信州の自然と培われてきた風土の中で、子どもも高齢者も、障がいや個性のある人も、多様性を尊重し合いながらごちゃまぜで暮らす、誰にでもあたたかな地域社会の姿です。

イメージ2

これまでの「支え手」「受け手」の役割分担を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う「新しいお互いさま」社会

人口減少社会において、一人ひとりを地域の宝として、チャレンジする人を何度でも応援し、それぞれの個性を活かした活躍の場を創造していく、地域社会の姿です。

イメージ3

住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて、自助、互助、共助、公助が包括的に支える社会

地域課題を「我が事」として受け止めた住民の福祉活動と、地域で解決できない課題を「丸ごと」受け止める相談窓口、そして、課題解決に専門的に対応していく相談支援ネットワークが重層的に支える社会の姿です。

第 4 章

地域共生社会創造へ向けての重点取組テーマ

第1節 ごちゃまぜ社会へ向けての土壌づくり

地域共生社会を創っていくためには、地域住民が自分の身近な地域に、どんな人がくらし、どんな地域生活課題があるか、自分たちが課題解決のために何ができるかに関心を持ち、できることで地域の支え合いの輪に加わる必要があります。例えば、災害時支え合いマップの作成時に地域住民で開催する話し合いを最初の課題の共有の場として位置付けたり、公民館が主体とした取組や、市町村社協やNPOが主催のワークショップ、青少年健全育成団体や保護司会、民生児童委員会等の団体が行うテーマを絞ったワークショップ等、多様なアプローチの仕方が考えられます。

そうした地域住民が地域生活課題に関心を持ち、意見交換ができる機会をワークショップと位置づけ、住民主体の地域づくりの原点としたいと考えます。そして、可能であれば、各ワークショップで、取組むべき地域生活課題を、住民支え合い行動宣言として記載し、情報提供いただくことで、県下のワークショップの取組みを一元的に情報発信していくことも考えられます。

無理をせず、自分たちができることを具体的に出し合うことで、皆で取り組む目標を明確にすることができます。例えば、ある高齢者のグループが自分たちができることで、地域に貢献したいと考え皆で決めたことは、「子育て中のお母さんの相談相手になろう」です。こうした、自分たちができることを明らかにすることで、地域生活課題に取り組む輪がそれぞれの地域で広がり、やがて、全県でつながることにより、住民主体の新しいお互いさま社会の構築が進んでいくことを期待します。

地域づくりの主体である住民や企業、福祉関係者、行政関係者などが「ごちゃまぜ」や「新しいお互いさま」の理念を共有し、地域共生社会づくりに向けて、自ら行動・実践する契機となるよう、住民ワークショップの開催、福祉教育の充実、地域福祉と公民館活動の連携強化などを支援していきます。

1 地域共生社会へ向けた住民ワークショップの開催

現状と課題

- 地域共生社会の実現を目指していくためには、住民を始め地域の多様な関係者が、狭義の福祉に限定されない、広い意味での地域共生の理念を、学び、共有するとともに、地域でくらす方々が自ら地域課題解決の主体として実践していくことが必要です。
- 2018年4月施行された改正社会福祉法により、策定が市町村の努力義務となった地域福祉計画について、県内の市町村の状況を見ると、策定済は36市町村、46.8%（2018年4月現在）となっており、全国の市町村策定率の75.6%と比較すると、6割程度に止まっています。
- 住民のために真に必要な地域福祉計画とするためには、住民の自発的な意思に

より、地域のくらしの支え合いのために何が必要かを皆で議論し、施策に落とし込んでいく必要があります。

- 住民や公・民の多様な関係者が地域共生社会について、「自分ごと」として考え、地域ごとの資源を活用し、自分の住む地域の顔が見える関係の中で実践へと踏み出す意識を醸成し、行動を起こしていく契機となるよう、住民ワークショップの開催など、住民主体の地域づくりにつなげる取組が求められます。
- また、福祉専門職や教育関係者、民生・児童委員や保護司など地域福祉関係者が、地域を超えて問題意識等を共有することにより、全県的機運の醸成を図っていくことも重要です。

今後の主要な施策展開

- 地域でくらす住民の皆さんが中心となり、あるいは市町村、市町村社会福祉協議会、公民館等と連携して開催する自らがくらす地域の課題について話し合う「住民支え合いワークショップ」の開催を支援します。そうした地域住民の皆さんが地域課題に関心を持ち、気楽に意見交換ができる機会を、住民主体の地域づくりの原点とします。（地域福祉課）
- ワークショップの開催には多様な開催方法があり、例えば、福祉医療関係者等による他職種連携のワークショップ、青少年健全育成団体や県民生委員児童委員協議会連合会、県保護司会連合会等、県婦人会連合会等の団体が行う全県対象、テーマを絞ったワークショップ等の開催も同様に支援します。（地域福祉課）
- 長野県立大学他県内大学、長野県みらい基金等と連携し、ワークショップの開催のために必要なプログラム等を作成し、広く提供します。（地域福祉課）
- 各ワークショップでの議論を踏まえ、地域課題を皆で共有し、課題解決に向けてできることを明確にし、住民支え合い行動宣言として記載し、情報提供いただくことで、県下のワークショップの取組みを一元的に情報発信します。（地域福祉課）
- 自分たちができることで地域課題に取り組む輪が、やがて全県でつながることにより、住民主体の新しいお互いさま社会の構築を進めるとともに、併せて住民主体の市町村地域福祉計画の策定や改定を推進します。（地域福祉課）

**【目標】 地域生活課題の共有するためのワークショップの開催 年100回
市町村地域福祉計画策定（2018）36市町村→（2022）77市町村**

2 福祉教育の充実

現状と課題

- 核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、「命を大切にすること」「人を助けること」「思いやりの心を持つこと」について、地域や家族の中での学びの機会が少なくなっています。
- 高齢者や乳幼児とくらししたことのない子どもたちにとって、家庭の中でふれあう機会が限られていることから、学校教育の中で、当事者の話を聞くことによって、違いや多様性について考え、理解する機会が必要です。
- 今地域の大人たちが始めている「人と関わること」「地域の課題に取り組んでいる姿」を子どもたちに伝え、社会福祉の意味や必要性について理解を促す学習や、世代やちがいを越えた交流の中から、実際に人々と触れ合う経験を取り入れた教育機会を増やしていくことが大切です。
- これからは、生き方、特性、嗜好、国籍等あらゆるちがいをを持った人々が、ごちゃまぜでくらす地域社会となることが予想されます。地域住民や公・民の団体、企業においても高齢者や障がい者、生活困窮者、外国籍住民など多様な人々が集うごちゃまぜの社会を目指して、人との違いや多様性（ダイバーシティ）について継続的に学び、理解するための機会を確保することが必要です。
- 生活困窮者支援の相談事例等では、働くことに意味を持つことができず、結果として生活困窮に陥ってしまう人のケースが多く見られることから、子どもの頃からの職場体験や就業体験、ボランティア体験等の積み重ねにより、自らの将来をしっかりと描ける職業観や自己肯定感を育てていくことも求められます。
- とともに生き、支え合う社会の実現に向けては、学校教育と併せて、地域、企業等での意識の醸成に取り組むことが重要です。

今後の主要な施策展開

- (1) 学校における福祉教育の充実
 - 学校教育において、当事者との交流等を通じて、ちがいや多様性を理解することのできる機会を創出します。（教学指導課）
 - 小・中学校の職場体験活動や高校生の就業体験活動の充実を図ることによって、児童・生徒が学ぶ目的や働く意味を考え、自己肯定感を生み出すことのできるキャリア教育を推進します。（教学指導課）
- (2) 地域における生涯学習
 - 県社会福祉協議会とともに、自殺予防、ライフデザイン等公民館でも活用できる総合的な福祉教育プログラムの研究・開発・普及を進めます。（地域福祉課）
 - 外国人、女性、性的少数者、高齢者、障がい者、子ども等の地域における人権課題等に対し、人権啓発、人権教育を実施するとともに、県民が自ら取り組む活動を支援します。（人権・男女共同参画課）

〔福祉教育の事例〕

ふるさとチャレンジ塾（池田町）

＜実施主体＞ 池田町社会福祉協議会、池田町公民館

＜内容＞ 児童生徒を対象に、社協は「福祉教育やボランティア等の体験の機会」を、公民館は「ふるさとの再発見」を目的に共催しています。

平成8年から始まった企画は、学校週休2日になり始めた頃、地域で何かできないかと、公民館と社協が手を取り合い始めました。

社協は「公民館と一緒に開催することで、参加者や企画の幅が広がる」、公民館は、「お互いの得意なところを活かして講座を企画したり、参加者を募集したり、とても有意義です」と、お互いの良いところ取りで成り立っている講座となっています。

町内のお宅を開放してもらってのおやきづくりなど、住民の皆さんの協力を得て実施しています。

地域のいろんな「ヒト」を知り、つながりながら企画することで、信頼関係も築けています。

＜取組のポイント＞ 子どもたちのやってみたい気持ちを優先



（資料提供 長野県社会福祉協議会）

3 地域福祉と公民館活動の連携の強化

現状と課題

- 私たちのくらしの身近にある公民館は、地域にくらす人たち自身の手によって郷土を復興するための拠点として戦後に誕生した日本独特の社会教育機関です。長野県は全国で最も公民館の数が多い都道府県であり、平成27年度には1,520館と、2位の埼玉県、山形県の493館を大きく上回っています。
- 地域課題として介護の問題や子どもの貧困などが着目されていますが、これらは経済的問題であるとともに、地域や社会での孤立が背景となっている場合があります。地域で課題を抱える人たちが周りをつながりをつくることで、公的な制度や機関の対応が必要となる前に対処することも可能となることから、引き続き公民館活動の活性化に取り組んでいく必要があります。
- 地域生活課題を解決する力を住民自らが高めていくための、学びと活動の拠点づくりが必要となる際、公民館の持つ幅広い資源に期待されるところは大きく、地域福祉と社会教育の連携がますます大切になります。
- 高齢化と少子化が進む地域全体を大きな家族として捉え、一人ひとりの悩みや課題を支え合う地域づくりや、介護問題の学習会の開催をきっかけに、介護の必要な人たちを地域で支える仕組みづくりなどに取り組む公民館もあります。
- このように、公民館活動の中で具体的に福祉をテーマとして取り上げる公民館もありますが、例えば運動会のように、地域の老若男女が一堂に会し交流する場を設けることを、困難な事態が生じた際に住民同士で助け合うつながりづくりになると捉えることもできます。
- 地域福祉と社会教育の連携を深めるための研修やモデル事業の実施、公民館で活用できる福祉教育プログラムの開発・普及等に取り組むことが必要です。

今後の主要な施策展開

(1) 公民館活動の活性化

- 生涯学習推進センターにおいて、福祉など現代的な地域課題について学ぶ機会をつくります。（文化財・生涯学習課）
- 住民、地域づくり団体が行う地域づくり活動及び県内における先進的な公民館活動を表彰するとともに、他地域への広がりを支援します。（地域振興課・文化財・生涯学習課）

(2) 社会教育活動を支える人材育成

- 地域住民が主体的に地域づくり活動や社会的事業に取り組むなど、地域の担い手として育てていくための「学び」を促すことのできる、ファシリテーターを養成し、受講者に公民館職員等を含めることにより、地域課題に応じた住民活動の実践に寄り添う機能強化に取り組めます。（地域振興課・文化財・生涯学習課）

- 地域課題への対応や、持続可能な地域づくりを中核的に担う人材の養成を推進するなど、公民館の活動の活性化を支援します。（文化財・生涯学習課）

(3) 地域福祉との連携強化

- 地域生活課題を、地域でくらす住民が我が事として捉えることができるよう、地域福祉と社会教育の連携を深めるための研修やモデル事業を実施します。（地域福祉課、県社会福祉協議会）
- 学校、公民館等が社会福祉協議会や地域と連携して福祉教育・ボランティア学習やプログラムづくりを共同で実践する取組を進めます。（地域福祉課）

公民館がハブとなり福祉をテーマに地域の連携を進める取組み

松本市島立地区

<取組みの背景>

平成26年度から松本市では、市内35地区ごとに公民館、地区福祉ひろば、地域づくりセンターという3つの自治と学びの拠点を整備し、それぞれの機関が連携を取りながら、住民主体の地域課題解決の取組みを支えるしくみが動き始めました。



松本インター周辺に位置する島立地区は、かねてから公民館活動など住民主体の地域づくりの活動が盛んですが、平成29年度から安心して生き生きと暮らせるまち「島立」を目指して、まずは介護の問題を地域住民に知ってもらう、そしてそれを解決する仕組みづくりをすすめるために、公民館が呼びかけ、福祉ひろばや包括支援センターと協働して取組みが始まりました。

<取組みの具体的な内容>

平成29年度は、3つの機関が1つずつ講座を企画し、トータルで次のような連続講座としました。第1回「おひとりさまでも最期まで在宅～最後まで自分らしく旅立つための在宅ケア～（講師：ノンフィクションライター 中澤まゆみさん）」（テーマは制度で担当は包括支援センター）、第2回「人生90年時代を自分らしく生きるために（元松商短大介護福祉学科長 尾臺安子さん）」（テーマは心構えで担当は福祉ひろば）、第3回「私から私たちへ広がる気づきと学び～南信濃の事例から考える公民館の役割～（講師：南信濃公民館主事 林優一郎さん）」（テーマは行動で担当は公民館）



<取組みの効果・課題>

学びや交流の場である公民館がハブとなり、福祉の公民館とも言われる松本市独自の制度である福祉ひろばや包括支援センターが連携したことで、介護問題に直面している人に限らない、多彩な顔ぶれが学ぶ学習会とすることができました。

しかし介護の問題が地域全体の課題として共有するには至っていません。前年度の講座の共催をきっかけに、平成30年度は3つの機関を含めた地区関係職員の連携を強め、地区住民も交えながら話し合いを通して課題を把握、共有しています。介護の問題も含めて、まずは身近な暮らしの課題から、島立地区独自の地域包括ケアの仕組みを作るため、次への取組みを模索しています。

第2節 住民主体の新しいお互いさま社会づくり

地域を取り巻く環境の変化や、構成する人々の変化の中で、地域住民、NPO、企業、社協、行政など多様な立場の主体が、今あるものに価値があるという視点から出発して、新しいお互いさま社会づくりに向けて地域づくりをともに学び、考え、取組を共有する場や仕組みづくりが求められています。

1 地域をつくる「人」づくり

現状と課題

(1) 住民が主体となった活動・ボランティア活動・NPO 法人の活動

- 無縁社会という言葉が注目され、地域の生活基盤の脆弱化や地域のつながりの希薄化が指摘される中で、生活のしづらさや不安を抱えた人が増加しており、今後さらに社会的な孤立が進行することが懸念されています。
- 成熟した社会の中で、様々な「ちがひ」を持った個人が、その人らしく生きていくためには、地域にらす全ての人々がお互いを理解し合い、学び合い、高め合うことが求められています。
- 住民の自発性を促し、住民に寄り添った地域づくりを進めていくことのできる人材育成が求められます。
- 地域で課題解決する力を育み、地域の活力を維持していくためには、地域住民をはじめ、NPO・ボランティア団体など、地域の多様な主体による支え合いの仕組みを構築する必要があります。
- 実生活で直面する様々な地域生活課題は、時代や社会背景の変遷とともに絶えず変化しており、一個人の力で解決することは困難な状況です。自ら課題を見つけ、周囲と協働しながら解決策を導き出していく主体的・創造的な行動が求められています。

(2) 多世代の住民による地域活動の充実

- 生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれる中、様々な経験を持ったシニア層が新しいお互いさま社会づくりに活躍することが期待されます。
- 県長寿社会開発センターに配置されたシニア活動推進コーディネーターの働きにより、高齢者の活躍の場を広げる取組が県内各地で展開され、人生二毛作社会づくりは成果が出始めています。
- 大学等が事業主体となって学生が地域と連携し課題解決を図る取組や、PTA、育成会等子どもの保護者による地域活動など、各世代で行われている地域活動の振興と世代間の交流の促進が求められます。

(3) 地域福祉を支える人材の育成

- 多様な分野で地域と専門機関を結びつけ、課題解決に向けてコーディネート

行う機能の重要性が認められるようになっており、福祉や医療、教育分野等でも、こうした機能を担う職員が配置されつつあります。

- 住民同士の支え合いによる地域福祉活動を進めるためには、地域住民の自主的な活動に加え、住民間や住民と関係者をつなぎ、課題解決を図るためのネットワークを構築し、地域における資源の構築・活用を進めることが大切です。
- 地域福祉のソーシャルワーカーには地域住民のニーズを把握し、支援が必要な人に寄り添い、関係機関へのつなぎや、住民が主体的に課題解決を行う際の資源開発・活用支援等が求められます。
- 地域福祉のソーシャルワーカーとして地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー、介護保険制度における生活支援コーディネーター、民生・児童委員、保健師等が挙げられます。また、そうした職業としての活動だけでなく、学びと実践を通じて、コーディネート力を備えた住民が、今後生活者の視点から地域力の強化の主役として活躍することが期待されます。

(4) 民生・児童委員への支援

- 民生・児童委員は地域の実情を理解し、住民の身近な相談相手として日常的な見守りや、行政機関をはじめ地域の専門機関との橋渡し等の活動を行うボランティアであり、県内では5,250人が委嘱されています。(2017年度(平成29年度)末時点)
- 地域社会の都市化や、核家族化の進行により、人と人との連帯感が薄れ、地域コミュニティが揺らぎつつある中で、家庭の複合的な課題を受け止める地域のアンテナとして、民生・児童委員の活躍が一層期待されています。
- 民生・児童委員の活動の範囲が非常に横断的かつ幅広になり、任務の複雑多様化に伴い支援の困難性や活動量も増加しています。職務の困難さや、地域住民の民生・児童委員に対する理解不足に加え、ボランティア的な要素も強いことから、担い手不足が課題となっています。

今後の主要な施策展開

(1) ボランティア活動の支援

- 持続可能な地域づくりを支える支援人材の育成や、ボランティア活動の中核的役割を担うボランティア活動リーダーの養成を支援します。(地域福祉課)
- ボランティア活動への参加機運の醸成と活動の普及を図るとともに、平時・災害時を問わずボランティア活動が行われるよう、体制の整備と強化を図ります。(地域福祉課)
- 市町村の交通指導員や、交通ボランティアリーダーを対象とした研修を実施し、地域の交通安全活動の向上及び、交通安全活動指導者を養成します。(くらし安全・消費生活課)
- 防犯ボランティアを対象とした研修を実施し、地域の防犯意識の向上と防犯活動の活性化を図ります。また、事業者の社会貢献活動による防犯パトロールを実

施し、防犯ボランティアの支援や後継者の育成を行います。
(くらし安全・消費生活課)

(2) 多世代の住民による地域活動の充実

- 県長寿社会開発センターによるシニア大学の運営や、同センターに配置されたシニア活動推進コーディネーターに対する支援を通じて、高齢者の社会参加に向けた意識づくりを行うとともに、高齢者の社会参加に係る関係機関との連携強化を図り、高齢者の社会参加に必要な仕組みづくりを進めます。
(健康増進課)
- 老人クラブによる社会奉仕、相互扶助など老人クラブの活動支援を通じ、高齢者による地域づくりを促進するとともに、ねんりんピックの開催など、高齢者の活躍の場を広げる取組を支援します。(健康増進課)
- 県シルバー人材センター連合会が行う就業先の開拓や会員拡大などの活動への支援を通じて、高齢者の就業促進、生きがいの場の提供及び健康の維持・増進を図ります。(労働雇用課)
- 学生等若い世代が行う地域づくり活動や、子育て中の女性などが行う自主的な活動について支援します。(地域福祉課)

(3) 地域福祉を支える人材の育成

- 行政職員が自らの事務分担に関わらず、常に地域生活課題解決を視野に入れた活動を奨励し、また、地域活動やその支援について「自分ごと」として考える機会を設けます。(職員キャリア開発センター)
- 地域包括ケア体制に係る県内外の先進事例・好事例の情報提供や市町村ニーズを踏まえた研修により、生活支援コーディネーター等地域包括ケア体制構築のための取組を行う職員の資質向上を図ります。(介護支援課)
- 地域保健対策の重要な担い手である保健師に対して、保健、医療、福祉、介護の課題に包括的に対応できるよう、職務の段階に応じた人材育成の支援、推進を図ります。(医療推進課)
- 民生・児童委員を対象に、段階に応じて新任・中堅・主任の各研修を実施し、必要な知識の習得、資質の向上を図ります。(地域福祉課)
- 地域のなかで身近な地域で相談し、必要な支援を住み慣れた地域の中で受けることのできる相談支援の仕組みを構築するため、地域福祉コーディネーター養成研修を実施します。(地域福祉課)
- 地域住民が主体的に地域づくり活動や社会的事業に取り組むなど、地域の担い手として育てていくための「学び」を促すことのできる、ファシリテーターを養成します。(地域振興課、文化財・生涯学習課)

(4) 民生・児童委員への支援

- 民生・児童委員の複雑多様化する職務の負担軽減のため民生委員活動と個人情

報の取扱に関するガイドラインを策定し、情報収集の負担の軽減を図ってきました。引き続き社会情勢の変化等に対応するため、ガイドラインの更新について検討するとともに、市町村等行政機関、関係機関と民生・児童委員との個人情報共有を進めるため、ガイドラインの周知や情報共有に関する助言を行い、民生・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。（地域福祉課）

- 民生・児童委員の大切な役割について、県民の十分な理解が進んでいないことから、後任者が見つからない等の課題が生じています。民生・児童委員の活躍を広く県民に知っていただくため、県の広報誌等でPRします。（地域福祉課）
- 県民生委員児童委員協議会連合会と必要な支援について意見交換を行うなど、民生・児童委員が活動しやすい環境づくりに向けた支援を具体化します。（地域福祉課）
- 長野県社会福祉協議会が実施する民生・児童委員を対象とした研修内容を充実させるとともに、長野県就労支援センター（「まいさぼ」）等の社会資源の周知を図ります。（地域福祉課）

（5）コミュニティ・ビジネスの活性化

- 地域生活課題をビジネスの手法で解決するコミュニティ・ビジネスの振興を図るため、創業を目指す個人や団体をサポートします。（創業・サービス産業振興室）
- 日本中から集うイノベーター、プロフェッショナルと学生、教員や企業、行政機関を結びつけ、地域生活課題を解決するための新しい商品やサービス、新しい仕組みの開発を目指すことで、広い視野を持ったイノベティブな人材育成を実現します。（高等教育課）

（6）主体的な地域づくりの活性化

- 持続可能な地域づくりの中核を担う地域おこし協力隊と市町村・地域が協働して主体的な地域づくりに取り組むことができる体制づくりを図るため、地域おこし協力隊の活動支援、広域単位でのネットワーク形成及び、受入れ支援を行います。（地域振興課）

地域おこし協力隊の地域づくり事例（池田町）

池田町地域おこし協力隊 OB 川田 諭さん

東京都から池田町に移住して地域おこし協力隊となった川田さんは、スポーツ推進等による地域づくりに取り組みました。

<取組の概要>

✓ スポーツ推進

バランスボールリレー、運動指導、スポーツ合コン、地域スポーツクラブの運営など

✓ 地域の若者が集まる場の創出



<取組内容>

○スポーツ推進

運動していない人が運動できる仕組みとして、「バランスボールリレー」に取り組みました。地域住民にバランスボールを1週間日常生活の中で使って、その様子を写真付きでSNSにアップしてもらい、使い終わったら知人に渡していくという企画で、地域住民の運動意識醸成を図るとともに、地域住民同士の新たな交流を生み出す取組となりました。また、地域に出向いての運動指導や、町のスポーツ推進員と共にスポーツ合コンを企画、総合型地域スポーツクラブの事務局である「大かえで倶楽部」の運営補助も行いました。



○地域の若者が集まる場の創出

地域に若者が集まる場がないということで、若者向けの生涯学習講座を開催しました。お菓子を食べながら今後の地域を語ることから始め、そこから企画が膨み、町の体育館で若者が一緒に運動して、横の繋がりをつくる場になっています。多いときは50人以上集まり、参加者自ら企画してくれるようになったので、今でもこの取組は続いています。



▲バランスボールリレーの様子

▲地域の方々にバランスボールをレクチャー。運動を身近に感じてもらう様々な取組を行いました。



▲池田町総合体育館にて。北アルプス地域の若者交流拠点になっています。

【取組のポイント】

スポーツ推進などの観点から、地域の若者～高齢者まで様々な住民を巻き込んだ地域づくりを実践。また、地域住民自らも企画参加する意識を醸成。

高遠第二第三保育園と地域の未来を考える会

(伊那市高遠)

<取組みの背景>

高遠第二第三保育園と地域の未来を考える会は、2015年に、保育園が園児数減少により休園の危機に立たされたことから、伊那市高遠町の長藤、三義、藤沢地区の住民と保護者により発足しました。当初は、保育園の存続を考えるために集まりましたが、その後は、出入り自由な活動により、保育園が行う自然保育の応援や自然豊かな地域の魅力の発信、移住者支援等、「今までとは違うことを、ごちゃごちゃしながら」取り組んでいます。

<取組の内容>

会の発足に当たっては、集落ごとに25回の説明会を開催し、会が何をしたいのかを理解してもらった上で、区長に依頼、1口100円の募金を募りました。

10万円ほど集まった募金を活用し、子育て世代をターゲットにしたPR冊子「すみかたろぐ」を発行。

また、やま保育(信州型自然保育)と移住をテーマに、銀座NAGANOでセミナーを実施しました。11世帯の移住につながり、30年度の園児数は25名となっています。

会では、市営住宅を市から無償で借上げ、お試し住宅として、移住希望者や他地域からの保育園入園希望者が一時的に地域の生活を体験する際の宿泊場所として貸し出しを行っています。

古民家を活用し、東京藝術大学とのワークショップを開催するなど、地域住民と外から訪れる人々との交流も行っています。



移住者向けのお試し住宅



<取組のポイント>

人口減少を自分ごととして危機感を共有することで、地域の中で連携した取組になり、出入り自由で誰でも参加しやすい活動になっています。

2 地域共生の「場」づくり

現状と課題

(1) 地域の暮らしを支える「場」の広がり

- 都市化の進行や少子高齢化等による地域における人間関係の希薄化により、地域とのつながりが薄い単身高齢者の増加や、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。
- 現在の希薄化した人間関係を結びなおし、コミュニティの再興を図り、豊かなものにしていくには、ヒト・モノ・コトがゆるやかに行き交う場が必要です。
- それは単なる空間としての場所ではなく、ヒトとの出会い、楽しみや食べ物、伝統行事や自然環境など、様々なヒトやモノやコトが行き交い混ざり合う、人間関係がより豊かになる「地域共生の場」を日常生活の中に広めていく必要があります。
- 人と人が出会い、関わり合い、楽しさを分かち合う緩やかな居場所であるとともに、困りごとなどを共有し、支え合いのきっかけとなる場（地域サロン、まちの縁側等）を、身近な地域に増やしていくことが望まれます。
- また、住民活動の拠点となるボランティアセンター、公民館等の機能強化とともに、住民と行政、多様な立場の人たちが一緒に考え、プロセスを共有していく地区懇談会等の対話の場も必要です。
- 地域の集会所や公民館、空き店舗などを活用した居場所やまちの縁側、サロン活動、小さな拠点など、誰もが気軽に立ち寄り、顔見知りの関係ができる中で日常的な困りごとなどの相談もできる場所を作る取組が、県内でも広がってきています。
- さらに、拠点として高齢の男性も気兼ねなく行くことができるコンビニエンスストアやドラッグストア、家電量販店といった民間企業等と連携・協力を図る等の試みも期待されます。
- 地域につくられた居場所や交流の場などは、孤立やひきこもり等の防止、地域生活課題の把握の場となります。

(2) 地域活動の場づくり

- 多様な機能を持つ地域活動の拠点として、住民主体の集いや通いの場づくりなど、人が集う仕組みを構築することが必要です。
- 地域活動の拠点に集う住民が、人と人とのつながりの中でコミュニケーションを再構築し、参加することで生まれる生きがいや自己肯定感が、社会的孤立の防止にも役立つことが期待されます。
- 日常的な住民のつながりの中で、地域生活課題が共有され、その解決に向けた意識の醸成と、実践へとつながる第一歩をともに歩む行動の起点となる活動の拠点づくりが求められます。

今後の主要な施策展開

(1) 地域のくらしを支える「場」の広がり

- 高齢者や障がい者、子育て世代、子ども等、地域にくらす様々な人が集うことのできる交流の場の設置を支援します。
(こども・家庭課、地域福祉課、介護支援課、障がい者支援課)
- 市町村や市町村社会福祉協議会が地域住民の声を聴いて行う多様な住民が集う居場所づくりを支援します。(地域福祉課)
- 地域の大人と子どもの温かなつながりの中で子どもたちの成長を支える子どもの居場所「信州こどもカフェ」の設置・運営に対し助成します。
(次世代サポート課、こども・家庭課)

(2) 地域活動の場づくり

- 地域の自治会活動など、住民自治の基本となる活動の活性化を支援します。
(地域福祉課)
- 地域で活動しようとする住民の活動拠点となるボランティアセンター、市民活動センター、公民館、生涯学習センター等既存施設の機能の充実を図ります。
(地域福祉課、文化財・生涯学習課)
- シニア活動推進コーディネーターと高齢者の社会参加に係る関係機関との連携により、高齢者の就業・社会参加を促進するとともに、地域住民がともに活躍できる場を創出します。(健康増進課)
- シニア大学の講座や信州ねんりんピックの開催、全国健康福祉祭への選手派遣などの高齢者の活躍を拓げる活動や、老人クラブの地域における活動への支援を通じて、高齢者が生きがいを持ってらせる活躍の場づくりを促進します。
(健康増進課)

[目標] 住民運営による通いの場の数

(2016) 1,555か所 → (2020) 2,000か所

こどもカフェ設置数 (2017) 約70か所 → (2022) 180か所

地域の縁側あさひ

<実施主体> 御代田町、御代田町社会福祉協議会

<内容>

地域の空き家を借用して、地域の高齢者や子育て中の親子が異世代交流できる居場所づくりに取り組んでいます。

地域の受け皿として、地域の誰もが集える施設を目指し、子どもの居場所づくり、学習支援の場や、老人クラブの会合場としての活用、近隣の障がい者の作業場利用者と敷地内の畑で作業など、老人クラブの方々や教員OB、児童福祉職経験者、シニア大学修了生などを巻き込みながら、活動を行っています。

<経過>

地域の高齢者や子育て中の親子が異世代交流できる居場所づくりの取組から出発
様々な人が集える場所に発展

- 子どもが仲間づくりや勉強ができる場所
- 老人クラブ会合、庭木手入れ
- 作業所利用者が畑で作業



<取組のポイント>

- 地域の縁側づくりの目的（機能）を明確にする
- 子どもを中心に地域の資源が集まる拠点としている
- 共感づくりを念頭におき共に育つ観点でアプローチ

3 地域共生の「仕組み」づくり

現状と課題

- 多様な人々が集う「ごちゃまぜ」の空間からは、笑顔や親しみだけでなく、様々な心配事や困りごと、地域の課題も生まれてきます。その場に集う人々が、そうした地域生活課題を我が事として受け止め、皆で解決しようとする意識を高めていく必要があります。
- 地域で解決が困難な場合には、自治会役員や地域で活動する各種コーディネーター、他の支え合い活動や地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会等の相談支援機関等、多様な組織や団体の関係者と連携し、解決に向けた道筋を探ることが必要になります。
- 日頃から、こうした多様な組織・団体の関係者とのネットワークを築くことで、地域生活課題解決のプロセスを共有しておくことが望めます。
- 身近な地域で対応が難しい地域生活課題は、市町村圏域の相談機能に的確につなぐことが必要です。
- 核家族化の進行や、一人暮らし高齢者が増加する中で「孤立死」に象徴されるように、地域社会のネットワークや公的な福祉制度によって捕捉されない、社会から孤立した高齢者や生活困窮者等が増加しています。また、地域から孤立して子育てをしているひとり親家庭、ひきこもりの若者、離職、病気等により地域や社会とのつながりを失い、社会的に孤立している人もいます。
- 平成30年に実施された県民意識調査において、普段のくらしや家庭生活で困りごとや悩み事があるかを尋ねたところ、「病気や健康に関すること」という回答が最も多くなっています。また、困りごとや悩みを「他の人に相談しない」「相談する場所がわからない」という回答が5.8%あり、孤立しないまでも地域との関係が希薄な方が存在しています。
- 消費生活相談や特殊詐欺認知件数に占める高齢者の割合は非常に高く、被害の未然防止、被害が発生したときの早期発見・迅速な対応が必要です。被害をなくすため、市町村や関係団体、民生・児童委員と連携していく必要があります。
- 今後、求められる仕組みとして、
 - ・地域の居場所における地域のニーズキャッチ、何でも相談機能の充実
 - ・地域生活課題をテーマにしたネットワーク会議（包括ケアネットワーク、見守りネットワーク、シニア社会参加ネットワーク、子どもの居場所ネットワーク等）の開催支援
 - ・専門的な知識・経験を持つボランティア（プロボノ）とNPO等とのマッチング支援
 - ・地域生活課題の解決を応援する寄付文化の創造などを推進していくことが期待されます。

今後の主要な施策展開

(1) 地域住民との協働

- 地域づくりに向けて住民と行政など、多様な立場の人たちが一緒に考え、プロセスを共有していく対話の場としての地区懇談会等の開催などの機会の創出を促進します。（地域福祉課）
- 日常生活において高齢者住宅などの訪問や、地域を巡回する機会が多い民間事業者や民生・児童委員協議会連合会と協定を締結し、孤立死を未然に防ぐなど誰もが住みなれた地域で安心してくらすことのできる地域づくりを推進します。（地域福祉課）
- 自治会、民生・児童委員、ボランティア団体及び市町村社会福祉協議会との協働により、高齢者等見守りネットワークの構築を支援し、地域全体で特殊詐欺被害や消費者被害の防止を図り、安心・安全な地域をつくります。（くらし安全・消費生活課）

(2) 関係団体等との連携、協働

- あらゆる関係機関における多職種の関係者が一堂に会し、共通理解と関係性の構築を図るための研修会等を開催します。（地域福祉課）
- 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体に助成し、社会的自立を支援します。（次世代サポート課）
- ひきこもり支援センターにおいて、当事者・家族等への相談対応、相談担当者・支援関係者への研修、保健福祉事務所や市町村等への技術的支援等を行います。（保健・疾病対策課）
- 動物愛護センターで実施されている「ハローアニマル子どもサポート」の全県での拡大実施（おでかけハローアニマル子どもサポート）を図り、ひきこもりや、不登校の子どもの居場所を提供するとともに、動物とのふれあいや、世話体験等を通じた動物介在活動により、自尊感情や自己有用感を育て、社会参加を支援します。また、各地域で独自に動物介在活動ができるよう基盤づくりを行いません。（食品・生活衛生課）
- 協働に関する相談受付及びコーディネートを行う「協働コーディネートデスク」を設け、多様な主体との協働を一層推進します。（県民協働課）
- 地域において共助の中心的役割を担うNPOの活動を活発にするため、活動基盤の強化に向けた支援や、中間支援組織間で情報・ノウハウを共有し連携するための場を設けるほか、中間支援組織の育成に取り組みます。（県民協働課）
- 専門的な知識・経験を持つボランティア（プロボノ）とNPO等とのマッチングを支援します。（県民協働課）
- 地域生活課題をテーマにしたネットワーク会議（包括ケアネットワーク、見守りネットワーク、シニア社会参加ネットワーク、子どもの居場所ネットワーク等）の開催を支援します。（地域福祉課）

- みらい基金等との協働により、地域生活課題の解決を応援する寄付文化の創造に向けた取組について検討します。（地域福祉課）

（3）社会福祉協議会との連携・協働と活動支援

- 地域福祉の基盤強化やボランティアまちづくり活動の振興、福祉人材確保・育成、災害時の福祉的な対応など、県域における地域福祉推進の中核的役割を担う県社会福祉協議会と連携し・支援します。
（地域福祉課）
- 社会福祉法人が実施する長野県あんしん創造ねっと事業と連携し、生活困窮者自立支援制度に基づく事業や住居確保に係る支援、住民同士の支え合い等、地域福祉ニーズに応じた支援を行います。
（地域福祉課）

豊殿ふれあいサロン「hinata bocco（ひなたぼっこ）とよさと」（上田市）

<経過>

JAの支所統合により廃止された施設の後利用
→JAの農産物直売所に福祉施設（小規模多機能型居宅介護施設）とサロンを併設
→地域全体でサロンを運営する仕組みづくり



<施設のモットー>

ここに来れば誰かに会える、誰かと話ができる場所



JA支所の空いた施設の後利用として、子どもから高齢者まで誰でも自由に使える地域の居場所づくりに取り組んでいます。

地域のボランティアを中心に、上田市社協、上野が丘公民館、神科地域包括支援センター、豊殿まちづくり協議会、ローマンうえだ（特別養護老人ホーム）等による「豊殿ふれあいサロン運営委員会」を設置し、地域全体の話し合いによる意思決定によりサロンを運営しています。

ボランティアスタッフには認知症当事者の方も参加し、たとえ認知症になっても社会の一員として活躍し続けられる地域づくりを目指しています。

サロンでは常時美味しいコーヒーをいただくことができ、2018年11月からはランチサービスも始めました。

住民主体のサービスで「孤立」や「孤食」を解消するなど、「地域包括ケア体制」にもつながる地域支援事業の拠点づくりを目指しています。



<取組のポイント>

- 豊殿ふれあいサロン運営委員会により地域全体で運営
- 活動は地域の特別養護老人ホームやまちづくり協議会、公民館と連携して実施
- 直売所、介護施設、交流の場の複合施設で地域の安心と生きがいづくり拠点に

福祉施設への動物ふれあい訪問活動

長野県動物愛護センター（ハローアニマル）

<動物ふれあい訪問>

動物と一緒に高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院、学校などを訪問する、「動物介在活動」を行っています。動物とのふれあいによって、心が癒されるとともに身体機能の回復の手助けをしてあげることがあります。

<プログラム内容>

- 1 入場・ごあいさつ
- 2 動物とのふれあい

[内容]・温かく柔らかい動物に触れる
・腕や指を動かす
・犬といっしょに歩く
・犬のブラッシングをする
・手からフードをあげる
・犬とゲームをする



[内容]・温かく柔らかい動物に触れる
・腕や指を動かす
・犬といっしょに歩く
・犬のブラッシングをする
・手からフードをあげる
・犬とゲームをする

- 3 犬の一芸披露
楽しく見ていただくことで、手拍子や拍手、笑いがあふれます。
- 4 ごあいさつ
- 5 退場



<ふれあい動物とボランティア>

ハローアニマルの犬やうさぎ、モルモットなどの小動物だけでなく、ハローアニマルにおいてセラピードッグ育成講習会を受講したボランティアがしっかりとつけし、適性があると評価された飼い犬などがふれあい動物として活躍しています。

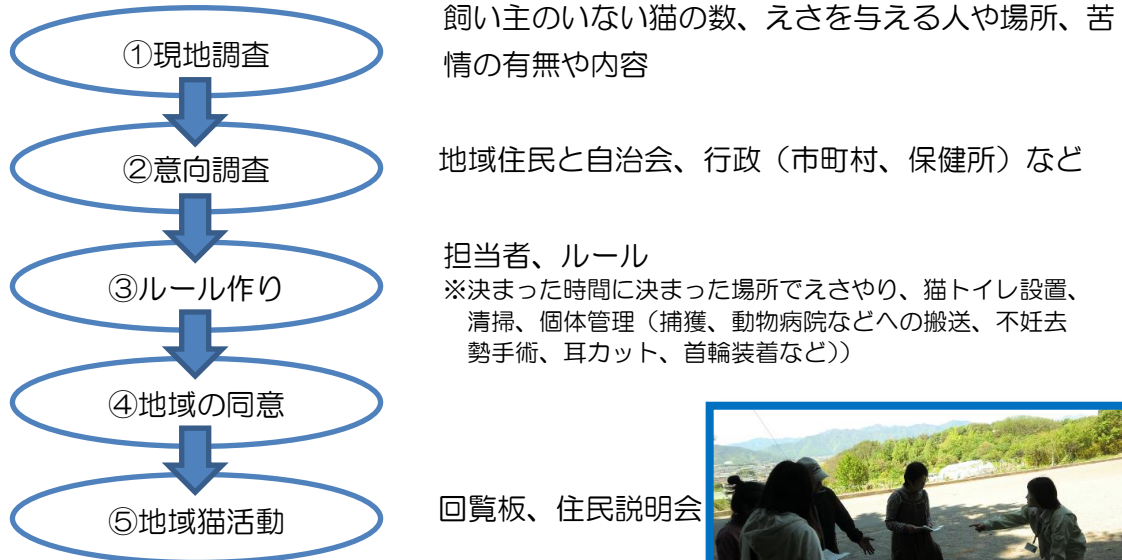
地域猫活動

健康福祉部食品・生活衛生課

<地域猫活動とは>

飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）は、かわいそうに思えさを与える人がいる一方、糞尿による環境被害などを受けて迷惑とを感じる人がいます。飼い主のいない猫によるトラブルを地域の環境問題と捉え、住民の理解と協力のもとにルール※を作り、猫の命を大切にしながら、それ以上増えないように地域で取り組むことにより、将来的に猫を減らすとともに猫によるトラブルを防止していく活動です。

<活動の流れ>



<取り組みのポイント>

地域猫活動は、地域全体に理解と協力を得ることが重要です。

エサを与える人が社会的孤立などの困難を抱えている場合や、住民同士のトラブルが飼い主のいない猫により増幅している場合などは、福祉関係者やボランティアなど多職種が連携することにより、問題を広く解決していく必要があります。

長野県動物愛護センターでは、地域猫活動の進め方に関する相談や不妊去勢手術などの支援を行っています。



手術済みであることを示す耳カット、首輪装着など



第3節 包括的に機能する相談体制づくり

既存の制度では対応が難しい生活課題や、複合的な課題を抱える世帯等、多様化、複雑化する地域生活ニーズに対応するとともに、すべての住民が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現のためには、包括的な相談支援の体制づくりと、公・共・民の多様な社会資源を活用・開発・改革して課題解決に導く「ソーシャルワーク機能」の充実が必要です。

1 複合的な課題等に対応する包括的相談支援体制づくり

現状と課題

- 公的福祉サービスの相談体制は、これまで、高齢者、障がい者、子ども等の対象分野ごとに、制度の充実が図られてきました。しかし、「複合的な課題」を抱えるケースが増加し、制度の狭間の課題が明らかになるなかで、平成27年度にスタートした生活困窮者自立支援制度が「あらゆる生活課題を受け止める断らない相談」を目標としているように、相談支援機能の「丸ごと化」が目標になってきました。
- 複合的な課題を抱えている方は、分野ごとの相談体制では複数の窓口利用が必要となり、また、現在の福祉制度では対象となる制度や法律がない場合にはどこにも相談できない状況が生じる恐れがあります。
- 地域生活課題を支援するためには、相談支援体制の構造化を推進していくことが必要です。
- 一次相談機能として、「住民の身近な地域（日常圏域）」で、個人や家族の「生活のしづらさ」を丸ごと受け止めることのできる場づくりを、地域住民、行政、社会福祉協議会、NPOなどの協働により進めることが望めます。一次相談機能は、「何でも相談」です。ニーズキャッチが極めて重要な機能であり、地域のお互いさまの支え合いで解決が難しい場合は、必要に応じて次の二次相談機能に的確につなげることが必要です。
- 二次相談機能として、「市町村圏域」において、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の分野にとらわれず、総合的・包括的に課題を的確に捉え、迅速に対応することができる体制を整備することが必要です。

様々な既存の窓口をネットワーク化し、そこで受け止めた相談のうち、複合的な課題は「生活支援包括化推進員」といったソーシャルワーク機能を持つコーディネーターが連携調整を図ることや、各分野の制度、社会資源、専門職等の人材が関わる体系を整え、効果的に運用できるように編成をしながら進めることが望めます。
- 三次相談機能として、「広域的な圏域」において、専門的な支援が必要な困難事例について、「信州パーソナル・サポート事業支援会議」等へつなぎ課題解決

を図る、段階的・重層的な体制の整備が必要です。

- 近年、ひきこもりの長期化等による8050問題やミッシングワーカーなど複合化した課題が顕在化し、従来の縦割りの制度で整備されたこれまでの公的支援制度のもとでは対応が困難な事例が生じていることから、これらの地域生活課題を丸ごと受け止め、一つひとつの課題を整理しながら解決に結び付けていく取組が必要となっています。

今後の主要な施策展開

- 地域住民の潜在的なニーズを早期に把握し、適切な支援につなぐため、相談支援機関と行政機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生・児童委員等の連携強化を図るとともに、そのために必要となる適切な情報共有のあり方について検討します。（地域福祉課）
- 複雑・複合的な課題の相談を包括的に受け止め、関係機関が連携し、ケース検討会議等を通じて一体的な解決を図る仕組みづくりを進めるため、先進事例等の情報提供と助言、取組状況等の共有を図り、市町村の取組を支援します。（地域福祉課）
- 複雑化した課題を包括的に受け止める相談体制のモデル事業を実施するとともに、その成果の普及により、他市町村における包括的相談支援体制の構築を支援します。（地域福祉課）
- 一次相談機能としての住民の身近な地域（日常圏域）での「何でも相談機能」の確立と、地域で対応できない包括的な相談支援を行う市町村圏域での二次相談機能及び市町村相談機能を支援する広域圏域での三次相談機能を構造的に整備することにより、包括的な相談体制を構築します。（地域福祉課）
- それぞれの窓口においては、担当する職員が課題を抱え込まず、コーディネーターへつなぎ、あるいはコーディネーター等と連携して支援会議を開催するなど、包括的な支援を行うためのネットワークの柔軟な活用を図ります。（地域福祉課）

[目標]

市町村の総合的相談支援体制整備（2018）25市町村→（2022）77市町村

〔市町村の包括的相談支援体制の事例〕

下諏訪町なんでも相談検討会

＜実施主体＞ 下諏訪町、下諏訪町社会福祉協議会

＜内容＞

下諏訪町では町社会福祉協議会に総合的な相談支援体制をつくり、相談支援包括化推進員を配置しています。相談支援包括化推進員をコーディネーター役として、地域住民が受け止めた地域の困りごとを多機関の専門職等が連携し複合化した課題を丸ごと受け止め解決する場「地域福祉なんでも相談検討会」を開催しています。

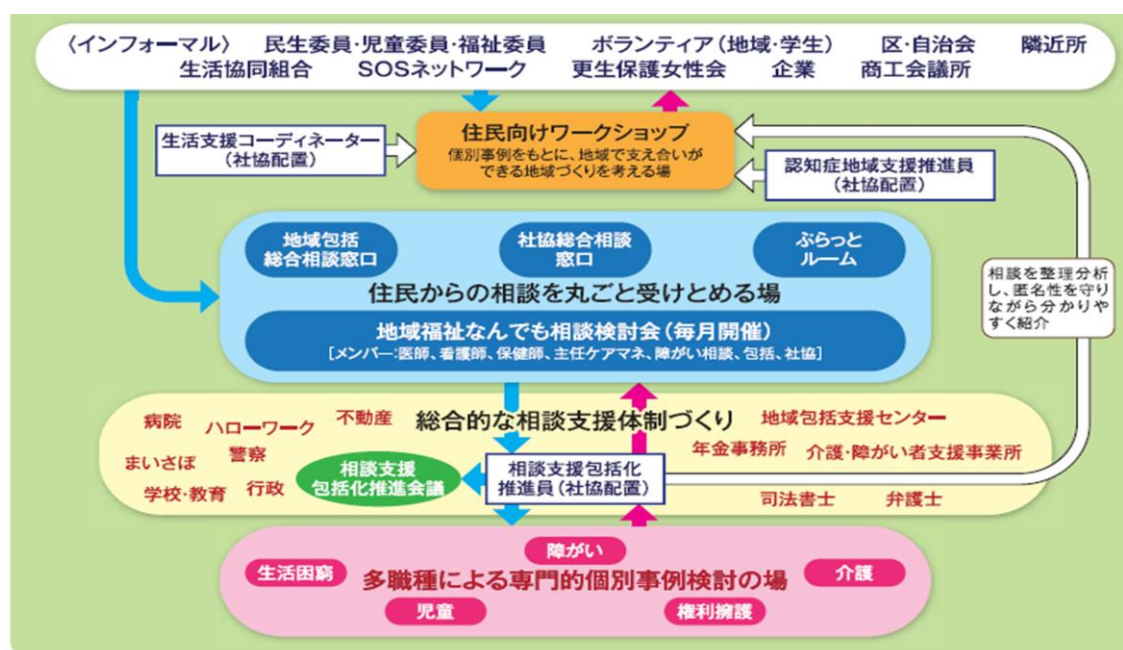
民生・児童委員等が把握した地域の相談ケースについて検討し、医療機関、町の担当課等につなぎ解決に結びつけるなど、総合的な相談支援体制づくりを推進しています。

＜支援ケース例＞

- ・ 高齢独居で見守りが必要な男性の医療支援
- ・ 日本の生活習慣に不慣れで公共料金を滞納している外国籍住民 など

＜取組のポイント＞

- 平成30年度厚生労働省地域共生社会推進事業（補助率3/4）を活用し、町社協に相談支援包括化推進員を配置



2 ソーシャルワーク機能が発揮できる体制整備

現状と課題

- 地域生活課題には、就労支援や虐待への対応、住まいの確保や、判断能力の低下した方の権利擁護など、福祉各分野に共通する地域生活課題が挙げられます。これらの地域生活課題を、官民協働で多様な関係者の参画により一つ一つ解決策を模索していくプロセスを通して、相談支援のネットワークづくりを進めていく必要があります。
- 地域で包括的な支援体制を形成していくためには、子ども、高齢、障がいといった福祉分野の専門性を活かしつつ、共通理解と顔の見える関係性を構築したうえで、それぞれの持ち分を少し広げて、連携を図っていくことが重要です。
- 多機関・多職種の協働の核となるコーディネーターやソーシャルワーカーを、地域の実情に応じて、地域包括支援センターや生活困窮者自立支援機関（まいさぽ）、社会福祉協議会などに配置し、包括的に機能する相談体制づくりを進化させていく必要があります。
- コーディネーター等が配置された相談窓口は、市町村の担当課、社会福祉協議会、関係専門機関、地域住民、地域組織、社会資源をつなぐ役割を持ち、場合により、「個人や世帯の課題」を「地域の課題」に捉えなおして、他の地域福祉や生活支援のコーディネーターと連携し、地域で解決する仕組みを作る必要性をケース丸ごと伝える役割を担います。また、社会的孤立の状態にある方が、地域で安心して生活し続けるために、地域住民や社会とのつなぎ役としても期待されます。
- 各専門機関同士が相談内容を引き継ぐ体制を整えるため、相談に携わってきた職員等が責任を持って次の支援機関に対応を引き継ぐことのできるネットワークの構築が求められます。
- また、県や市町村は、庁内連携を一層推進し、地域生活課題に関する施策を担当する各部局の課題を共有するとともに、多様な関係者の参画を得て協議の場づくりを行うなどにより、実態に即した効果的な取組を行う必要があります。

主な施策の方向性

- 市町村の整備する包括的な相談支援体制において、多機関・多職種の協働の核となる社会福祉士等のソーシャルワーカーやコーディネーターの養成、スキルアップ支援を行います。（地域福祉課）
- 複雑・複合的課題を包括的に受け止め、関係機関が連携し、ケース検討会議等を通じた一体的な解決を図る仕組みづくりを推進します。（地域福祉課）
- 複雑な課題を有する家庭等複数の支援機関による対応が必要な事案に対し、関係機関と連携し切れ目のない支援を行う「子ども家庭支援ネットワーク」の体制を整備します。（次世代サポート課）

個別相談から新たな支えあいのしくみづくり

生活就労支援センターまいさぼ東御（東御市社会福祉協議会）

<取組みの背景>

- 生活や就労に課題を抱えている相談者や子どもの生活を、より良くしていくしくみを地域に創る必要があることから。（新しい支えあいの取り組み）

<取組みの具体的な内容>

・「仕事・生活サポーター」

一般市民がサポーターに登録。相談者やそのお子さんの就労や生活場面に寄り添い、相談者の前に進む気持ちを後押ししてもらう。

①中学生に、大学生のサポーターを依頼し、学習や遊びを通じて過ごす。モデルになるお兄さんが出来、悩みや相談を打ち明けること出来る。

②引きこもり、ニート、長期離職などの方に、企業見学や就労体験や生活場面に同行。サポーターは、対象の方と交流や話をする事で、自立へ歩む気持ちを応援してもらう。

・「協力事業所登録制度」

就労の機会を提供いただく企業を写真入りのパンフレットにして「見える化」をする。相談者の就労へのやる気を引き出し、地域にも協力事業を公開することができる。今後は、就労以外の協力事業所も増やす予定。

・「子どもやだれでも（年齢を問わず）が集える居場所づくり」

社会福祉法人と協働事業。社会や人と安心してつながる場所、モデルになるようなお兄さんやお姉さん（大学生）や大人との交流の場を作る。

<取組みの効果・課題>

- サポーターに応援され、新たな人とのつながりから、自立への意欲や一歩が引き出された。子どもは、家庭や学校以外のつながりが出来ることで、成長過程に良い影響があると見込まれる。
- 事業所（企業）によっては、就労という協力は難しい場合もある。得意な分野やできることを提供してもらうよう、協力の形は多様である方が良い。
- 居場所づくりによって、「そこに居る」という役割ができる。今後は、さらに市民スタッフを増やし、協力企業と一緒に創りあげたい。
- 的確に調整やコーディネートができる相談員の確保。



仕事・生活サポーターが就労体験に同行



子どもだれでもの居場所

3 行政職員のソーシャルワーク機能の強化

現状と課題

- 地域生活課題には、就労支援や虐待への対応、住まいの確保や、判断能力が低下した方の権利擁護など、分野を超えた福祉課題が挙げられます。これらの共通課題を、官民協働で多様な関係者の参画により一つ一つ解決策を模索していくプロセスを通して、相談支援のネットワークづくりを進めていく必要があります。
- 県や市町村は、庁内連携を一層推進し、地域生活課題に関する施策を担当する各部局の課題を共有するとともに、多様な関係者の参画を得て協議の場づくりを行うなどにより、実態に即した効果的な取組を行う必要があります。また、行政職員自身がソーシャルワークの視点を持ち、地域住民等、多様な主体と連携して、地域づくりや地域生活課題に取り組んでいくことが望まれます。
- 総務省の「自治体戦略 2040 構想研究会報告書」においても、少子高齢、人口減少社会のなかで、ソーシャルワークの観点から持続可能な地域づくりを進めることが掲げられ、福祉現場だけでなく行政職員自身がソーシャルワーク機能を発揮することの必要性が提言されています。
- 行政職員自身がソーシャルワークの視点を持ち、地域住民や関係団体等、多様な主体と連携して、地域づくりや地域生活課題に取り組んでいくことが望まれます。
- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく団体であり、地域の様々な課題解決に向け、地域住民、自治会、民生児童委員、ボランティア、NPO、専門機関等と協力し、行政とも連携しながら活動しています。
- 社会福祉協議会が策定する住民や民間団体の行動計画である「地域福祉活動計画」により、市町村の地域福祉計画と十分な連携を図るとともに、社会福祉法人としての社会貢献活動の積極的な展開が望まれます。

主な施策の方向性

(1) 行政職員のソーシャルワーク機能の強化

- 近年、行政的な課題解決のためには、県、市町村を問わず、職員が事務所にいては時代の要請に答えられない、現場に出て、住民の意見を聞き、行動することが必要です。こうした職員を育成するため、必要な職員研修を実施します。
(職員キャリア開発センター)
- 県社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人の公益事業を推進するとともに、行政の各部局や企業なども含めて、地域共生社会の実現に向けた課題解決のプラットフォームづくりに取り組みます。(地域福祉課)

第 5 章

個別重点課題・くらしを支える取組

第1節 個別重点課題への対応

1 自殺対策

現状と課題

- 本県の自殺者数は2008年（平成20年）以降は減少傾向にあります。2017年（平成29年）の自殺者数（322人）は1989年（平成元年）以降で最も少なくなっていますが、1日におよそ1人が自殺で亡くなっている状況が継続しています。
- 自殺の背景には、心身の健康に関わる問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的な要因等があり、それらが複雑に絡み合い深刻化したときに自殺が発生するとされています。
- このため、自殺を人が自ら命を絶つ瞬間的な行為として捉えるだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉え、生き心地の良い社会をつくるための取組として推進する必要があります。
- 平成30年に策定した「第3次長野県自殺対策推進計画」では、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」の実現を目指し、生きることを包括的に支援する幅広い自殺対策に総合的に取り組むこととしています。

主な施策の方向性

（1）自殺対策を支える人材の育成

- 「生きることの包括的な支援」に関わる様々な分野の専門家や支援者等に対して、自殺対策に関する研修等を実施し、自殺対策に係る人材の確保・育成を図ります。また、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞き、専門家へつなぎ、見守るゲートキーパーを養成します。（保健・疾病対策課）
- 犯罪被害者等の初期対応を行う職員に対する研修を実施するとともに、被害者等のニーズに応じた適切な対応、各種支援制度を適切に運用し、精神的負担の軽減、経済的負担の軽減等を図るほか、被害者等の心情に配慮した取組を推進します。（警察本部警務課）

（2）県民への啓発と周知

- 命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めてよいという理解の促進や県民一人ひとりがゲートキーパーの役割について理解し、実践できるよう普及啓発を展開します。（保健・疾病対策課等）

（3）重点施策

- 全国的に見て自殺の実態が深刻である「未成年者」の自殺対策を強化するため、自殺のリスクを抱えた未成年者への危機介入、「SOSの出し方に関する教育」など自殺のリスクを抱える前段階における予防策、多様な子どもの居場所

第5章 個別重点課題・くらしを支える取組

づくりなど自殺のリスクを抱えさせない「生き心地の良い地域づくり」に取り組みます。(保健・疾病対策課、心の支援課等)

- 圏域によって自殺死亡率が高い「高齢者」の自殺対策を推進するため、高齢者向けの啓発、支援関係者への研修等の充実とともに、高齢者が他者とつながり、安心できる居場所を持ち、生きがいを感じられる地域づくりを推進します。(保健・疾病対策課、介護支援課等)
- 自殺のリスク要因である「生活困窮」に対応するため、関係機関間の情報共有による切れ目ない支援の提供など生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策の連携強化を図り、経済・生活支援や心の健康など包括的な支援を展開します。(地域福祉課、保健・疾病対策課等)
- 勤務問題に関連する自殺が社会的な問題になっていることから、勤務問題に関連する相談支援を推進するとともに、職場環境の改善や健康経営に取り組む企業を支援することで、働きやすい職場環境づくりを支援します。(保健・疾病対策課、労働雇用課等)

<p>[目標] 自殺死亡率 (2015) 18.2→(2022) 13.6 20歳未満自殺死亡率 (2016) 3.0→(2022) 0</p>

2 生活困窮対策

現状と課題

- 貧困世帯は増加傾向にあります。本県の生活保護世帯数は近年では約9,000世帯で推移しているほか、全国の子どもの7人に1人が相対的な貧困状況にあります。また、ひとり親家庭の約半数が相対的な貧困状況にあります。
- 生活困窮家庭で育った子どもは、大人になっても生活困窮家庭に属する割合が高く、貧困の連鎖が認められるといわれています。貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身につけるとともに様々な学習機会を提供する必要があります。
- 生活に困窮している人への支援の拠点として、2015年（平成27年）から県内19市と協働して、生活就労支援センター（まいさぼ）を設置し、生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業を実施しています。
- 生活困窮状態にある人は、単に経済的に困窮しているだけでなく、心身の健康や、家族との人間関係、ひきこもりなど、様々な課題を複合的に抱えている場合があります。
- 貧困の根本的な原因である低所得の解決に向けた取組に加え、地域全体で困窮状態にある家庭の就労支援・生活支援を行う必要があります。

主な施策の方向性

（1）社会的自立・就労支援

- 「子ども家庭支援ネットワーク」の体制づくりを進め、高校卒業時に進路未決定の生徒や、中退する生徒等に関する情報を関係機関が共有し、社会的自立に必要な支援を行います。また、保育士、教員、保健師、医療従事者、民生・児童委員、子育て支援団体等が地域の見守り人材としての役割を發揮し、困難を抱えるリスクの高い子どもへの早期支援を図ります。
（次世代サポート課、こども・家庭課、保健・疾病対策課）
- 生活困窮家庭の子どもに対して、市町村や市町村教育委員会、市町村社会福祉協議会等と連携して個別の家庭訪問等による学習支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）
- 地域の大人と子どもをつながりの中で、子どもの成長を支える子どもの居場所「信州こどもカフェ」において、学習支援の取組を推進します。
（次世代サポート課、こども・家庭課）
- 保護者や地域住民が学校と連携・協働して、子どもを育む信州型コミュニティスクールの活動の一環として、地域住民の協力による学習支援を進めます。
（文化財・生涯学習課）
- 放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用して設置する放課後子ども教室において、地域住民の協力を得て、予習、復習などの学習活動の支援を行います。
（文化財・生涯学習課）

- 経済的な理由や家庭の事情で、家庭での学習が困難であったり、学習支援を必要とする中学生を対象に、地域未来塾を開講する市町村を支援し、地域住民の協力により学習支援を行います。（文化財・生涯学習課）
- 複雑な課題を抱える子ども・若者を支援するため、支援機関が連携して対応する「子ども・若者支援サポートネット」を運営します。（次世代サポート課）
- 社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体に助成し、社会的自立を支援します。（次世代サポート課）
- 市と連携して全県に設置された生活就労支援センター（まいさぼ）において、生活困窮者の生活や、就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）
- 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。（地域福祉課）
- 生活困窮者等、社会から孤立又はその恐れがある者が地域社会で自立安定した生活を営めるよう、居場所の確保（交流の場設置）及び地域生活への復帰支援、食料支援を行うNPO等民間支援団体と連携し、生活の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）
- 就職に困難を有する障がい者、子育て期の女性、ひとり親家庭の父母等、中国帰国者に対して、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就業支援を実施します。（労働雇用課）
- ジョブカフェ信州による能力や適性等に応じた個別相談、就業支援セミナー等により若者の就業を支援します。（労働雇用課）

(2) 経済的な負担の軽減

- 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して、生活相談・支援を行うとともに無利子・低利子の資金貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。（地域福祉課）
- ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。（こども・家庭課）
- 生活困窮者が安心してくらすことができる最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適切な実施を図ります。（地域福祉課）
- 生活困窮者やひとり親家庭等で食料支援を求めている方々に対して、円滑な食料提供ができるよう、県内でフードバンクを実施している団体等との連携を強化します。（地域福祉課、こども・家庭課、資源循環推進課）
- 居住や就労等に課題を抱える生活困窮者などに対して、生活の安定と自立を促すため、長野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造ねっと」の入居保証事業を活用し、連帯保証人が確保できない方々に対しても賃貸住宅への入居を可能とするとともに、同協議会が行っている身元保証等や短期就労体験の受け入れ事業所拡大の取組を支援します。（地域福祉課）

フードバンクの取組み

NPO 法人フードバンク信州

<取組みの趣旨>

「食品ロスの削減」問題と「生活困窮者への食料支援」問題は、深刻な社会課題となっていることから、フードバンク信州は、多様な機関、団体、住民等との協働により、「食品ロス」と「困窮者支援」の2つの課題を繋ぎ、多くの地域の中にフードバンク活動を普及・定着させ、「食」を通じた地域の支え合いの仕組みづくりに取り組んでいます。

<具体的な取組内容>

1 多様な協働によるフードバンク活動の実施

企業や家庭から食料の寄贈を受け、生活困窮者や一人親家庭等で食料支援を必要としている世帯や相談支援窓口等に提供し、生活の自立を応援しています。

食料は、企業等からの寄贈とともに、県内各地域で開催されるフードドライブに寄せられる一般市民からの寄贈も年々増加しており、平成29年度に寄贈を受けた食料は約26トンにもなりました。



2 フードバンク活動の啓発と担い手養成

フードバンク活動についての理解を広め、協力者を拡大するとともに、各地域でフードドライブの開催等を担う人材を養成するため、「フードバンク活動推進セミナー（担い手養成講座）」を毎年開催し、活動参加者の底辺拡大に取り組んでいます。



3 子どもの居場所づくりと食育活動への協力

子どもの居場所づくりや食育活動への協力も重要となっており、県が実施する「信州子どもカフェ推進地域プラットフォーム事業」と連携し、子どもへの食料支援を積極的に行っています。

平成30年度からは、学校給食がない夏休みと冬休みの期間に、食料支援が必要な家庭に、直接、食料をお届けする「子ども応援キャンペーン」を開始しています。



3 災害時の住民支え合い

現状と課題

- 本県は、地形的・気象的な特性により数多くの災害が発生し、甚大な被害を被ってきました。近年も2014年（平成26年）に南木曾町の土石流災害、御嶽山の噴火、神城断層地震等が相次いで発生しました。
- 災害から被害を受けないためには各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動に移すことが重要です。災害に対応できる地域づくりのためには、配慮を要する方の避難支援体制の充実を図るため、地域における自助・共助の強化を促進する必要があります。
- また、大規模な災害が発生した場合にはボランティア団体等の協力を得て効果的な災害応急活動ができる体制を構築する必要があり、平常時から福祉団体・ボランティア団体・行政が関係づくりを進めることが大切です。
- 日常の住民同士の支え合いの状況を災害時にも適用した「災害時住民支え合いマップ」の作成地区数が増加してきていますが、依然として3割を越える地区において作成されていない状況です。県民の誰もが災害によって命を落とすことがないように、引き続き災害時における要配慮者支援対策を推進する必要があります。

主な施策の方向性

（1）防災教育の推進

- 行政機関、学術機関、自主防災組織などとの連携に基づく防災教育を推進し、身近な視点からの防災意識の啓発を図ります。
（危機管理防災課）
- 地域の防災の中心となる人材の育成や、地域ごとの自主防災組織の立ち上げなど、地域防災力向上のため、自主防災組織の充実・強化を図ります。
（危機管理防災課）
- 土砂災害から人命を守るため、危険箇所を把握するとともに、過去に発生した災害の伝承等も取り込みながら地域の特性を踏まえた地域ごとの防災マップの作成を支援します。（砂防課）

（2）避難行動要支援者への支援体制の強化

- 住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進するため、災害時住民支え合いマップの作成支援や活用促進を図ります。
（地域福祉課）
- 要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、市町村と連携し、福祉避難所への移動基準や対象者リストを整備するよう周知するとともに、国のガイドライン等を活用し、要配慮者の方が避難所への受け入れを断られることがないように、適正な避難所の運営管理について周知徹底を行います。
（危機管理防災課、健康福祉政策課）

第5章 個別重点課題・くらしを支える取組

- 災害時のろう者の安全を確保するため、手話による情報提供を行います。
(障がい者支援課)
- 外国籍県民・旅行者の被災支援に対応する多言語での情報発信、外国籍県民対象に防災訓練等を実施し、防災知識の普及に努めます。
(危機管理防災課・国際課)

(3) 救援・救護体制の強化

- 大規模災害時等に被災地の避難所や福祉避難所で要配慮者支援を行う「災害派遣福祉チーム」の派遣機能を備えた「災害福祉支援ネットワーク」を官民協働で構築します。(危機管理防災課、健康福祉政策課、地域福祉課)
- 被災地の生活支援を行い、県内外のボランティア希望者等の支援を効果的に住民に届けるため、災害ボランティアセンターの受入態勢の強化を支援します。
(地域福祉課)

【目標】 災害時住民支え合いマップ作成地区数
(2016) 2,491地区→(2021) 3,876地区

4 ごちゃまぜの社会づくり

現状と課題

(1) 認知症高齢者への地域支援

- いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年には、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。
- 認知症についての正しい知識を持って、認知症の人やその家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域を作るボランティアとして活動する認知症サポーターの人数は増加していますが、様々な場面で活躍してもらえるようにするとともに、認知症の人や地域の人等がお互いを理解しあう認知症カフェ等の設置を推進する必要があります。

(2) 高齢者、障がい者等の社会参加活動の充実

- 障がいのある人(成人)の週一回以上のスポーツ・レクリエーション活動実施率は19.2%(成人全般の実施率は40.2%)にとどまっており、地域における障がい者スポーツの一層の普及促進に取り組む必要があります。
(障がいのある人の実施率：平成27年度スポーツ庁委託調査、成人全般の実施率：平成27年度内閣府調査)
- 山岳高原の観光地等で利用できるアウトドア用の車いすを使用することで車いす使用者もより広範な地域への旅行が可能になる等、新しい機器の開発・普及に伴い高齢者、障がい者等が安心して旅行を楽しめる機会の拡大が期待されます。

主な施策の方向性

(1) 認知症高齢者の理解促進の取組

- 認知症サポーターが地域の実情に応じた取組を推進できるよう、好事例の情報提供等の支援を行います。（保健・疾病対策課）
- 認知症カフェなど、認知症の人やその家族が集う取組を全市町村に普及するために、好事例の情報提供などの支援を行います。（保健・疾病対策課）

(2) 高齢者、障がい者等の社会参加活動の充実

- 障がい特性に応じた情報コミュニケーション支援を行うとともに、スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動等、あらゆる活動に主体的に参加できるよう支援します。（障がい者支援課）
- 障がいのある人がその程度に応じて楽しめるスポーツが普及し、それぞれに応じたスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ指導員の養成や、総合型地域スポーツクラブ等への障がい者スポーツの知識と理解の普及を進めます。（障がい者支援課）
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック等、各種スポーツ大会のムーブメントを活用し、地域で行う障がい者スポーツ体験会により、障がい者スポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。（障がい者支援課）
- 外国人や障がいのある方など、多様な利用者に対応した登山道やトイレの整備を進めるとともに、自然保護センターを活用した情報提供など、自然保護を意識した質の高い山岳高原観光地づくりを推進します。（国際課、障がい者支援課、自然保護課、観光誘客課）
- 年齢、国籍、障がいの有無に関わらず誰もが信州の魅力を楽しめる旅行を提供するため、関係者の意識醸成や専門人材の育成等の受入れ体制の強化や、受入れ環境の整備、旅行商品の造成、情報発信の強化により、「信州型ユニバーサルツーリズム」を形成します。（障がい者支援課、自然保護課、観光誘客課）
- 障がい者をはじめ外出時に身体の状態に応じて必要とするバリアフリー情報を簡単に得られるよう、関係団体と連携を図りながら「バリアフリーマップ」の作成を推進します。（障がい者支援課）

宅老所和が家 ぐらんまんまカフェ

株式会社和が家（岡谷市）

<取組の背景>

認知症になっても、体が不自由になっても、ありのままにその人らしく暮らせる場所として、“個”を大切にする地域の和が家になるようにと、代表の今井祐輔さんが平成20年に立ち上げたのが宅老所和が家です。

平成27年から、小規模多機能型居宅介護となり、施設にカフェを併設しました。

普段は、「engawa かふえ食堂」として営業していますが、毎週火曜日には、宅老所を利用する高齢者がスタッフとなって調理、配膳をする「ぐらんまんまカフェ」を開いています。

<取組の具体的な内容>

和が家では、どうしたらおじいちゃん、おばあちゃんの力を引き出すことができるかを考えて、様々な取組をしています。スタッフの高齢者は、そこに居場所があり「認知症の人」ではなく「人」として存在しています。

メニューを決めたりイベントの準備をするのは、おじいちゃんやおばあちゃん。職員は黒子役としての支援を行っています。

平成30年5月から、子ども食堂の取組も始めています。

高齢者と接することで子どもたちにも当たり前にある「老い」を感じてもらいたいと、和が家では考えています。

地域の縁側として1階を地域に開放。カフェの要素があることで地域の人にとっても身近な存在になっています。

介護施設であっても、いかに地域の人に入ってきてもらえるか、岡谷の地域に根ざし、まちを元気にすることを考えて取り組んでいます。



信州型ユニバーサルツーリズムの形成と展開

観光誘客課

◆『信州型』ユニバーサルツーリズムの形成に向けた取組み

信州の観光新時代を拓く長野県観光戦略 2018 の中で、「そこに暮らす人も訪れる人も『しあわせ』を感じられる世界水準の山岳高原リゾート」を目指し、観光地域づくりを進めています。その取組の一つとして、高齢化やインバウンド客、これまでなかなか旅に出かけることのできなかつたハンディキャップをお持ちの方、妊婦、小さなお子様連れなど、様々なお客様に長野県にお越し頂き、誰もが安心安全に心から楽しんで頂ける、ユニバーサルツーリズムを推進しています。

<取組みの背景>

◆高齢の方やハンディキャップをお持ちの方などが旅行するために、長野県のような山岳高原観光地では、全てをハード整備で対応することは難しいため、山岳高原観光地、信州では、県民の温かいサポートとおもてなしの心で進める、ユニバーサルツーリズムの対応が強く求められるようになってきました。

<取組の具体的な内容>

◆「信州型ユニバーサルツーリズム」では、長野県ならではの3大特徴を活かした取組を実施します。

- ①【人材】地域でのサポート体制の充実
⇒ 個人・他団体等による旅行をサポートする受け入れ態勢の強化。
- ②【機器】サポート機器の充実
⇒ アウトドア用車いすや着座型スキーなどサポート機器の充実。
- ③【地域】信州ならではのバリア
⇒ 通常はバリアであるはずの山や自然を、逆に長野県の強みとして発信。

<取組みの効果と今後の展開>

◆信州型ユニバーサルツーリズムを推進することにより

- ① 機器の導入等を通じて、ユニバーサルツーリズム環境の醸成や体制整備を各地域に根付かせると共に、周辺地域への知識や活動の普及啓発を実施することで、社会全体にユニバーサルの視点を強く根付かせていきます。
- ② 身近な取組みから、意識を変え、観光地のみならず、障がいのある方々と共存する地域全体の取組として波及させ、共生社会の実現をめざします。



HIPPO @富士見高原リゾート

サポート機器導入事例

富士見高原リゾート

○アウトドア用車いす



「HIPPO」【導入－2011年】

大きなタイヤと介助しやすく伸びた持ち手により、不整地で利用しやすい車いす。

一般的な車いすと比べ背もたれがリクライニングし、足が伸ばせるため、乗員は快適に座ることができる。



「JINRIKI」【導入－2014年】

利用者の車いすの前面に装着することで、前輪を浮かせ、芝生や砂利の上での走行を可能にする補助装置。車いすの前後に介助者がつくことができる利点から、坂道においても手軽に利用できる。

○パークモビリティ



「天空の遊覧カート」【導入－2012年】

「花の里周遊カート」【導入－2013年】

ガソリン駆動式ゴルフ用カートを高低差や坂道における、歩行負荷軽減のために導入。路面に埋設した電磁線を検知し自動で方向転換等を行う為、ハンドル及びブレーキ・アクセルの操作はなく、運転操作に自動車免許も必要ない。

○着座式スキー



「デュアルスキー」【導入－2015年】

富士見高原スキースクールの利用者が多様化し、歩行困難な方の利用が増えたことから導入。

下肢障がい、肢体不自由、発達障がいなど多様な障がいに対応するため、複数の選択肢を用意している。

この他、「バイスキー」は2012年に導入、「スノーカート」は2018年に導入。

＜取組みからの発展性＞

山岳高原地域の利活用に関して「合理的配慮の提供」を実践すると共に、環境づくりは quality of life の向上という面を取り残されがちな地域内外の障がい者・高齢者の社会参加の機会を提供したことが評価され、平成30年度内閣府バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰 特命担当大臣奨励賞を受賞した。

長野県西駒郷 地域移行の取組み

西駒郷は、昭和 43 年に長野県が駒ヶ根市、宮田村に開設した、知的障がい者の入所施設（開設時の入所定員 500 人）を中心とした総合援護施設です。

この西駒郷において、県では、様々な障がいがあっても、社会全体で支え合い、住みたい地域で、地域の一員として暮らしていける社会を目指すため、平成 16 年に策定された「西駒郷基本構想」に基づき、全国に先駆けて、障がい者本人が希望する地域で安心して暮らせるよう生活の場を確保する地域生活移行に取り組みました。その結果、10 年間で 271 名の入所者が施設を出て、地域で自立した生活に移ることができ、現在では、入所数は 100 名程度となっています。

地域生活移行をした元利用者は、主にグループホームで生活していますが、空き家を改修してグループホームとしたところ、地域の方から「空き家だったに家に灯りがともり、人が住んでくれることで、地域が明るくなって良かった。」との声を頂くほか、地域で実施されている防災訓練や運動会に参加するなど、地域社会に受け入れられ、その一員として生活しています。

地域の防災訓練に参加



地区の運動会に参加

長野県が目指す共生社会の実現を図るためには、地域生活移行の一層の進展が不可欠ですが、そのためには、障がいのある方の一人暮らし、まち中での生活、重い障がいの方のグループホームでの生活等が可能となる環境の整備や、芸術文化活動や就労などの日中活動場所の充実を通じ、障がいのある方が望む多様な暮らしを実現していく必要があります。

今後の西駒郷においても、利用者の意思をできる限り尊重した暮らしの実現を図るため、より一層利用者に寄り添った意思決定、支援を行うほか、生活の場となることが多い地元自治体や、地域において障がい者が地域の方と交流し、共に生きる街づくりを進める意欲のある皆様方と連携し、地域生活移行に取り組んでまいります。

障がい者スポーツの振興

健康福祉部障がい者支援課

<取組の背景>

2020年の東京パラリンピック大会の開催、また、2027年には長野県で全国障害者スポーツ大会の開催が予定される中、本県は平成30年6月、全国の自治体で初めて（公財）日本財団パラリンピックサポートセンターと、スポーツを通じた共生社会の創造に向けた連携・協力に関する協定を締結しました。

こうした状況を障がい者スポーツ振興の絶好の機会と捉え、障がい者スポーツの理解促進や競技力向上、誰もがスポーツを楽しめる環境の整備などに取り組むとともに、スポーツを通じた交流の促進など共生社会の実現に向けた取組を進めることとしています。

<取組の具体的な内容>

以下の項目を施策の柱に据えて、具体的な取組を展開していく予定です。

- 1 障がい者スポーツを身近で楽しめる環境づくり
 - ・スポーツクラブと障がい者施設が連携した身近な地域でのスポーツ等の体験会の開催 など
- 2 障がい者スポーツの指導者の養成
 - ・障がい者スポーツ指導員養成研修の実施 など
- 3 障がいのある人もない人も交流できる機会の提供
 - ・県内プロスポーツチーム等と連携した77市町村におけるパラスポーツ体験会等の開催 など
 - ・障がい者のスポーツニーズと指導者や場所をつなぐ障がい者スポーツ地域コーディネーターによる調整
- 4 障がい者スポーツの選手の育成
 - ・アスリート、競技団体に対する支援 など
- 5 障がい者スポーツの競技力の向上
 - ・各種障がい者スポーツ大会の開催 など



ボッチャ体験の様子



県障がい者スポーツ大会の様子
(車いすバスケットボール)

<取組の効果・課題>

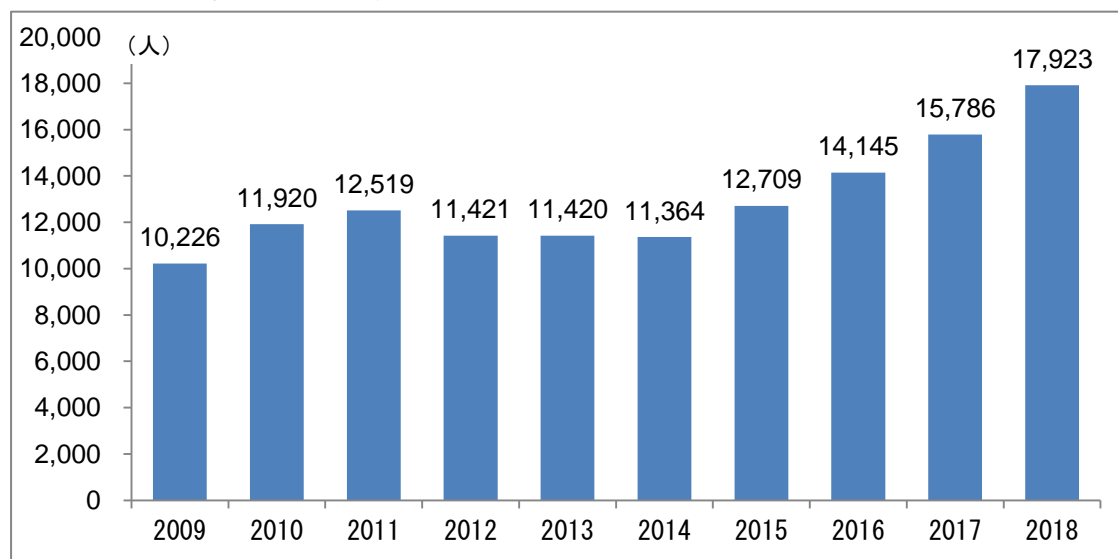
障がいの有無に関わらず幼少期からスポーツに親しめる環境の整備、障がい者スポーツに対する県民の関心の喚起、全国障害者スポーツ大会の出場に向けた競技力の向上などに県全体で取り組むことにより、スポーツを通じた共生社会を実現していく意識を広めていくことが必要です。

5 外国籍県民等への支援

現状と課題

- 外国籍県民の定住者が増加することにより、生活相談内容が専門化・複雑化しています。特に、医療機関での受診時のコミュニケーションへのサポートなどが課題であり、外国籍県民の高齢化に伴う介護・医療の問題も懸念されつつあります。
- 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が平成31年4月に施行されることとなり、新たな在留資格の創設により、今後も外国籍県民の増加が見込まれます。外国籍県民が生活に必要な日本語やルールを理解するため、また、外国籍県民の積極的な地域づくりへの参画を推進するためには、受入環境を整備することが一層必要になります。
- 学齢期の外国籍の子どものうち国公私立小中学校や朝鮮初中級学校及び母国語教室（ブラジル人学校）のいずれにも在籍せず、就学状況が不明な児童生徒がいます。就学状況が不明な児童生徒の中には学校への不適合や経済的な理由等により不就学となっている子どもが含まれている可能性があることから外国籍児童生徒本人や、学校への援助が必要です。
- 長野労働局「長野県の『外国人雇用状況』の届出状況」によると長野県の外国人労働者数は過去最多の1万7,923人です。その要因としては、技能実習制度の活用が進んでいること、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、就労に制限のない身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること等が背景にあるとされています。
- 外国人労働者が増加する中で産業を担う人材として、外国人労働者が地域に溶け込みながら活躍してもらえよう支援する必要があります。

図 外国人労働者数の推移（10月末時点）



長野労働局「『外国人雇用状況』届出状況」

主な施策の方向性

(1) 外国籍県民等の生活支援

- 外国籍県民等が生活に必要な知識や日本語を習得するため学びの機会を確保するとともに、地域生活での課題家情報提供を多言語で行う支援体制の推進を図ります。（国際課）
- 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の高齢化や言葉の問題に起因する生活上の諸問題の解決や地域からの孤立を防ぐため、通訳等の派遣により地域において安心してらせるよう支援します。（地域福祉課）
- 外国籍県民・外国人旅行者の被災支援に対応する多言語での情報発信、外国籍県民対象に防災訓練等を実施し、防災知識の普及に努めます。（危機管理防災課・国際課）
- 外国籍県民等が行政機関からの情報や日本の生活に必要な知識を得られるよう、情報ツールの多言語化や必要な情報にアクセスしやすい環境を整備します。（国際課）
- 医療機関における「外国籍県民医療のための問診票」の活用を促進するなど、外国人が医療機関を安心して利用できる体制づくりを促進します。（医療推進課）

(2) 外国籍児童生徒への学習支援

- 日本語が不自由な帰国生徒及び外国籍生徒の学校生活を支援するための生活支援相談員を配置し、学校生活への適応を促進します。（高校教育課）
- （公財）長野県国際化協会が行う外国籍児童就学支援事業を通じて、経済的に困難な状況にある外国籍児童生徒に対する就学支援のほか、日本語教室への支援などを行います。（国際課）

多文化共生の取組「多言語支援センター設置・運営訓練」

県民文化部国際課

<取組の背景>

災害時に多言語による情報提供等を行えるよう、県では、平成26年3月に、外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした、避難場所での生活環境整備に関するガイドラインを策定しました。

このガイドラインでは、避難所を開設した市町村において「災害多言語支援センター」を設置し、多言語による情報の提供や避難所への巡回による支援などの応急活動を迅速に行うこととしています。

<取組の具体的な内容>

有事に備えて市町村等と連携し、災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行っています。

また、災害について経験や知識がない外国籍県民もいることから、防災に対する意識の向上を図るため、避難所での生活等に関する模擬体験を行うなどしています。

訓練メニュー

- 災害多言語支援センター設置・運営訓練
センターの設置・運営のシミュレーションを行います。災害情報の多言語化や、避難所でのニーズの聞き取り、情報伝達等について学びます。
- 避難所体験訓練
日本で発生する災害、避難場所、避難所での生活等について学びます。



<取組の効果・課題>

近年、災害が増加していることから災害時の対応について関心が高まっています。

国籍等に関わらず、誰もが住みやすい多文化共生の地域づくりのために、行政の積極的な取組や外国籍県民を含む県民全体の意識づくりが必要です。

6 再犯防止

現状と課題

- 本県の刑法犯の認知件数は2001年（平成13年）の34,764件をピークに減少傾向にあり、2017年（平成29年）は9,535件と初めて1万件を下回っています。
（※認知件数は、犯罪について被害の届出等により警察が発生を認知した事件の数）
- 一方、刑法犯により検挙された再犯者については、刑法犯の減少傾向を上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める人員の比率（「再犯者率」）は一貫して上昇し続けており、全国の再犯率は2016年（平成28年）は48.7%となり、本県においても、46.5%となっています。
- 平成19年版犯罪白書によると、昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した人のうち、100万人を無作為に抽出し分析したところ、初犯者が71.7%であるのに対し、再犯者は28.9%となっています。また、それぞれが起こした事件は、初犯者は42.3%であるのに対し、再犯者は57.5%を占めています。つまり、約3割の再犯者により、約6割の犯罪が発生しており、そのため、再犯防止が重要な課題となっています。
- そのため、国は、平成28年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに再犯の防止等に関する施策を総合的に推進していく基本的事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、平成29年12月には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」を策定しています。
- 国の再犯防止推進計画では、犯罪をした者等が、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えていることを指摘しています。
- これまでの国の刑事司法関係機関による取組のみならず、国・地方公共団体・民間団体が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。
- 県においても、平成31年3月から「長野県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、「誰にでも居場所と出番のある長野県」を目指すとともに、県民が犯罪により被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

主な施策の方向性

（1）再犯防止推進に向けた支援体制の構築

- 犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を進めるため、支援ニーズの把握や、必要な支援を行うため刑事司法関係機関と地域の社会資源をつなぐためのネットワーク構築等を行うことにより、再犯防止に向けた支援体制づくりを実施します。（地域福祉課）
- 「長野県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が、地域社会の中で孤

立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、「誰にでも居場所と出番のある長野県」を目指すとともに、県民が犯罪により被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。（地域福祉課）

（2）罪を犯した者等の社会復帰の支援

- 高齢や障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所出所予定者の社会復帰を支援し、再犯防止を推進します。（地域福祉課）
- 県が直接保護観察中の少年を雇用することで、罪を犯してしまった少年が一日も早く社会復帰して安定した生活を送れるよう支援し、再犯防止を推進します。
- 犯罪をした者等のうち、直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。（地域福祉課）

（3）再犯防止推進に係る周知について

- 犯罪や非行のない明るい社会を築くため、国が実施する“社会を明るくする運動”に参画するとともに、市町村への協力を図ります。（地域福祉課）

7 高齢者・障がい者・子ども等の地域生活課題への対応

現状と課題

（1）高齢者への支援

- 高齢化が進行する中、医療・介護・福祉の専門職や関係機関が相互に連携し、包括的な支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアを推進しています。
- 「介護の社会化」を進めるために介護保険制度が導入されましたが、自宅で介護をする場合、依然として家族が介護の主な担い手となっている場合が多く、家族介護者（高齢者を在宅で介護する家族）の負担を軽減することが必要です。
- 人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者が介護・介助が必要となる主原因である「身体的、精神・心理的、社会的なフレイル（虚弱）」を予防し、培ってきた知識や経験を活かし地域の支え手として社会参加することが期待されています。
- 認知症高齢者数は、厚生労働省による高齢者人口に占める認知症高齢者の有病率を用いた推計で、2012年（平成24年）に8.8万人、2015年（平成27年）に9.8～10万人となりました。いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年には、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。
- 認知症高齢者への虐待防止や、行方不明者の早期発見・保護のため、認知症の理解促進や地域での見守り体制の構築を進める必要があります。

(2) 障がい児者への支援

- 医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進んでおり、県内のグループホームの利用者数は2009年（平成21年）の1,420人から2018年（平成30年）には2,664人にまで増加しています。（各年4月1日現在）
- 障がいのある人のニーズの多様化、居宅介護や短期入所など、居宅サービスの利用が増加する中で、専門性の高い従事者の育成を図るとともに、相談支援の質を向上させ、利用者やその家族のニーズに沿ったかたちでサービスが提供されるよう体制づくりを進める必要があります。

(3) 子ども・子育て支援

- 本県の出生数は14,519人（2017年（平成29年））であり1975年（昭和50年）以降、減少傾向で推移してきました。
- 核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭等の増加により、家庭の養育力・教育力が低下しているため、地域で家庭を支える仕組みが求められている一方で、地域のつながりの希薄化により、子育てに対する助言、協力を得ることが困難な状況も見受けられます。
- 子育てについて不安や悩みを抱えている親を相談・支援につなげる地域の見守り体制の充実が求められています。
- 不登校児童生徒の在籍比は2013年（平成25年）に比べ、増加傾向にあります。不登校のまま中学を卒業して家居状態の子どもや中途退学した生徒が支援機関につながりやすい体制の構築が必要です。
- 学校段階が上がるにつれて自己肯定感が低下しています。将来的なニート・ひきこもりを防ぐため、幼児期や学齢期からの自己形成支援が必要です。

(4) 難病者への支援

- 難病対策は1972年に策定された「難病対策要綱」により実施されてきましたが、2014年度（平成26年度）に難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」）が施行されたことに伴い、現在では難病法に基づき、基本方針の策定、医療費助成の実施、調査研究、療養生活環境の整備を行っています。
- 難病法では、難病の特性に応じて、難病患者の社会参加の機会確保及び地域社会における尊厳保持、他の人と共生することの支援を総合的に行うことが求められています。
- 難病患者においては発症後の長期間の療養生活や病気に対する不安があり、医療機関、地域支援者が連携し、地域で難病患者を支援することが求められます。
- 難病患者のニーズに適切に応えられるよう、医療機関や地域支援者への知識及び技術を習得する機会の提供が必要です。

第5章 個別重点課題・くらしを支える取組

図表 難病に係る各医療費助成の受給者数の推移（年度末）

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017
特定医療費	-	-	14,491	15,589	15,901	14,084
特定疾患治療研究	13,796	14,304	52	42	41	39
先天性血液凝固因子障がい等	62	71	71	72	74	77
長野県特定疾病	65	69	65	61	56	3
遷延性意識障がい	51	8	6	7	5	9

保健・疾病対策課調べ

主な施策の方向性

(1) 高齢者への支援

① 高齢者が生きがいを持ってくらす地域づくり

- 県長寿社会開発センターと連携し、高齢者の社会参加に必要な仕組みづくりを進め、意欲ある高齢者と活躍の場のマッチングを支援することで「人生二毛作社会づくり」を促進します。（健康増進課、介護支援課、労働雇用課）
- 高齢者がフレイルサイクルに陥らないよう、フレイルの概念と対策の重要性を地域住民、市町村担当者等に対し普及啓発を行うとともに、フレイルに関する専門職等の資質向上や、フレイルに陥った高齢者を早期に発見し、多職種の連携体制の整備とその効果的・効率的な介入を促進します。（健康増進課、保健・疾病対策課、介護支援課）

② 地域包括ケア体制の確立

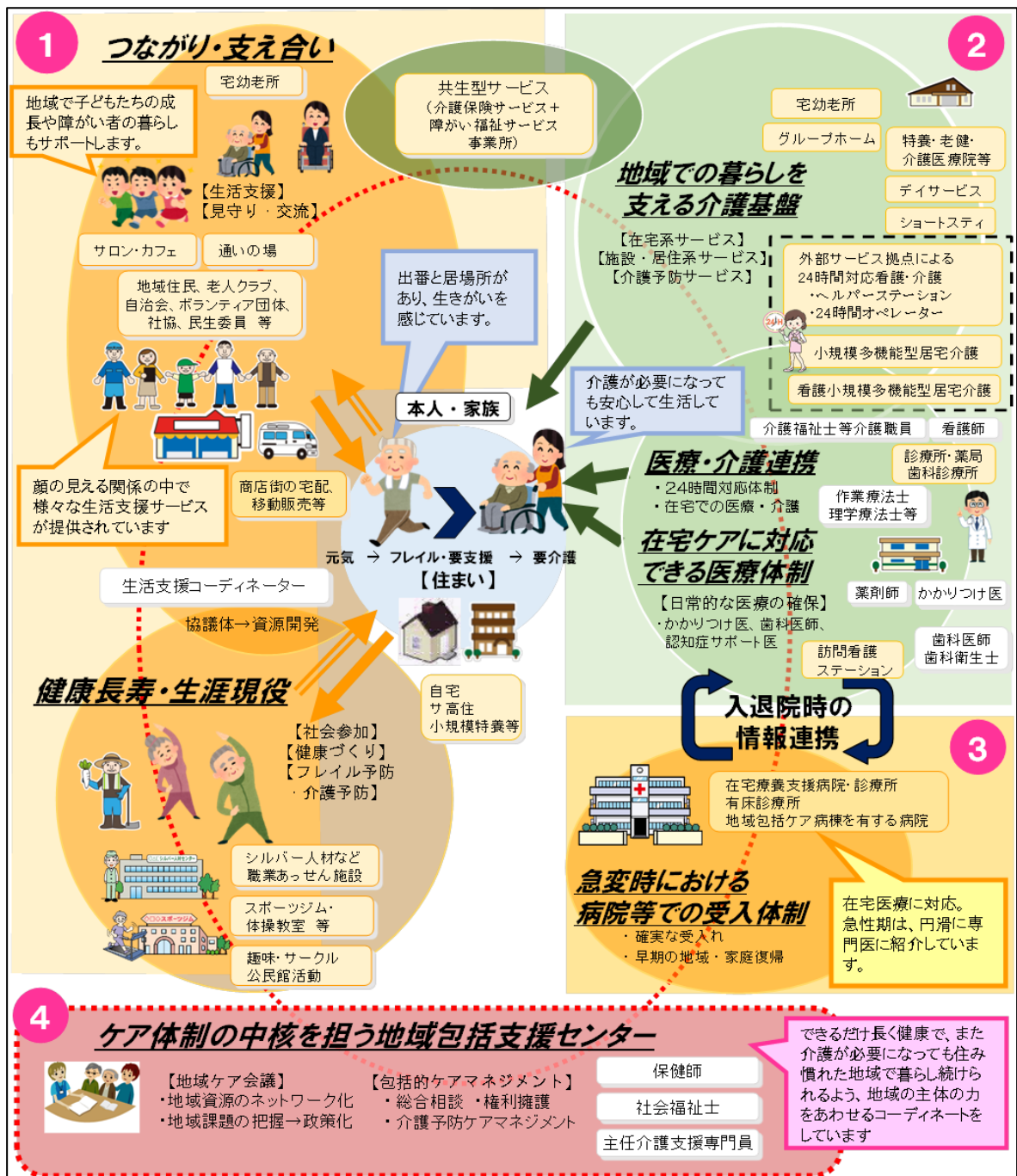
- 地域包括ケア体制の構築の主体である市町村や中核的な役割を担う地域包括支援センターの職員の資質向上を図ります。（介護支援課）
- 家族介護者が抱えている介護をする上での困りごとを、地域包括支援センターを中心に地域で支える仕組みづくりを支援するとともに、地域支援事業等で実施する家族介護支援事業の取組事例の紹介や情報提供等を通じて市町村の家族介護支援の取組を支援します。（介護支援課）
- 市町村等関係機関と連携し、介護保険と障がい福祉両制度に位置づけられる「共生型サービス」の実施等、高齢障がい者のニーズに応じたサービスが提供できる包括的な支援体制づくりを行います。（介護支援課・障がい者支援課）

③ 認知症高齢者等への支援

- 高齢者人口の増加に伴い、医療及び介護が必要になる方、認知症の方が増加していく中で、病院に入院しても円滑に在宅療養に移行し、住み慣れた地域で適切な医療・介護・生活支援が受けられるよう、在宅医療や在宅介護サービスの充実を図ります。（介護支援課、医療推進課、保健・疾病対策課、薬事管理課）
- 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動がより効果的に進められるよう情報提供等により市町村の取組を支援するとともに、認知症の理解促進や見守り体制の構築を推進します。（保健・疾病対策課）
- 若年性認知症（65歳未満で発症する認知症の総称）の人やその家族の意見が尊重されるよう、若年性認知症コーディネーターが調整役となり、支援関係者とのネットワークづくり、居場所づくり等の支援を行います。（保健・疾病対策課）

第5章 個別重点課題・くらしを支える取組

- 長野県が目指す保健・医療・介護（福祉）の連携と自治の力を生かした「地域包括ケア体制」のイメージ



(2) 障がい児者への支援

①障がい児者の地域生活を送るための支援

- 県自立支援協議会等を活用した地域の現状や課題等の把握・共有、好事例の紹介等を通して、市町村の地域生活支援拠点等の効果的かつ持続可能な運営を支援します。（障がい者支援課）
- 市町村及び相談支援事業所等地域の支援者と連携して、体験の機会・場の利用

等により、施設や病院に長期入所（入院）している障がいのある人の地域生活移行を進めます。（障がい者支援課）

- 相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図るため、実践力を高めるための研修を実施します。（障がい者支援課）
- 障がいのある人等を在宅でケアしている家族等を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス（レスパイトケア）が身近な地域で利用することができるよう、短期入所サービスを提供する事業所の拡充を図ります。（障がい者支援課）

②多様な障がいに対する支援の充実

- 障がいの特性等によらず、障がい児者が希望する地域で安心してらせるよう、障害福祉サービスの提供体制を構築するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携した支援体制を構築します。
（障がい者支援課、保健・疾病対策課、次世代サポート課等）
 - ・医療的ケア児のライフステージに応じた専門的な知識により支援できる人材を養成します。
 - ・地域における発達障がい診療・支援体制を強化するため、長野県発達障がい専門医等の人材育成に取り組みます。
 - ・高次脳機能障害支援拠点病院において障がい者総合支援センターや障害福祉サービス事業所等と連携し、当事者や家族への相談支援を実施します。
 - ・強度行動障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう福祉施設職員を対象とした研修等により専門的な知識や支援技術等を有する人材を育成します。

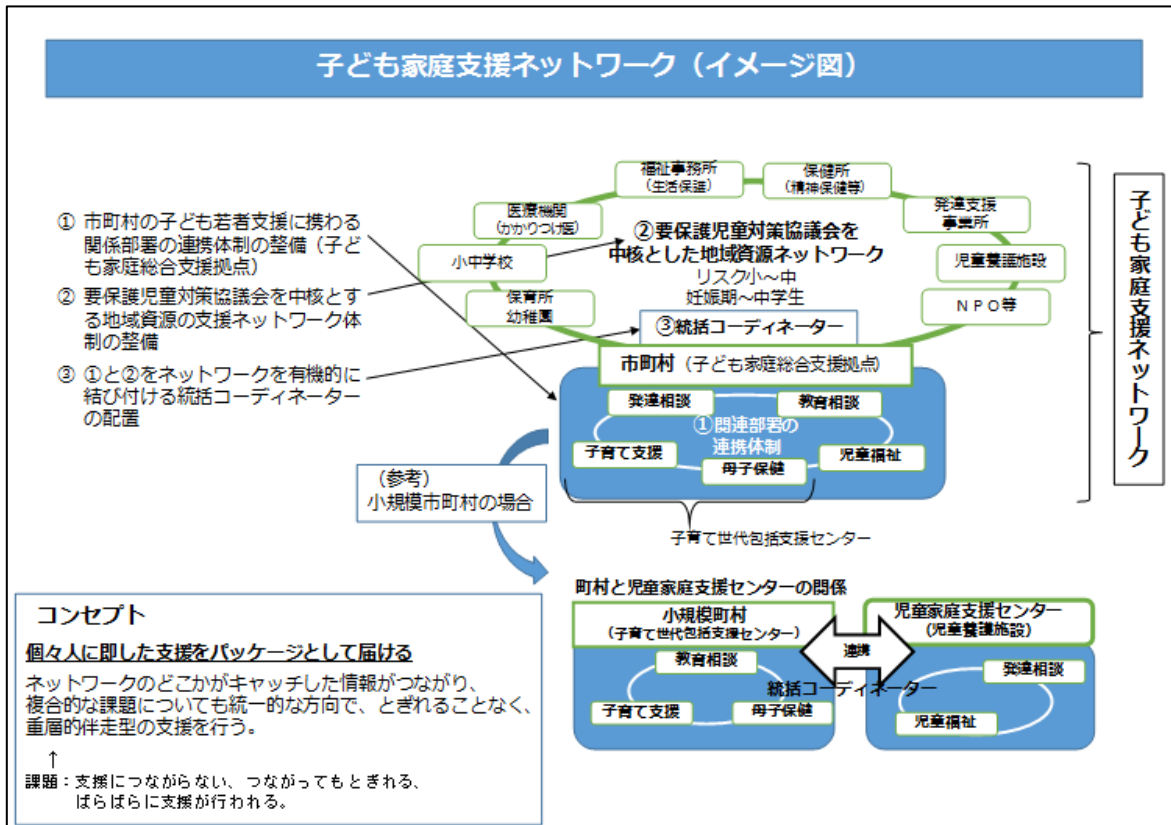
(3) 子ども・子育て

- 「子ども家庭支援ネットワーク」の体制整備を進め、複雑な課題を有する家庭等に対して、関係機関と連携して自立の機会に結び付けるまでの切れ目のない支援を実施します。また、保育士、教員、保健師、医療従事者、民生・児童委員、子育て支援団体等が地域の見守り人材としての役割を發揮し、子育て家庭の孤立を防ぎ、様々な困難を抱える子どもに対する早期支援を図ります。

次世代サポート課、こども・家庭課、保健・疾病対策課）

- 地域のつながりの中で子どもたちの成長を支える子どもの居場所「信州こどもカフェ」の設置を推進します。（次世代サポート課、こども・家庭課）
- 女性の社会進出や、就労形態の多様化による保育ニーズの拡大に対応し、3歳未満児保育や、保護者が希望する場所での保育サービス、病児・病後児保育等、地域の実情に応じた保育サービスの提供を図ります。（こども・家庭課）

● 「子ども家庭支援ネットワーク」イメージ図



子どもの居場所「信州こどもカフェの取組」

「信州こどもカフェ」は、地域の大人と子どもとの温かなつながりの中で、子どもたちの成長を支え、たとえ困難があってもそれを乗り越えて自立する力をつけてもらうため、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース等により家庭機能を補完する子どもの居場所の愛称です。

平成 28 年度に松本市と飯田市の2カ所ので信州こどもカフェのモデル事業を実施し、延べ 1150 人余りの子どもが参加しました。約半年の事業を通じて、子どもたちが宿題を持参し学習する姿が見られるようになったり、地域の中であいさつをする姿が見られるようになり、その効果を実感したところです。

県では、信州こどもカフェを普及拡大するため、NPO、行政機関、支援団体、民間企業等の多様な主体の情報交換や連携・協働を促進する交流の場である「地域プラットフォーム」を県内 10 広域ごとに立上げ、その取組を進めています。

また、各地域プラットフォームを拠点として信州こどもカフェの担い手の育成を行っています。

町村部における「子どもの学習支援事業」の取組み

健康福祉部地域福祉課

<事業の概要>

県では、子どもの社会性の育成や自立を促し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習支援事業」を、平成29年度から実施しています。対象者は、県内町村に居住する世帯の小学生から高校生世代のひきこもりや不登校等の子どもで、学習支援協力員（有償ボランティア）が個別に家庭訪問による学習支援や生活支援を行います。

平成29年度に2町で実施したノウハウを活用し、平成30年度以降、順次、実施町村を拡大しています。

<事業実施のポイント ～教育と福祉の連携～>

- ・学校からの情報提供を基に、対象となる子どもへのアプローチや支援方法を検討し、PDCAによる継続支援を実施
- ・町村の子ども支援対策の延長線上に本事業を取り入れ、教育相談員やスクールソーシャルワーカーと連携し、重層的・横断的な支援を実施
- ・地域資源を活用し、学習だけでなく、自立に必要な力をつける生活支援も実施



学習する小学生



電車の乗り方を学ぶ中学生

<取り組んで良かったこと>

- ・教育と福祉の連携ができ、新たなネットワークができたこと。
- ・中学校卒業後も継続的な関わりを持つことができ、中退防止や孤立の解消につながったこと。
- ・町村全体で子ども支援を考える土壌が育まれ、地域づくりにつながる可能性が生まれたこと。

(4) 難病患者への支援

- 重症難病患者が入院治療を必要とした場合に適切な入院施設を確保するため、難病診療連携コーディネーターを配置するとともに、難病診療連携拠点病院、短期一時入院の受入れを行なう協力病院及び連携病院によるネットワークを構築し、適切な医療の提供や相談支援を行うとともに、医療費等の助成を行います。
(保健・疾病対策課)
- 難病患者の不安解消を図るため、医師、看護師、社会福祉士等による相談支援や交流会を実施するとともに、保健師による家庭訪問により個別相談を行ないます。
(保健・疾病対策課)
- 難病患者及び家族が、地域の中で安定した在宅療養生活が可能となる体制の構築に向け、「難病対策連携会議」の設置など、医療・福祉関係者等との連携を進めます。
(保健・疾病対策課)

第2節 くらしを支える取組

1 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

(1) 福祉のまちづくり条例

- 長野県では福祉のまちづくり条例を制定(平成7年3月30日条例第13号、平成27年12月17日条例第50号により改正)しました。
- 条例では、障がい者等の社会参加の妨げとなっている障壁を取り除き、積極的な社会参加ができるよう、環境整備を促進するとともに、県民が主体となり互いに連携して福祉のまちづくりを推進することを規定しています。
- 県及び市町村は引き続き、すべての県民が共に生きる豊かな福祉社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

(2) バリアフリー化の推進

- 高齢者等が日常生活をできる限り自力で行えるよう、居室等のバリアフリー化を支援してきました。自宅等の住居内の転倒により介護が必要になるケースが依然として多いことから、住宅のバリアフリー化を進める必要があります。
- 県内には高齢者を中心に14万人が最寄りの店から遠いが自動車を持たない「買い物弱者」に該当するとされています。また、中山間地域を中心に自動車を運転できないいわゆる交通弱者の移動手段の確保や、自家用車を持たない高齢世帯等の日常生活の維持が困難となることが懸念されます。
- 聴覚障がい、視覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、情報通信機器の活用や支援者の養成を行っています。ITを活用した社会参加や仕事をできる環境も整ってきていることから引き続き支援者の養成を行うとともに、IT活用を総合的にバックアップする体制整備を進める必要があります。

主な施策の方向性

(1) バリアフリー化の推進

①地域・交通のバリアフリー

- 高齢者の社会参加や地域づくり、地域コミュニティ等の拠点としての鉄道駅の利活用を促進するなど、交通施設の拠点性を活かした地域の活性化を図ります。(交通政策課)
- 公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等優先駐車区画を適正に利用するため、障がいのある人や、高齢者、妊産婦、難病患者など歩行が困難な方に県内共通の利用証を交付する「信州パーキング・パーミット制度」を推進します。(地域福祉課)
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」や、外見では分かりづら

い、援助や配慮を必要としている人が身に着けることで、周囲の人に配慮を必要であることを伝えることのできるヘルプマークの普及を図ることにより、「支え手」と「受け手」の相互理解を推進します。（障がい者支援課）

- 障がい者等の安全な道路横断を確保するため、歩車分離式信号機や視覚障がい者用付加装置付き信号機、音響式歩行者誘導付加装置付き信号機の整備を進めます。（警察本部交通規制課）

②住居・居住環境のバリアフリー

- 高齢者や障がいのある人が日常生活をできる限り自力で行えるよう、居住環境を改善し、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう支援します。（介護支援課・障がい者支援課・地域福祉課）
- 外出時などにおいて、必要なバリアフリー情報が得られるよう、「バリアフリーマップ」の作成を推進します。（障がい者支援課）
- 障がい者をはじめ誰もが安心して暮らせるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した住宅の整備を行います。（建築住宅課）

③情報のバリアフリー

- 障がい特性に応じた情報提供のため情報通信機器の活用などの環境整備、意思疎通支援を行うための手話通訳者や要約筆記者、点訳、朗読に従事する奉仕員等の意思疎通支援者の養成や資質向上の取り組みを行います。（障がい者支援課）
- 障がい者のIT機器の利用を促進し、情報収集やコミュニケーションを支援するための拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置し、IT利用の普及、IT活用能力の向上及びテレワーク（在宅就労）を推進する取組を行います。（障がい者支援課）

<p>【目標】 信州パーキング・パーミット制度利用証交付数 (2017) 16,679件→(2018) 35,000件</p>

2 権利擁護

現状と課題

- 複合的な課題を抱える方の中には「生きていくために必要な衣食住に事欠いている」「働きたくても働けない」「学習したくても環境が整わずあきらめている」「本来受けるべき医療や福祉サービスを受けられない」「虐待・差別等で人としての尊厳が傷つけられている」等、権利や機会を奪われている人が多くいます。
- 生活の基盤や尊厳を守ることとともに、その人らしく生きる権利を守り、生活の質の向上と精神的な豊かさを高めることが必要です。
- 権利擁護と生活の質の向上には、地域住民、社会福祉協議会、地域の社会福祉法人や事業所・団体等あらゆる分野との連携と協働が必要です。
- 地域住民が、人としての生きる権利や機会、その人らしい生活等の理念を正しく理解できるよう、権利擁護の意識の醸成について、支え合いの実践を行う中で学ぶこと、また学習や周知の機会をつくることが望まれます。

主な施策の方向性

(1) 虐待防止

- 関係団体と連携し、市町村・地域包括支援センター職員や介護サービス・障がい福祉サービス事業所従事者、児童福祉施設職員等を対象に虐待の防止、早期発見等虐待対応力の向上を目的とした研修を実施します。
(介護支援課、障がい者支援課、こども・家庭課)
- 虐待等により保護者のもとから離す必要がある子どもについては、より家庭的な環境でのケアが必要であることから、子どもの支援に携わる関係者の共通認識のもと、里親委託などを推進します。(こども・家庭課)

(2) 判断能力が低下した方への支援

- 市町村職員等を対象とした実務担当者等実践会議等を通じ、市町村職員等の資質向上、制度の普及啓発に取り組みます。(地域福祉課)
- 市町村が行う、成年後見制度利用促進のための体制整備と中核機関等の設置や、成年後見制度市町村計画の策定を支援します。(地域福祉課)
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方に対し、自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会へ引き続き必要な支援が実施されるよう支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。(地域福祉課)

(3) 人権を尊重する社会づくり

- 同和問題、外国人、女性、性的少数者、高齢者、障がい者、子ども等の地域における人権課題に対し、人権啓発、人権教育、相談活動を実施するとともに、県民が自ら取り組む活動を支援します。(人権・男女共同参画課)

- ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者への相談・支援体制の充実を図るとともに、被害者、加害者にならないための意識啓発を行います。
（こども・家庭課、人権・男女共同参画課）
- 外国籍県民等が日本の生活に必要な知識や日本語の習得を支援し、また、外国籍県民の助け合い活動を推進するため、学びの機会の確保を支援するとともに、情報ツールの多言語化等により必要な情報にアクセスしやすい環境を整備します。（国際課）

性的少数者に関する理解促進

<性的少数者とは>

LGBT など、性的少数者の方々の人権は、近年特に注目されている人権の一つです。

LGBT とは、L（レズビアン・女性同性愛者）、G（ゲイ・男性同性愛者）、B（バイセクシャル・両性愛者）、T（トランスジェンダー・からだの性とこころの性が一致しない人）の頭文字です。LGBT の他にも、恋愛感情を抱かない人や、自分の性別は男性・女性のどちらでもないと認識している人など、様々な性的少数者がいます。

LGBT 等性的少数者の割合は、人口の8～9%という民間の調査結果もありますが、社会での理解はまだまだ進んでおらず、差別と偏見があり、いじめやハラスメントの被害に遭うなど、当事者にとって生きづらいという状況があり、自殺念慮の割合が高いことが指摘されています。

<最近の県内の動向>

全国的に当事者団体が多数設立されていますが、本県においても、性的少数者が生きやすい社会を実現しようと、当事者団体が発足しています。

2018年（平成30年）には、当事者団体等から県内の3市1町の議会に対して、性的少数者の人権に関する啓発活動の強化等を求める請願が提出され、採択されました。

このうち、長野市では、請願採択を受け、施策の展開の参考とするため、性的少数者に関して初めて市民の意識調査を実施しました。「あなたの周りに、性的少数者の方はいますか。」という設問に対して、8.6%の者が「いる」と回答しています。また、「性的少数者の人権を守るためにどのようなことが必要だと思いますか。」という設問に対しては、「社会全体での教育や啓発」という回答が最も多く、「学校等、子どもたちからの教育や啓発」という回答が続きます。このような結果からも、性的少数者の人権問題は身近な問題であり、問題解決のためには、教育・啓発が必要であることが分かります。

県としても、職場、教育現場、地域において、性的少数者に対する理解を促進するため、啓発を行うとともに、相談等の対応をしていますが、引き続き理解促進への取組を進めてまいります。

3 福祉人材の確保育成

現状と課題

- 介護需要の増加や、障がい者施策の推進、保育需要の拡大等、介護、障がい、子育て分野等の福祉サービスへのニーズに対応するための人材確保を進める必要があります。
- 福祉人材の確保・定着を図るためには、適性にあった職場との求人・求職のマッチングや職員のキャリアパスの構築、処遇の改善、労働環境の改善等の視点から総合的に対策を講じることが必要です。

主な施策の方向性

(1) 入職促進

- 関係機関・団体等が連携・協働し、それぞれが主体的に介護人材の確保・定着・質の向上にかかわる仕組み（ネットワーク）を構築することにより、効果的な施策展開を図ります。（地域福祉課）
- 福祉に関心のある一般求職者や中・高校生に対し、福祉の職場体験の機会を提供するとともに、小学校、中学校、高等学校に福祉施設職員等を派遣し、福祉の仕事のやりがいや魅力を伝えます。（地域福祉課）
- 福祉・介護職を対象とした職業紹介や、就職相談会の開催、求職者と求人事業所の橋渡しをするキャリア支援専門員の配置等により、求人・求職のマッチングを推進します。（地域福祉課）
- 広域的・県的な情報収集、提供、マッチングを行う保育士人材バンクの活動強化により、潜在保育士の再就職等を促進します。（こども・家庭課）
- 福祉・保育・介護職員を目指す学生への修学資金の貸付や、即戦力として期待される離職した人材の呼戻しのための再就職準備金の貸付等により、県内養成校への入学者確保や潜在的有資格者の復職を支援します。（こども・家庭課、地域福祉課）

(2) 資質の向上

- 福祉・保育・介護職員が、自身のキャリアや専門性に応じて資格や知識・技術を取得することができるよう、資格取得支援や、福祉職員生涯研修を実施し、職員の処遇改善及びキャリアアップの仕組みの充実を図ります。（こども・家庭課、地域福祉課）

(3) 労働環境の改善

- 介護職員の子どもを預かる施設内保育所を運営する介護サービス事業所等に対する運営費の補助のほか、介護職員の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、介護ロボットの導入等、労働環境の改善に向けて支援します。（地域福祉課）
- 外国人介護従事者の活用について、制度の詳細を踏まえたうえで必要な受入れ

体制を整備していきます。（地域福祉課）

〔目標〕 介護職員数（2016）3.5万人→（2020）4.1万人

長野県介護職員キャリアパス・モデルについて

介護人材の確保・定着のためには、介護職員が将来にわたり働きがいを感じながら仕事を続けられるよう、能力・資格・経験等に応じて適切な処遇を受けることが重要です。長野県では、2010年度（平成22年度）に「福祉・介護サービス従事者のキャリアパス・モデル及び研修体系検討委員会」を立ち上げ、2011年度（平成23年度）に、介護職員のキャリアパスを例示した「長野県版キャリアパス・モデル（暫定版）」を作成しました。

これに基づき、2012年度（平成24年度）から、職層ごとに求められる能力の向上を図る福祉職員生涯研修を実施し、キャリアパスの構築を支援してきました。さらに、2014年（平成26年）6月には「福祉・介護人材確保ネットワーク会議」を立ち上げ、キャリアパス構築に向けた支援策について検討を続け、暫定版に給与等の目安となる「長野県介護職員モデル給与規程」を追加し、「長野県版キャリアパス・モデル（完成版）」として公表しました。

県内の介護サービス事業所におけるキャリアパスの構築や給与規程等の整備・改善に活用されるとともに、すでに介護職に従事している方やこれから介護の仕事を目指す方のキャリア形成の参考になることが期待されます。

「長野県キャリアパス構築・人材育成事例集」

長野県公式ホームページ URL：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/kaigo/model-kyuuyo.html>

4 住宅確保対策

現状と課題

- 世帯の単身化、雇用の非正規化等の影響からこうした方の保証人の不在による住居確保や就労が課題となっており、「住宅確保要配慮者需要調査（速報値）」によると生活就労支援センター（まいさぼ）の新規相談者への住宅確保の支援に関しては、入居等の費用負担や連帯保証人の確保が課題として挙げられています。
- 少子高齢化の進行等により、高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯等、住宅確保要配慮者が増加しています。一方で家賃滞納、孤独死、事故・騒音等への不安から民間の賃貸住宅の大家には住宅確保要配慮者の入居に対して拒否感を持つ人もいることからこうした要配慮者への支援に取り組む必要があります。

主な施策の方向性

（1）住居確保要配慮者への支援

- 居住や就労等に課題を抱える生活困窮者などに対して、生活の安定と自立を促すため、長野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造ねっと」の体制強化を支援し、これまでは、連帯保証人が確保できずに賃貸住宅の入居ができなかった方々でも入居が可能となるよう取組を強化します。（地域福祉課）
- 民間の賃貸住宅や空き家を新たな住宅セーフティネットとして住宅確保要配慮者住居に活用する仕組みの導入の検討を進めます。（建築住宅課）
- 野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造ねっと」の入居保証事業を活用し、真に住宅を必要とする方が優先的に県営住宅に入居できるよう配慮するとともに、収入に応じて家賃の減免を行います。（公営住宅室）

入居保証事業による県営住宅への入居支援

生活就労支援センターまいさぼの相談者には、家族や親族が少なくアパート入居などの際、保証人が確保できないために入居できず、自立支援が進まないケースが少なくありませんでした。

そこで県社会福祉協議会では、県内市町村社会福祉協議会と協働の公益事業として「長野県あんしん創造ねっと」を平成29年10月に設立し、入居保証・生活支援サービスを開始しました。あんしんねっとが家主と債務補償等の契約を行い、地元の社会福祉協議会が定期的な見守り支援を行う仕組みです。



ケース例 住み込みの仕事をしていたが、退職と同時に社宅を退去することになり、保証人の確保ができずアパート入居が出来ず困っていた。

→あんしんねっとの支援によりアパートに入居し、就職にもつながりました。

入居保証・生活支援サービスの契約者は、平成30年10月までに8件と増加してきましたが、公営住宅への入居希望が少なくないにも関わらず、公営住宅の連帯保証人確保の要件に該当すると認められていないことが、課題となっていました。

長野県は、平成31年1月から、県営住宅の入居が必要だが保証人の確保ができない場合に、この入居保証・生活支援サービスを利用できるよう、県社会福祉協議会と協定を締結しました。

住宅行政と福祉の連携により、住宅確保困難者への支援に、新たな仕組みを創造したものといえるでしょう。この保証問題は、生活困窮者だけでなく、高齢者や地域で生活を望む障がい者、DVで避難中の母子の自立支援など福祉分野横断の課題であり、今後、市町村営住宅への取り扱いの拡大など、波及効果も期待されています。

5 買い物支援等地域の生活課題対策

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人等が身近な地域で買い物や食事に出かけることができるよう、移動手段の確保や車両等のバリアフリー化への対応、県民生活に密着した施設等のバリアフリー対策を積極的に推進する必要があります。
- 運転免許証返納者への支援施策を導入する団体、市町村は6団体 44市町村（2018年（平成30年）11月時点）であり、引き続き、運転免許証自主返納後の高齢者への移動手段確保等の支援施策を推進する必要があります。

主な施策の方向性

（1）高齢者等の移動手段の確保支援

- 居住密度が低い過疎地域等において、デマンド交通への転換、タクシー輸送の活用、NPO等による有償運送など、小規模な需要にふさわしい移動手段の確保を市町村等と協働して推進します。（交通政策課）
- 移動が困難な者に対しても質の高い交通サービスを提供するため、乗り降りしやすいように配慮されたタクシー（ユニバーサルデザインタクシー）車両や低床バス（ワンステップバスまたはノンステップバス）車両の導入を支援するとともに、鉄道駅等のユニバーサルデザイン化を図ります。（交通政策課）
- 交通事業者による交通サービスの提供が困難な地域において、高齢者の社会参加や地域貢献の観点等を踏まえ、地域の元気な高齢者が地域における移動の担い手となるなど、高齢者を中心とした地域共助による交通の確保を、市町村等と協働して推進します。（交通政策課）
- 身体機能の低下等を理由に自動車の運転が困難となるなど、活動の場が制限されることとなる高齢者を支援するため、市町村等に対して、運転免許証返納者への支援施策の導入・充実について働き掛けを行います。（警察本部交通企画課）

交通バリアフリーに向けた取組

交通政策課

◆「県有民営」による低床バス導入促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の規定に基づき、公共交通事業者に対して車両等のバリアフリー化への対応が推進されている中、県ではそれらの事業者が行う車両整備への支援を行っています。

取組の一つとして実施しているのが、県がバスを所有し、乗合バス事業者が運行する「県有民営」方式による取組です。

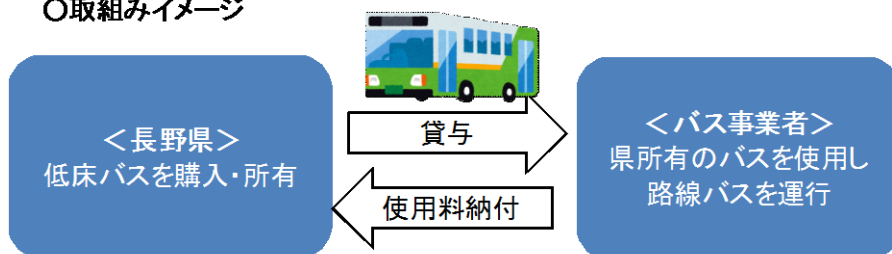
<背景>

バス事業者においては、利用者の減少から乗合バス事業への設備投資が抑制され、車両の老朽化が進行し、低床バス車両への更新が進まない状況でした。低床バスは購入に1台あたり2千万～3千万円費用がかかり、初期費用の負担が課題となっていました。

<具体的な内容>

県が低床バス車両を購入・所有し、県内幹線バス路線を運行する乗合バス事業者に対して貸与します。使用料を5年間にわたって徴収した後、車両を譲渡します。

○取組みイメージ



<効果>

乗合バス事業者の車両更新に要する初期費用の負担が軽減され、県内幹線バス路線の維持確保に係る経営環境の改善が図られます。また、老朽化した乗合バス車両の更新が進むことでバリアフリー化が促進します。

○乗り降りしやすい低床バスの普及の効果

・高齢者
・障がい者(車いす利用者など)
・妊婦、ベビーカー利用者など
の利便性が向上

・高齢者の外出機会の増加
・障がい者の活動範囲の拡大
・子育て環境の向上

6 福祉サービスの質の向上

現状と課題

(1) 指導監査、第三者評価制度の推進

- 利用者本位の社会福祉制度が確立される中で、サービスの質の向上と適切なサービス選択に役立つための制度が「福祉サービス第三者評価」です。
- 「福祉サービス第三者評価」では公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの評価を行います。事業者が福祉サービス第三者評価を受けることにより、サービスの質の向上に向けた自主的な取組を促進するとともに、評価結果を周知することで、利用者の適切なサービスの選択を促しています。
- 県及び市町村は、社会福祉法、その他関係法令に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を定期的又は随時実施しています。平成29年（2017年）4月1日に社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性など、社会福祉法人制度改革を柱とする改正社会福祉法が施行されました。介護、障がい、保育サービス等、対象者やニーズの多様化に伴い、福祉サービスを提供する事業主体も社会福祉法人だけでなく、NPOや民間企業など多様な事業者が参入しています。こうしたなかで、利用者が安心して継続的に利用できるよう、効率的・効果的な指導を行うことが求められています。

(2) 福祉苦情解決体制の充実

- 福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則です。事業所には苦情受付担当者、苦情解決責任者、客観的な立場から苦情解決を図る第三者委員を設置するなどの苦情解決体制がとられています。
- 事業所との話し合いで解決することが困難な場合には、県社会福祉協議会に設置される「運営適正化委員会」により、本人の申し出に応じて解決が図られます。

図表 長野県社会福祉協議会（運営適正化委員会）に寄せられた苦情内容の内訳

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
合計	69	43	56	57	62
職員の接遇	17	16	18	28	26
サービスの質や量	12	10	6	11	14
利用、情報提供	2	0	20	8	12
利用料	12	5	1	1	0
被害、損害	2	2	2	0	0
権利侵害	11	8	7	6	7
その他	13	2	2	3	3

長野県運営適正化委員会事業報告

(3) 社会福祉法人による公益的な取組

- 2016年(平成28年)の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として創設されました。
- 社会福祉法人には、地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応困難な福祉ニーズへの対応も求められています。
- 社会福祉法人には、「地域における公益的な取り組み」の実践により、地域共生社会の推進に向けて積極的に貢献することが期待されています。

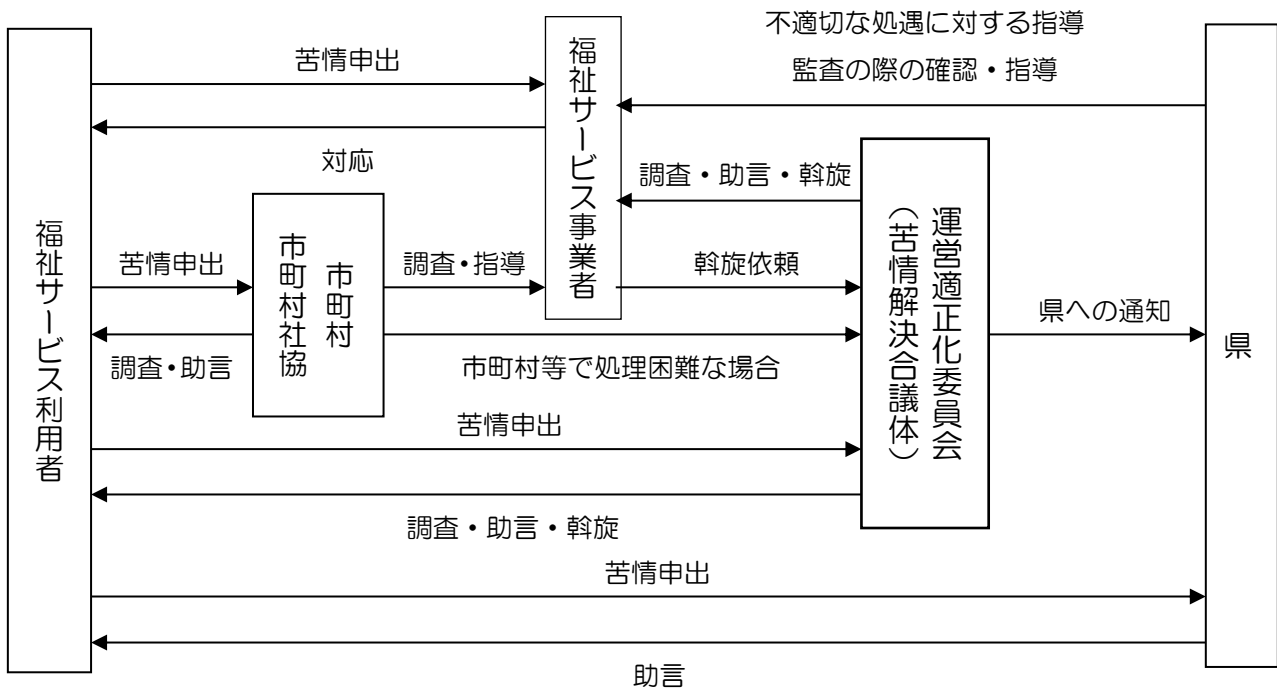
主な施策の方向性

(1) 指導監査、第三者評価制度の推進

- 公正・中立な第三者の評価機関による、福祉サービス評価事業(福祉サービス第三者評価事業及び地域密着型サービス外部評価事業)を実施し、事業者・利用者双方に活用しやすい制度とするため評価結果の公表方法について検討していきます。
- 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図るため、社会福祉法、その他関係法令、通知等に基づき、指導監査を実施するとともに、他の事業所の模範となる取組は積極的に公表します。
- 市町村における事業者等への指導監査体制の充実・強化のため、引き続き技術的な支援を行います。

(2) 福祉苦情解決体制の充実

- 長野県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、福祉サービスに関する利用者からの苦情を受け止め、客観的な立場から解決策の斡旋を行うとともに、苦情解決制度の普及・啓発を行います。



(3) 社会福祉法人による公益的な取組

- 社会福祉法人が地域社会の福祉ニーズに応じた「地域における公益的な取組」が展開できるよう、取り組み事例の収集・提供等、支援を行います。
(健康福祉政策課、地域福祉課)
- 社会福祉法人が地域における公益的な取組を実施する際に必要となる円滑かつ公正中立な意見聴取を行なう場として、「地域協議会」を設置します。
(健康福祉政策課、地域福祉課)

社会福祉法人による地域における公益的な取組

<取組みの背景>

平成28・29年度に行われた社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人は地域における公益的な取組を実施するよう努めることが義務付けられました。

少子高齢化や人口減少など地域の課題を踏まえ、地域の福祉ニーズに対応するサービスを自主的かつ積極的に提供することで、社会福祉法人が地域福祉の中心的な役割を担い、地域社会へ貢献することが求められています。

<取組み事例紹介>

○絆プロジェクト（福祉共育の実践） 社会福祉法人廣望会（長野市）

障害福祉サービス事業所「アトリエCOCO」では、障がいのある利用者と地元の保科小学校の子どもたちが、一緒に作業やゲームやスポーツをし、一緒に歌い、一緒にイベントを楽しむ交流事業「絆プロジェクトーみ〜んなともだちー」に取り組んでいます。

この取組は、年に1回行われるようなスポット的なものではなく、小学校入学から卒業まで毎年4～5回行われており、交流を通じて子どもたちは自然に、障がいのある人の気持ちや暮らしにくさなどに対する理解を深めています。

障がいのある利用者の意識も変わってきており、取組開始から9年目を迎えた今では、法人が目指す「障がいのある人が地域の中で一緒に生活するのは当たり前」な環境が地域に整いつつあります。



一緒に七夕飾りを作成中！



一緒に歌って♪踊って♪

第 6 章

市町村地域福祉計画の策定について

第1節 市町村地域福祉計画策定について

1 地域福祉計画に係る法的根拠

- 社会福祉法第107条において、市町村は「市町村地域福祉計画を定めるよう努めることとする」と規定されており、また、その策定及び変更を行う際には、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるための措置をとることが求められています。
- 社会福祉法第4条において、地域住民等による地域生活課題の解決に向けた取組や地域福祉の推進について規定される一方、第6条において、国及び地方公共団体においては地域住民等と協力して福祉の推進に資する施策や地域住民等が地域生活課題を把握し、その解決を図ることを促進する施策を推進するために必要な各般の措置を講じなければならない、と規定され、施策の計画的な推進が求められています。
- 地域福祉計画は市町村の総合計画や基本構想を踏まえ、福祉のあり方や基本的な方向性を示す基本計画であり、福祉分野の各個別計画の理念や目標に共通するものが規定されます。
行政機関だけでなく、地域住民、社会福祉事業者をはじめとする民間事業NPO・団体等多様な関係者と連携し、どのように地域生活を形づくるか、という方向性を示すこととなります。
- 地域福祉を推進していくためには行政だけでなく、地域住民や社会福祉事業者をはじめとする民間事業者と連携し、協力して取り組むことが不可欠です。そのために、市町村地域福祉計画の策定プロセスにおいて住民参加による地域福祉推進に向けた動機付け、地域課題の共有化、解決に向けた検討を行うことが重要です。また、計画を推進しながらその成果や目標が達成できているのか、計画の評価委員会等を設け、地域住民が参加しながら評価していくことが重要です。

2 市町村の地域福祉計画の内容

地域福祉計画に盛り込むべき事項等は、厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年（2017年）12月12日付け子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出され、策定ガイドラインとして示されています。

●基本理念・基本目標

- 「長野県地域福祉支援計画」では「ともに生きる ともに創る 地域共生・信州」を基本理念として掲げています。各市町村においては行政だけでなく、

地域住民とともに地域福祉推進の目標を定めるに当たり、わかりやすい表現で設定することが求められます。

●地域福祉施策・地域福祉計画における地域の単位

- 住民の誰もが、必要なときにできるだけ身近なところで、必要とする生活の支援や、支援サービスを利用できることが望まれます。一方で全ての地域に高度で専門的な知識や技術を提供できる体制を構築することは現実的ではありません。一人ひとりのニーズに合ったサービスが効率的、効果的に提供できる地域単位や仕組みを検討する必要があります。
- 地域で生活するに当たり、公的サービスでは行き届かない地域課題を解決するため、地域住民による自主的な支え合いが求められています。こうした地域課題を解決する土壌は地域によって育まれてきたものではありませんが、今後は、支えられながらも他の誰かを支える力を発揮する機会として、また、地域のつながりの中で地域の課題を解決に結び付けていく方策として、ますます重要になっています。
- 地域福祉を進めるにあたっては、様々な主体が活動します。社会福祉事業者、ボランティア、NPO、民生・児童委員、地域住民等の地域福祉活動の担い手がいます。こうした地域福祉活動の担い手が互いに連携し、協力していけるように住民に身近な地域福祉の推進のための体制の整備が必要です。

●地域福祉計画に盛り込むべき事項（抜粋）

地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応のあり方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する社に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
 - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や支援のあり方
 - サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方

- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野との関係の整理
 - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの利用の促進に関する事項
 - ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ⑤ その他

3 地域福祉計画策定過程について

- 市町村地域福祉計画の策定に当たっての体制やその過程についても、厚生労働省「地域福祉計画策定ガイドライン」において示されています。
- 市町村地域福祉計画は、住民や利用者の視点に立って、高齢者や障がい者、児童といった、分野ごとの福祉制度の共通する理念や、サービスを利用しやすくするための支援、利用者の保護、地域福祉活動への住民参加や福祉制度の基盤整備など、地域福祉を推進していくに当たり基本的な事項を中心に計画するものです。したがって、各福祉分野の具体的な内容については各個別計画において策定することが望ましいと考えます。
- 市町村地域福祉計画の策定期間は、同じ福祉分野で関係がありますので、高齢者や障がい者の個別計画と改定期間をあわせたり、計画期間もこれらの計画と整合を取ることが理想です。
- 市町村地域福祉計画は行政計画でありながら、計画づくりに住民の参加を求めることが大きな特徴です。また、住民や社会福祉事業者等に地域福祉活動への参加を求めることや、医療や保健、教育、就労、住宅など、生活関連施策との連携を促進することが目標になります。
- 計画の策定にあたり、職員だけが携わればよいという考え方を避け、これまでの福祉の領域を超えて様々な分野と連携することで縦割り主義、横並び主義、前例主義を排除しながら、住民からの意見や提言を尊重して計画策定を行なうなど、職員の意識を変えていくことが大切です。
- 市町村地域福祉計画は住民参加のもと、策定、実行、評価の一連の活動を実施するものです。計画を策定して「終わり」にすることなく、策定後も地域住民等と連携して地域福祉を推進する必要があります。そのためにも地域において自らの責任において発言し、計画づくりから実際の活動、評価まで自主的に参加する人が望まれます。それぞれの地域にいる自主的な活動の実

践者や、その人の持つネットワークを通じて、より多くの地域住民等の参加が得られるよう呼びかけていくことが必要です。

- 計画の策定後、計画がそのまま放置されることなく、実効性のあるものとされ、また、地域において必要なサービスが効果的に提供されるためにも、地域住民を交えたモニタリング委員会等を設置し、計画の進捗状況等を常に評価していくことが重要です。

第 7 章

推進体制・達成目標・関連法令集

第1節 計画の推進体制・達成目標

本計画を着実に推進するために、次のことを重視し、PDCA サイクル（Plan：計画 Do：実行 Check：評価 Action：改善）により、計画の推進及び進捗管理を行います。

1 計画の推進体制

第4章で掲げた、地域共生社会へ向けた住民ワークショップでの地域生活課題の解決に向けた議論や住民支え合い行動宣言を受け止め、次の政策に反映するため、有識者等で構成される会議体を設置し、地域共生社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

2 計画の見直し

計画の実行過程で、長野県の地域福祉を取り巻く情勢に、策定時の想定を大きく超えた変化が生じることも考えられます。この場合にあっては、計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 達成目標

本計画の達成目標として、次の目標を設定し、毎年度達成状況を評価し、その結果を公表します。

○ 長野県地域福祉支援計画数値目標一覧

指標	現状	目標	備考
地域課題を共有するワークショップ開催数	-	100回/年	
ボランティア活動者数	601,000人 (2016)	増加させる	
生きがいを持って生活している高齢者の割合	65.2% (2016)	増加させる	
県と企業・団体等と協働して行った事業数	194件 (2016)	290件 (2022)	
こどもカフェ設置数	約70か所 (2017)	180か所 (2022)	
住民運営による通いの場の数	1,555か所 (2016)	2,000か所 (2020)	
自殺死亡率 (人口10万人当たり自殺者数)	18.2 (2015)	13.6 (2022)	
20歳未満の自殺死亡率	3.0 (2016)	0 (2022)	
70歳以上まで働ける企業の割合	29.5% (2018.6)	30.6% (2023)	
災害時住民支え合いマップ作成地区数	2,491地区 (2016)	3,876地区 (2021)	
介護職員数	3.5万人 (2016)	4.1万人 (2020)	
信州パーキング・パーミット制度利用証交付数	16,679件 (2017)	35,000件 (2022)	
成年後見制度申立件数(暦年)	509 (2016)	560以上 (2020)	
市町村地域福祉計画策定市町村数	36市町村 (2017)	77市町村 (2022)	

第2節 計画の検討経過

(1) 庁内連絡会議（庁内検討）

月日	会議名等	検討内容
4月17日	第1回庁内連絡会議	・地域福祉支援計画の策定について
4月20日	保健福祉事務所副所長・福祉課長会議	・居場所づくり・相談窓口・地域づくりと連動した福祉政策の進む形について
5月8日	第2回庁内連絡会議	・中山間地研究会の取り組み紹介
6月18日	現地視察・意見交換	・地域共生実践事例について現地視察
8月29日	第3回庁内連絡会議	・共生社会づくりに向けた庁内外の連携・協働について

(2) 審議会等による検討

長野県社会福祉審議会

月日	会議名等	検討内容
10月26日	第1回長野県社会福祉審議会	・専門分科会による検討の中間報告 ・再犯防止推進計画の単独作成について
2月1日	第2回長野県社会福祉審議会	・地域福祉支援計画（案）について

地域福祉計画専門分科会

月日	会議名等	検討内容
7月6日	第1回地域福祉支援計画専門分科会	・地域福祉支援計画の方向性について
9月25日	第2回地域福祉支援計画専門分科会	・地域福祉支援計画素案について
1月23日	第3回地域福祉支援計画専門分科会	・計画原案の検討及びまとめ

地域福祉計画作成ワーキングチーム

月日	会議名等	検討内容
10月16日	第1回ワーキングチーム会議	・地域福祉支援計画素案について
11月7日	第2回ワーキングチーム会議	・地域福祉支援計画素案について
1月15日	第3回ワーキングチーム会議	・地域福祉支援計画原案について

(3) 市町村との調整等

月日	会議名等	検討内容
8月20日～ 9月14日	地域福祉支援計画策定に係る実態調査	・県内の実態を把握し、長野県地域福祉支援計画を策定するに当たって参考とするため、77市町村へ調査を実施
8月20日～ 10月29日	地域福祉支援計画策定等に係る説明会	・県地域福祉支援計画の方向性について説明および意見交換

第3節 関連法令

○ 改正社会福祉法（抜粋）

（平成29年6月2日法律第52号 平成30年4月1日施行）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を

行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、

共通して取り組むべき事項

- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

- 第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。